

620

951



* 0029405000 *

0029405-000

620-951

利廻計算の仕方

前田梅松・著

経済知識社

15版

昭和7

ADI

7.9.10


307

利廻計の仕方

商學士

前田梅松著

東京經濟知識社發行



620-951



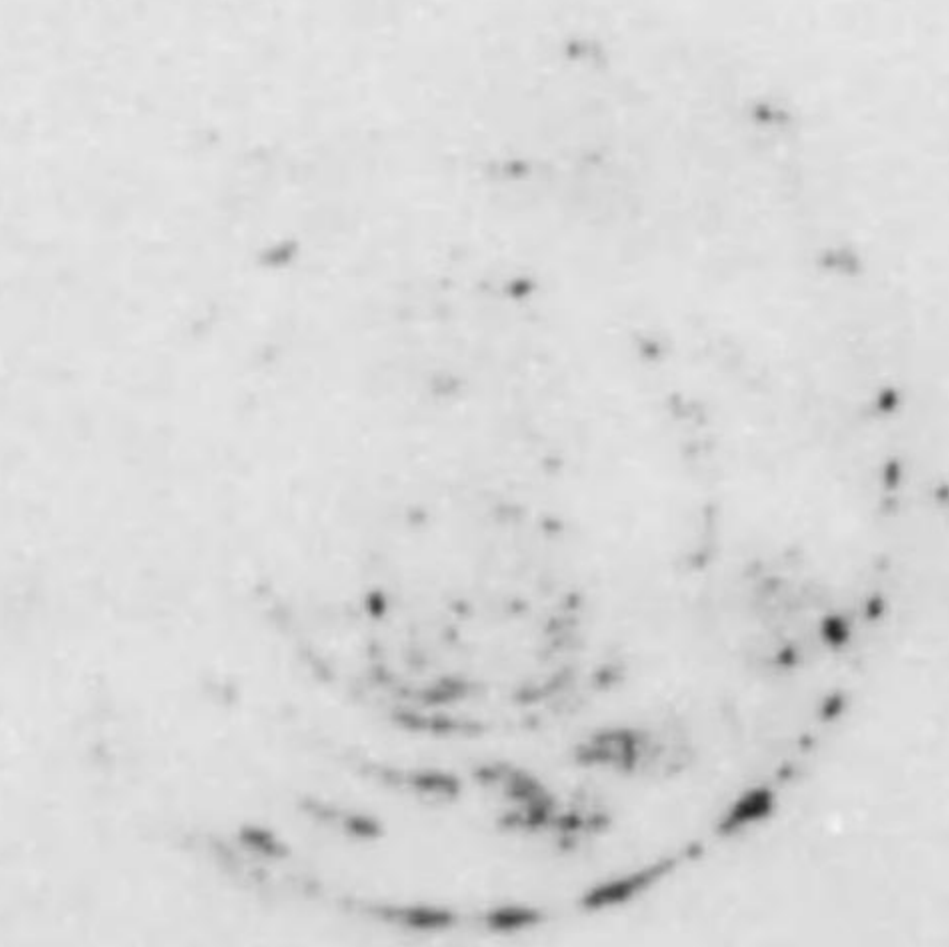
利廻計の仕方

商學

著 松 梅 田 前

納
本

版 社 識 知 濟 經



620
951

~~627/64~~

序

本書は雑誌『經濟知識』に「利廻計算の仕方、見方」と題して、昭和五年二月から、昭和七年二月に亘つて連載したものを、更に補正加筆して『通俗利息算の書』としたものであります。

元來利息算は、誰にでも必要なものであります。極めて無味乾燥な爲、その儘では到底一般には向かないのであります。そこで著者は市井街頭に轉じてゐる、卑近な事實や、雑多な事件、出來事を捕へて、之を利息算の順序に配列して、その解説を試みる事にしたのであります。

何時であつたか、軍艦を造る話を聞いた事がある。軍艦には、攻撃力と、防禦力と、速力のこの三要素は、互に相容れない性質のものださうであります。横つべらの鋼鉄を厚くして、大きな大砲を積み、重さが増して來るから、速力が出ない様にな

序

一

る。反對に速力を出さうと思へば、勢ひ装甲も薄いので我慢し、大砲もさう無闇に澤山は積めないと思ふ事になつて、此三要素は所謂三すくみなさうであります。書物でも、之と同じ事で、内容を分りよく説明し様とすれば、理論がなくなつて骨ぬきになつて了ふし、今度は理窟を多くすれば、ゴツ／＼して、一般には向かないものになつて了ひます。相當の理窟もこねた上に、大衆的にしやうとすれば、勢ひ多くの紙數がいる事になつて、定價が高くなる。所詮書物に於いても、内容、大衆價值、定價の三つは相容れないものなのであります。

さう云ふ様な譯で、いろ／＼な制限から、著者の意に満たない所や、分りよくする爲めに、嚴密な理論に對して、故に筆を曲げた所等も生じて來ましたが、これは大衆的な讀者層を、目安に書いたものと云ふ點から、御寛恕願ひ度いのであります。尙本書を書くに當つて參考にした書物や、引用した書物は、各その個所に出所を明記して置きました。特に矢野氏著金利精覽には負ふ所が多いのです。表の説明等は、

大體同氏の説明法に依りました。其他友人、先輩から、多くの助言と御教示を得ましたので、茲に併せて深謝の意を表します。

昭和七年四月

經濟知識社にて

著者識

利廻り計算の仕方 目次

第一編 總 說

第一章 積利と致富方程式……………	一
見當の付かぬ當て事——天文學的數字——百圓札に直して見る——致富方程式——今後の投資問題	
第二章 利息の起源と制限……………	八
利息の起源——利息制限法——合法的脫法行爲——調査料專問の高利貸	
第三章 利率の稱へ方と利率換算の仕方……………	一五
利率の稱へ方——利率換算の仕方（A、年利を月利又は日歩に換算するには。B、月利を年利又は日歩に換算するには。C、日歩を年利又は月利に換算するには）	
第四章 單利法と複利法……………	三三
利法の種類——單利計算の仕方（A、利息の計算の仕方。B、元利合計	

の計算の仕方、C、利率及び利廻の見方——複利計算の仕方

第五章 利廻とはどんな事か……………二九

利廻と利率の區別——投資の立場から見る

第二編 利息計算と割引計算

第一章 複利表の見方……………三

複利表とはどんなものか——元利合計の見方——利率と利廻の見方——年数の見方——年数の延ばし方

第二章 呼び値の利率と利廻……………四

轉化の意味——呼び値の利率と利廻——無限回轉化の利息——轉化回数と期數

第三章 高利貸を語る……………四七

アイスの常套手段——車婆とからすの由來——天引と踊り

第四章 保険料の意味……………五三

高利には何が含まれてゐるか——投資損害保険——自家保険とはどんな

ものか——保険料の内容

第五章 質屋の利息……………五九

プロ階級の金融機關——質屋の利息の解剖——親質と子質——親質と子質の懐工合——流質に依る損害——贓品に依る損害

第六章 電話金融の仕方と利廻……………六九

電話に権利の付いてゐるのは日本ばかり——電話の値段——権利のついた曲折——架設の實費——日本電信電話株式會社——貸附金額と敷金——擔保の取り方

第七章 郵便貯金の利廻……………七〇

不祥事の度毎に殖える——名稱利率と利廻——預入の月で利廻が違ふ——利廻の出し方——預入日と利息の關係——利廻比較上の注意

第八章 利殖量と利殖能率……………七三

利廻は資産増殖の速度——利廻だけでは不充分——利殖量、利殖能率とはどんな事か——郵便貯金を例にとる

第九章 現價と割引……………七六

明日の百より今五十——時差説——ボーナスの早生兒——銀行割引と其

不合理な點——眞割引

第十章 現價表の見方……………一〇六

現價表の作り方——現價表の見方——利率の見方——年數の見方——年數の延ばし方

第十一章 割引債券の利廻……………一一二

第二回割引勸業債券——利廻の見方——割引興業債券

第二編 年金計算

第一章 家計と貯める話……………一二九

隠居の祕傳——金持になる三つの道——どの位貯蓄すればよいか

第二章 月掛貯金の利廻……………一三四

月掛貯金の重心——先づ簡単な例から——月掛貯金の平均期日——複利表で利廻を探す

第三章 曾呂利の一文倍増……………一三三

紹巴と曾呂利——曾呂利新左衛門——曾呂利の一文倍増——等比級數の

總和

第四章 年金とはどんなものか……………一四三

年金の意味——年金の種類——据置年金と即時年金——期首拂年金と期末拂年金

第五章 年金終價表の見方……………一四九

年金終價表とはどんなものか——元利合計の見方——利率の見方——年數の見方——期末拂年金の見方

第六章 お布施の信託と永續年金……………一五五

お布施の信託——お布施の永續年金——永續年金の現價——永續年金の應用

第七章 利廻から見た權利金、暖簾代、老舗料……………一六一

權利と暖簾と老舗料——權利金の本體は獨占と信用——評價利率——標準金利と保険料——暖簾代や權利金の見積り方

第八章 土地の評價法と利廻……………一七二

第一節 利廻から見た地價……………一七三

目次

取らまへ所のない土地の値段——土地の種類——市場価格と正常価格
 ——土地の獨占的性質——土地の賣買價格——賣買の時と、擔保に取る
 時——業務用地賣買の實例——買手の最高買入株算額——賣手の最低換
 價採算額——正常價格——收益と金利が其標準——還元するとはどんな
 事か——現價に直す公式——耕地の正常價格——住宅地はどうか

第二節 路線價、地價指數と土地の評價……………一四

どういふ所が地價が高いか——路線價と路線價指數——奥行價格百分率
 ——一方路線に接する場合の地價算定法——二方路線に接する場合と側
 方影響百分率(A、裏と表とから利用せられてゐる場合。B、側方道路
 の影響を更ける場合)

第九章 株式利廻計算の仕方……………二〇八

第一節 永續配當株の利廻の出し方……………二〇八

株式投資は安全か——配當の安定してゐる株の利廻——概算の利廻——
 配當含と配當落——一回決算と二回決算——どの利廻が實際に用ひらる
 るか

第二節 永續配當株の價格の出し方……………二〇七

利廻から値段を定める——何分利廻に買ふとはどういふ事か——株價算
 出の公式——株式利廻表と價格表の引き方

第三節 配當の變る株の利廻の出し方……………二〇四

配當の變る株はどう採算するか——永續配當の公式では不可——先づ永
 續配當に換算して見よ

第四節 新株採算の仕方……………二〇九

不肖の子新株——新株採算の二途——新が親より高くなる場合——横堀
 將軍——親孝行相場——新株變動の範圍——拂込比例額まで下る場合
 ——プレミアム六掛説——新株は直接利廻で損拂をする——拂込で損が
 埋められる——拂込の時期——經濟的眞空——無配當になつたら

第五節 無配當株の値段の出し方……………二〇九

無配株の値段——三年先で配當復活と見る——無配の新株

第十章 公社債利廻計算の仕方……………二五三

第一節 單利利廻計算の仕方……………二五三

歐米諸外國には定期預金はない——吾國の債券界——利廻の種類——直
 接利廻——最終利廻——單利々廻計算法——單利價格算出法

第二節 複利利廻計算の仕方……………二六三

複利々廻を直接に見る事は困難である——債券価格の出し方——債券價格表の見方(A、價格を見る事。B、五分及び六分利附債券價格表からそれ以外の利附の債券價格を求むる事)——複利々廻の見方

第三節 裸相場と端數利子の計算法……………二七四

含み相場——裸相場——端數利子の計算——實際の投資例

第十一章 年金現價表の見方……………二八四

動物から搾取する——利息算的に見る——卵用種投資の解剖——實際の例に就いての説明する——年金現價表とはどんなものか——養雞と採算——表の見方

第十二章 貸家とその利廻……………二九七

家賃は定期年金である——滞納と空家——借家、持家の割合と空家率——空家の率を減らすには——空かない様な家の條件——滞納と借家法——永續年金の形に直して利廻を見る——實例

第十三章 月賦の利廻……………三〇九

月賦の本案は米國——月賦は現金拂より高い——賦金と償却基金——賦金表の引き方(A、賦金の見方、B、利率(利廻)の見方、C、年數の見方)——賦金表はどうして作るか——償却基金はどうして算出するか

第四編 確率と利廻

第一章 勸業債券の當籤率……………三三七

取らぬ狸の皮算用——プロバビリテイ——日常の話にもある——確率の計算法——皮算用の公式——廿三回はどんな債券か——なぜ當籤率が多いか——償還の割合はどの位か——所謂「ナキ分」——割増金はいくらあるか——割増金の當籤率——最後迄持つ人の利廻

第二章 無盡の利廻……………三三九

モリスプラン銀行——モリス式に優る我國の無盡——營業無盡——營業無盡の種類——東京式無盡——大阪式無盡——大阪式と東京式との比較——折衷式無盡——給付の方法——當籤すればウント儲かる——利廻には推定が這入る——利廻の見方——掛込金額の決定——支拂期日平均の仕方——簡單な形に直す——圓單位に換算

第三章 生命保険料計算の仕方……………三八

自己撰擇——死亡生殘表——表の説明——一時拂純保険料の計算——自然保険料——均一保険料——年拂純保険料——ロボットと看る——ロボットの正札——生命保険で減價償却——インシユロメーター

第四章 恩給價格計算の仕方……………三九

恩給亡國——恩給の金額——一時恩給——年金恩給——恩給價格表——恩給擔保の金融

利廻計算の仕方目次終

利廻計算の仕方

第編總 說

第一章 積利と致富方程式

見當の付かぬ當て事

四五人が集つて癩りと「當て事」をしてゐる。

「僕ならば、一萬圓位にはなると思ふナ。」

「君、冗談ぢやない、一萬や二萬できくものか、斷然百萬以上にはなるヨ。」

「なあニ、いくら年數が長いつたつて、そんなになつてたまるものか。考へて見給へ、元金は僅か一厘だぜ。マア、百圓が關の山だね。」

御互に議論をしてはゐるものゝ、各人の答が皆まち／＼で一向に歸趨が定まらない。一體彼等の問

第一章 積利と致富方程式

が一寸知つてみたい軽い好奇心にそゝられるものです。

百圓札に直して見る

それで先づ之を全部百圓札に直して、この我々の住んでゐる地球の表面に、べた／＼貼り付けて、之れを包んだと假定して見ませう。今地球の表面積を五億一千万平方呎として計算して見れば、大約三百四十京圓入る勘定になるのであります。この一京といふ数は、兆の萬倍なのでありますから、之は、十九桁と云ふ素的に大きな数字になるのですが、之でも前の数字に比べたら、物の數でもありません。前の数字は五十二桁と云ふ数字なのでありますから、地球の様に小さい(?)ものなら、兆に兆を掛け、更に其上に二三億を掛けたと云ふ數だけ、包むによい事になるのであります。それですから、若し之で袋を貼つたとすれば、全宇宙を包むによい、と云ふても過言ではないでせう。

以上の様な計算になるのですから、假令五分でも三分でも、利率はいくら低くともよいから、氣永に複利で運轉さへして行けば、終ひには非常に大きな金額になる事は、分つたのであります。只さうするには、我々の生命は餘りに短か過ぎるのであります。

致富方程式

そんならば、短かい一生の間にどうして、多くの人は金持になつたか？ 此問題に就いて、嘗つて福澤桃介氏は雑誌『ダイヤモンド』で興味ある意見を述べられた事があります。今その要領を式で書きあらはして見ますと

富者十呼聲十掛脚十露齒十吟誦

と言ふ方程式が出来上ります。獨乙の碩學オストワルドは、嘗て『幸福の方程式』を發表して世間を驚かした事があります、今暫く、その響に倣らつて、これを『致富方程式』と假に、呼んで置ませう。

尤も同氏以前にも古河市兵衛翁が、自分の體験から、成功の基は『運・鈍・根』にあり等と言はれたことがあります。之は語尾が『ン』で終つてゐる、即ち語呂合せの様になつてゐる點が面白いので、内容に至つては、福澤氏の方が遙かに豊富であり、科學的であります。氏は明治大正を通じての財界の有力者、成功者——古い所では岩崎彌太郎、川田小一郎あたりから安田善次郎、山下龜三郎、辰馬吉左衛門等々——色々な人々に就いて、一々その人物、その人爲を解剖し、事業經營や商賣の仕

方等を仔細に研究して、此等の人々に共通してゐる要素を抜き出して、遂に如上の様な結論に到達したのであります。

氏に依れば『健康』や『太つ腹』は必ずしも成功の要素ではないさうであります。現に、氏は性來蒲柳の質、二十六七の頃肺患に罹り、其後も時々病には冒され勝で、殊に昭和二年には、潮死の状態にまで陥つたさうであります。事業の方に於ては、非常な成功を収められ、今は後進に道を譲つて財界を引退せられて居ります。

其反對の例は金子直吉氏です。同氏は世界を股に手広く商網を張つた、吾財界の歴史的英雄でありましたが、商戦には遂に失敗致しました。其蹉跌の原因は種々あつたでせうが、要するに彼の『大膽』『太つ腹』が却つて害をなしたのだ、と傳えられて居ります。前記の四要素、即ち儉約・計數・幸運・積利は、金持になるには、どうしても缺く事の出来ない要素で、之を欠いては、實業界で成功はおぼつかないと氏は申されて居るのであります。

この内で、儉約は緊縮時代の今日、耳に聒聒の出来る程、聞き飽きた事であり、幸運は神佛に祈る外、人間の力でどうする事も出来ない宿命であります。只計數と積利、之は實行と共によく其成果を心得て置く必要があるのであります。

今後の投資問題

利に利を積む、此位恐ろしい事はありません。只譯もなく年數さへ掛けて行けば、獨りで金が増加して行くのですが、只我々の生命は、さうする可く、餘りに短かいと云ふ事が前に残された問題でした。そこで、どう云ふ投資方法を探つたならば、此矛盾を解決する事が出来るか？ と云ふことが次の問題となつて参ります。

今までの人は、株や土地に投資して、可成の成績を擧げて來たのでしたが、今後も株や土地に投資することは果して、高速度の利殖法であるかどうかと云ふことは、頗る疑はしいのであります。昔は大學を卒業して居りさへすれば官吏になつても、實業界に出ても、成功は無論間違ひなかつたので、名譽や地位を度外視して學問を單に一つの投資としても、可成に有利な投資であつたに違ひないので。一時は『學士様なら娘をやるか』と、世から羨まれたものでしたが、近頃では各大學から無數に學士様が生産せられるので、需要供給の關係から、昨今では寧ろ『學士様なら娘はやらぬ』と云ふ皮肉な世の中になつて來たのであります。それですから、前人の轍を踏んで學問に投資しても、必ずしも有利とはならないかも知れないのであります。

然らば一體、何に投資す可きか？ 之は勿論「何々に投資す可し」と云ふ様な、琴柱に膠する底の斷言は出来ないであります。宜しく、その時々々の經濟状態に應じて之を變へて行かなければなりません。「相場道」の著者で、現に大坂三品市場で其人ありと知られてゐる、野口泰次氏は言ふて居ります「人間一生の内三度金と物の置き場所を代えさへすればよいのだ」と。これ即ち、物價でも金利でも一度上り歩調になれば可成長い間上り、下る癖がつけば、三年も五年も下り續けるものでありますから、たつた一生に三度、金から物へ、物から金へ、と置き代えさへすれば、それでよいのだ、と云ふことなのであります。それで「如何に投資す可きか」の詳しい問題は、他の著書に譲るとして、この書では現在世間に行はれてゐる多くの投資法や、其利廻計算の仕方を解説して、讀者諸君御研究の一助にし度い考へであります。

第二章 利息の起源と制限

利息の起源

利廻計算の根本になる事柄は、利息と云ふ概念であります。古來西洋では、金を貸して利息を取る

事は善いか、悪いか、と云ふ様なことが盛んに議論せられたのであります。又、何故に利息が生れて來るのであるか、と云ふこと等も、いろ／＼の學者に依つて、種々に、研究せられて來たのであります。高利に就いては羅馬の昔から之に對する制限があつたのですが、普通の利息は、寧ろ法律上正當なものとして、許されてゐたのであります。然し中世、特に基督教が盛んになるに伴つて、利息は全然取る可きものでないと云ふ説が行はれ出して來ました。中にもトマス・ダキノと云ふカトリックの坊さんが、此事を最も熱心に主張したのでありましたと云ふても、この人は首の廻らぬ程、借金があつた譯では勿論なく、道德堅固の善知識であつた事は、茲に書き加へるまでもありません。

基督教の利息禁止論は、大體二つの論據に基いてゐるのであります。一は「汝等何をも望まずして貸し與へよ」と云ふ基督の語で、今一つは「貨幣は貨幣を生む能はず」(Pecunia pecuniam parere non potest)と云ふ、アリストテレスの説からであります。今でこそ「何を望まずして貸し與ふる」等と云ふ様な、奇篤な人なんか、藥にしたくたつてありはしません。中世時代には、所謂經濟界も充分發達してゐなかつたし、又人間も、今程惡擦(?)がしてゐなかつたから、基督教徒は、金錢を貸しても決して利息等は、取らなかつたのであります。利息を取ることは、丁度今で云つたら、收賄でもして、鐵道を掛けてやる位に、悪い事の様には思はれてゐたのであります。

但し、異教徒は別であつたのです。猶太人は異教徒でありましたから、盛んに利息を取つて金の貸付けを行ひました。例のシャイロツクと云ふ慾張り爺サンは、抵當を取るに事を欠いて、生きてゐる人間の心臓なんか迄も、抵當に取るもんだから、とうとう、元も子もなくして了つたと云ふ話すらある位です。

金を貸し付けて、利息を取る事には、いろ／＼と弊害を伴つたし、尙中世時代には基督教の勢力が、非常に盛んでありましたので、後にはとう／＼法律で利息を取る事を、全く禁止して了つたのでした。然しこの様な實際に反した教義が、永く維持せられる譯がありません。所謂重商主義が起るにつれて、此利息禁止法も遂には死文と化し、茲に始めて公然と利息を取つても差支ない事になり、只高利だけは法律上之を禁ずると云ふ風に、なつて來たのであります。

利息制限法

我國では別に利息を取る事を禁じた事はない様ですが、現今では只、高利を取る事に就いては制限があります。即ち利息制限法なるものがあるのですが、之は明治十年九月、太政官布告第六十六號を以て發布せられたものですから、もうとうにかびが生えて現在では實際と合はないものになつてゐる

のであります、之によれば、

- 百圓未満は 年一割五分
- 百圓以上千圓未満は 年一割二分
- 千圓以上は 年一割

の、各制限を越ゆる事が出来ない事になつて居ります。尤も、之は利息を支拂ふもの、利益の爲めに定められた規定でありますから、裁判になつた時に、制限以上の分だけが無効になると云ふだけの話で、之以上支拂つたつて、別に裁判所から御叱りを蒙る様なことはないのです。但し、已に前拂して了つた利息に就いては、實際の判決に當つては、當事者は之を承認したものとみて、あまりとがめない様であります。

臺灣と朝鮮は内地とは事情を異にし、且つ從來の習慣もある事でありますから、之を尊重して別な規定が設けてあります。即ち、

- 百圓未満は 年三割
- 百圓以上千圓未満は 年二割五分
- 千圓以上 年二割

の制限を越えるものは、その越えた分だけが裁判上無効と云ふ事になつて居ります。尙此外、質屋

には或る特別な理由から、質屋取締規則で、利息制限法以上の利息を取つても差支ない事になつて居りますが、之は何れ其項で詳述致します。

合法的脱法行爲

それから利息制限法の第四條には、前記の制限を越えて、禮金棒利等の名稱で、人民相互が契約をしても、裁判上は無効だと規定してありますが、實際には調査料の名目でこれ以上の金利が行はれてゐるのであります。そのやり方は、契約證書面は、利息制限法の規定通り年一割として置いて、別に二分なり、三分なりの調査料を借主から取るのであります。そして此種の貸借では、普通貸付期限を大抵一ケ年にして置いて、期限繼續の場合には、更に證書を書き換えさせ、調査料を其度取るのですから、結局借主は一割二分なり、三分なりの、利息で借りたと同じ結果になるのであります。如此き合法的な脱法行爲が、現在では可成廣く行はれて居ります。現に或る大財閥に屬してゐる大會社で、此方法を行つてゐる所もある位です。之は脱法行爲を責むるよりも、法律の方が時勢に合はないのでですから、此方を改めるのが、先決問題ではないかと思ひます。何しろ、利息制限法なるものは、前にも云ふ様に太政官時代に出來た法律なのですから根本から改める可きであつて、それを今で

も、後生大事と守つてゐるのは、一種の時代錯誤の感がないではありません。

さて、かやうに『利息制限法の制限を上げて、實際と合ふやうにしろ』と叫びますと、それは言下に、ブルジョアのイデオロギイだと言はれるかも知れませんが、之に就いては、著者はかく考へて居るのであります。

百圓以下の金ならば兎も角、五百圓、千圓と云ふ纏つた金額になれば、最早プロレタリアの生活費と云ふ譯ではなくなりません。一割以上の金利を支拂つても、充分採算がとれ、優にこれから利益を擧げる事が出來てゐるのが現状なのです。寧ろそれらの金額に付いては相當、利率の制限を引上げて、實際の状態に合致させた方が、却つて策の得たものではないかと思ひます。

『調査料』等と云ふ不合理な存在が、法と實際との調節の爲めに、必要になつてゐるのですが、此事は却つて『調査料専門の高利貸』等と云ふ、變な商賣(?)が生れて來る隙を與へる事になるのであります。然らば、その『調査料専門の高利貸』とは一體どんなものか、話は少しく餘談になりますが、項を改めてその内幕を暴露致しませう。

調査料専門の高利貸

高利貸の金を借りるまでには、親類縁者、朋友知己は勿論、少しでも知つてゐる人と云ふ人から、七所借りも、八所借りも、して／＼し盡し、はては置く質草もなくなつてからの事なのです。それで、大抵は新聞の三行案内に目を付けるのですが、そこには所謂「調査料専門の高利貸」が、こんな連中から、更に搾取し様と思つて、手具脛引いて待ち構えてゐるのであります。

かう云ふ連中を訪問して見ると、先づ貸金申込書と云ふ、嚴めしい證書に捺印させられるのですが、実際に三圓なり、五圓なりの調査日當を取られるのであります。三圓や五圓位の費用で、相當纏つた金が借りられると思ふから、誰れでも拂つて歸るのが人情であります。その後から調査にやつて来て、家財道具を手帖に控えたり、就職先や、家族の状態、金の使途等、いろ／＼な事を、眞しやかに調べ上げ「何れ、こちらから通知をするから」

と云ふて歸るのですが、その後は梨の礫で、ウンともスンとも返事が来ない。あまり永くなるので催促に行つて見ると、

「調査の結果が思はしくないから、遺憾ながら御融通致し兼ねます」

と云ふ、所定の段取りになつて、結局調査料を出しただけ、只損と云ふ事になつて來るのです。實際こんな手合に引かゝると、相手が合法的に仕事をしてゐるだけ、尻／＼持つて行き場所がないのであります。

第三章 利息の稱へ方と利率換算の仕方

利率の稱へ方

歐米諸國では、金利の稱へ方は、大抵年利に一定してゐる様です。日本の中央銀行の公定割引歩合は、日歩で發表せられますが、英蘭銀行や米國の準備銀行の公定金利は、皆年四分とか、三分半とか年利で發表されて居ります。又最も敏速を要する、ウォール街で使はれてゐるコールですらも、年二分とか三分とか云ふ様に年利で現はされてゐるのであります。

我國でも利率の稱へ方が、このやうに統一されてゐると、大變便利なのですが、昔からのいろ／＼な事情や、習慣があつて、年利、月利、日歩、と大體三通りの稱へ方が行はれてゐるのであります。

昔は利率の稱へ方は、月利が多かつた様です。古い記録を見ますと、二十兩一分とか、十五兩一分とか云ふ様な事が書いてありますが、之は二十兩なり、十五兩なりの元金に對して、一ヶ月一分（四分で一兩になるから、一分は二十五錢）の利子になる事を表はしてゐるのであります。この様に月利は古くから、行はれてゐるのでから、昔から傳はつてゐる金融機關——例へば、質屋だとか、個人間の貸借等は、今日でも、尙此月利で金利が云ひ表はされてゐるのであります。

之に反して明治以後になつてから出來た制度では、金利の稱へ方が大低年利か日歩になつて居ります。公の利率の表示——例へば法定利率、公債の利率を始めとして、定期預金、社債、信託預金、株式配當の利率等、相當長期に亘るものには主として年利が用ひられて居り、又當座預金の利息や、手形割引の利率等、短期の取引には計算の便宜上主に日歩のナ、用ひられてゐるのであります。

利率換算の仕方

それで我々は、屢々種々の投資物を比較する上に於いて年利を日歩に換算したり、又日歩と月利とを比較したりいろいろの必要にせまられるのであります。

其便宜の爲めに出來たのが年利月利日歩の換算表で、茲に掲げたのがそれでありませう。

年利から月利日歩を見る表

年利	月利	日歩
1.00	0.08	2.74
1.00	0.17	5.48
1.00	0.25	8.22
1.00	0.33	10.96
1.00	0.42	13.70
1.00	0.50	16.44
1.00	0.58	19.18
1.00	0.67	21.92
1.00	0.75	24.66
1.00	0.83	27.40
1.00	0.92	30.14
1.00	1.00	32.88
1.00	1.08	35.62
1.00	1.17	38.36
1.00	1.25	41.10
1.00	1.33	43.84
1.00	1.42	46.58
1.00	1.50	49.32
1.00	1.58	52.06
1.00	1.67	54.80
1.00	1.75	57.54
1.00	1.83	60.28
1.00	1.92	63.02
1.00	2.00	65.76
1.00	2.08	68.50
1.00	2.17	71.24
1.00	2.25	73.98
1.00	2.33	76.72
1.00	2.42	79.46
1.00	2.50	82.20
1.00	2.58	84.94
1.00	2.67	87.68
1.00	2.75	90.42
1.00	2.83	93.16
1.00	2.92	95.90
1.00	3.00	98.64
1.00	3.08	101.38
1.00	3.17	104.12
1.00	3.25	106.86
1.00	3.33	109.60
1.00	3.42	112.34
1.00	3.50	115.08
1.00	3.58	117.82
1.00	3.67	120.56
1.00	3.75	123.30
1.00	3.83	126.04
1.00	3.92	128.78
1.00	4.00	131.52
1.00	4.08	134.26
1.00	4.17	137.00
1.00	4.25	139.74
1.00	4.33	142.48
1.00	4.42	145.22
1.00	4.50	147.96
1.00	4.58	150.70
1.00	4.67	153.44
1.00	4.75	156.18
1.00	4.83	158.92
1.00	4.92	161.66
1.00	5.00	164.40
1.00	5.08	167.14
1.00	5.17	169.88
1.00	5.25	172.62
1.00	5.33	175.36
1.00	5.42	178.10
1.00	5.50	180.84
1.00	5.58	183.58
1.00	5.67	186.32
1.00	5.75	189.06
1.00	5.83	191.80
1.00	5.92	194.54
1.00	6.00	197.28
1.00	6.08	200.02
1.00	6.17	202.76
1.00	6.25	205.50
1.00	6.33	208.24
1.00	6.42	210.98
1.00	6.50	213.72
1.00	6.58	216.46
1.00	6.67	219.20
1.00	6.75	221.94
1.00	6.83	224.68
1.00	6.92	227.42
1.00	7.00	230.16
1.00	7.08	232.90
1.00	7.17	235.64
1.00	7.25	238.38
1.00	7.33	241.12
1.00	7.42	243.86
1.00	7.50	246.60
1.00	7.58	249.34
1.00	7.67	252.08
1.00	7.75	254.82
1.00	7.83	257.56
1.00	7.92	260.30
1.00	8.00	263.04
1.00	8.08	265.78
1.00	8.17	268.52
1.00	8.25	271.26
1.00	8.33	274.00
1.00	8.42	276.74
1.00	8.50	279.48
1.00	8.58	282.22
1.00	8.67	284.96
1.00	8.75	287.70
1.00	8.83	290.44
1.00	8.92	293.18
1.00	9.00	295.92
1.00	9.08	298.66
1.00	9.17	301.40
1.00	9.25	304.14
1.00	9.33	306.88
1.00	9.42	309.62
1.00	9.50	312.36
1.00	9.58	315.10
1.00	9.67	317.84
1.00	9.75	320.58
1.00	9.83	323.32
1.00	9.92	326.06
1.00	10.00	328.80

月利から年利日歩を見る表

月利	年利	日歩
0.50	6.00	1.64
0.60	7.20	1.97
0.70	8.40	2.30
0.80	9.60	2.63
0.90	10.80	2.96
1.00	12.00	3.29
1.10	13.20	3.62
1.20	14.40	3.95
1.30	15.60	4.28
1.40	16.80	4.61
1.50	18.00	4.94
1.60	19.20	5.27
1.70	20.40	5.60
1.80	21.60	5.93
1.90	22.80	6.26
2.00	24.00	6.59
2.10	25.20	6.92
2.20	26.40	7.25
2.30	27.60	7.58
2.40	28.80	7.91
2.50	30.00	8.24
2.60	31.20	8.57
2.70	32.40	8.90
2.80	33.60	9.23
2.90	34.80	9.56
3.00	36.00	9.89
3.10	37.20	10.22
3.20	38.40	10.55
3.30	39.60	10.88
3.40	40.80	11.21
3.50	42.00	11.54
3.60	43.20	11.87
3.70	44.40	12.20
3.80	45.60	12.53
3.90	46.80	12.86
4.00	48.00	13.19
4.10	49.20	13.52
4.20	50.40	13.85
4.30	51.60	14.18
4.40	52.80	14.51
4.50	54.00	14.84
4.60	55.20	15.17
4.70	56.40	15.50
4.80	57.60	15.83
4.90	58.80	16.16
5.00	60.00	16.49
5.10	61.20	16.82
5.20	62.40	17.15
5.30	63.60	17.48
5.40	64.80	17.81
5.50	66.00	18.14
5.60	67.20	18.47
5.70	68.40	18.80
5.80	69.60	19.13
5.90	70.80	19.46
6.00	72.00	19.79
6.10	73.20	20.12
6.20	74.40	20.45
6.30	75.60	20.78
6.40	76.80	21.11
6.50	78.00	21.44
6.60	79.20	21.77
6.70	80.40	22.10
6.80	81.60	22.43
6.90	82.80	22.76
7.00	84.00	23.09
7.10	85.20	23.42
7.20	86.40	23.75
7.30	87.60	24.08
7.40	88.80	24.41
7.50	90.00	24.74
7.60	91.20	25.07
7.70	92.40	25.40
7.80	93.60	25.73
7.90	94.80	26.06
8.00	96.00	26.39
8.10	97.20	26.72
8.20	98.40	27.05
8.30	99.60	27.38
8.40	100.80	27.71
8.50	102.00	28.04
8.60	103.20	28.37
8.70	104.40	28.70
8.80	105.60	29.03
8.90	106.80	29.36
9.00	108.00	29.69
9.10	109.20	30.02
9.20	110.40	30.35
9.30	111.60	30.68
9.40	112.80	31.01
9.50	114.00	31.34
9.60	115.20	31.67
9.70	116.40	32.00
9.80	117.60	32.33
9.90	118.80	32.66
10.00	120.00	32.99

日歩から年利月利を見る表

日歩	年利	月利
0.50	1.83	0.15
0.60	2.19	0.18
0.70	2.55	0.21
0.80	2.91	0.24
0.90	3.27	0.27
1.00	3.63	0.30
1.10	3.99	0.33
1.20	4.35	0.36
1.30	4.71	0.39
1.40	5.07	0.42
1.50	5.43	0.45
1.60	5.79	0.48
1.70	6.15	0.51
1.80	6.51	0.54
1.90	6.87	0.57
2.00	7.23	0.60
2.10	7.59	0.63
2.20	7.95	0.66
2.30	8.31	0.69
2.40	8.67	0.72
2.50	9.03	0.75
2.60	9.39	0.78
2.70	9.75	0.81
2.80	10.11	0.84
2.90	10.47	0.87
3.00	10.83	0.90
3.10	11.19	0.93
3.20	11.55	0.96
3.30	11.91	0.99
3.40	12.27	1.02
3.50	12.63	1.05
3.60	12.99	1.08
3.70	13.35	1.11
3.80	13.71	1.14
3.90	14.07	1.17
4.00	14.43	1.20
4.10	14.79	1.23
4.20	15.15	1.26
4.30	15.51	1.29
4.40	15.87	1.32
4.50	16.23	1.35
4.60	16.59	1.38
4.70	16.95	1.41
4.80	17.31	1.44
4.90	17.67	1.47
5.00	18.03	1.50
5.10	18.39	1.53
5.20	18.75	1.56
5.30	19.11	1.59
5.40	19.47	1.62
5.50	19.83	1.65
5.60	20.19	1.68
5.70	20.55	1.71
5.80	20.91	1.74
5.90	21.27	1.77
6.00	21.63	1.80
6.10	21.99	1.83
6.20	22.35	1.86
6.30	22.71	1.89
6.40	23.07	1.92
6.50	23.43	1.95
6.60	23.79	1.98
6.70	24.15	2.01
6.80	24.51	2.04
6.90	24.87	2.07
7.00	25.23	2.10
7.10	25.59	2.13
7.20	25.95	2.16
7.30	26.31	2.19
7.40	26.67	2.22
7.50	27.03	2.25
7.60	27.39	2.28
7.70	27.75	2.31
7.80	28.11	2.34
7.90	28.47	2.37
8.00	28.83	2.40
8.10	29.19	2.43
8.20	29.55	2.46
8.30	29.91	2.49
8.40	30.27	2.52
8.50	30.63	2.55
8.60	30.99	2.58
8.70	31.35	2.61
8.80	31.71	2.64
8.90	32.07	2.67
9.00	32.43	2.70
9.10	32.79	2.73
9.20	33.15	2.76
9.30	33.51	2.79
9.40	33.87	2.82
9.50	34.23	2.85
9.60	34.59	2.88
9.70	34.95	2.91
9.80	35.31	2.94
9.90	35.67	2.97
10.00	36.03	3.00

100.00	0.83	27.50	2.20	26.40	7.23	2.20	8.03	0.67
110.00	0.92	30.14	2.30	27.60	7.56	2.30	8.40	0.70
120.00	1.00	33.88	2.40	28.80	7.89	2.40	8.76	0.73
130.00	1.08	38.62	2.50	30.00	8.22	2.50	9.13	0.76
140.00	1.17	44.36	2.60	31.20	8.55	2.60	9.49	0.79
150.00	1.25	51.10	2.70	32.40	8.88	2.70	9.86	0.82
160.00	1.33	58.84	2.80	33.60	9.21	2.80	10.23	0.85
170.00	1.42	67.58	2.90	34.80	9.53	2.90	10.59	0.88
180.00	1.50	77.32	3.00	36.00	9.86	3.00	10.95	0.91
190.00	1.58	88.06	3.10	37.20	10.19	3.10	11.31	0.94
200.00	1.66	99.80	3.20	38.40	10.52	3.20	11.67	0.97
250.00	2.08	168.49	4.00	48.00	13.15	4.00	14.60	1.23
300.00	2.50	281.91	5.00	60.00	16.78	5.00	18.25	1.53

此表にない分は、どうして計算するか、又此表はどうして出来たかを説明致します。

〔A〕 年利を月利又は日歩に換算するには、
 (イ) 年利を月利に換算するには、年利を十二で割ればよい。

〔算例一〕 年一割二分は月利何分に相当するか。

一割二分を單に十二で割りさへすればよいのです。即ち月一分となります。

(ロ) 年利を日歩に換算するには、百圓に年利を掛けて、百圓一ヶ年の利息を出し、之を三百六十五で割ればよいのです。それは日歩と云ふのは、百圓一日分の利息だからで。

〔算例二〕 郵便貯金は其利率が、四分二厘であります、日歩に換算したら幾何であるか。

先づ百圓の四分二厘の利息を求めます。それは四圓二十錢ですから、之を三百六十五で割つて百圓一日分の利息を求めます。答は一錢一厘五毛餘となります。

〔B〕 月利を年利又は日歩に換算するには。

(イ) 月利を年利に換算するには、月利を十二倍すればよい。

〔算例三〕 質屋取締法によると五圓以上十圓以下の質に對しては、月利二分五厘まで許されてゐる。之を年利に換算したら幾何であるか。

月利二分五厘を十二倍すれば、三割になります。之が答です。

このやうに質屋の利子は年利に直して見ると三割となつて、一見甚だ高利の様に見えますが、實は後に述べる様に、之は純粹の利息計りではなく其他に、質物に對する倉敷料等が含まつてゐるのでから、只三割だけの利率を見て一概に高利呼ばはりするのは、誤りと思ひます。

(ロ) 月利を日歩に換算するには、先づ百圓に月利を掛けて、百圓一ヶ月の利息を算出し、更に十倍して一年分の利息を出して、之を三百六十五で割ります。

何故このやうな、面どうな方法を用ひるのか？ 一ヶ月分の利息を、直ちに三十で割つてもよさうなものです。月には大小、平潤の別がありまして、日数が一定致しませんから、勢い一ヶ月分の利息を求めて、之を三百六十五で割るより外に方法がないのであります。尤も大した正確を要しない場合は、一ヶ月の利息をすぐ三十で割つてもいゝでせう。

【算例四】 月一步は日歩何錢に相當するか。

先づ百圓一ヶ月分の利息を見ます。之は百圓に一分を掛けた一圓であります之を更に十二倍して一年分の利息十二圓を得、之を三百六十五で割ります。即ち三錢二厘九毛弱となります。尤も月利を直接三十で割りますと、三錢二厘三毛餘となつて、茲に多少の誤差が生じて参ります。之は僅か四毛の差であります。金額が大きくなり、日数が長くなると、僅かの差でも次第に大きくなります。そ

れです。前にも述べた様に、月利は個人金貸や、質屋等の間に主として用ひられて居り、多額の金錢を頻繁に取扱ふ銀行、金融業者等は皆年利又は日歩を用ひるのであります。

(イ) 日歩を年利に換算するには、

日歩を年利に直すには日歩を三百六十五倍して、百圓で割ればよいのです。

【算例五】

日本銀行の國債擔保の貸出利率は日歩一錢四厘であります。之は年利に換算したら、幾何であるか。

一錢四厘を三百六十五倍しますと、百圓に對する一年分の利息、五圓十一錢が出ます。之を百圓で割れば年利五分一厘一毛となるのであります。尤も百圓で割ると云ふても、只位取りを左へ二つだけ移すだけでよいのです。

(ロ) 日歩を月利に換算するには、前の方法で一旦年利に換算した後更に之を十二で割つて月利を出します。尤も大して正確を要しない場合は日歩を直接三十倍して百圓で割つてもよいのですが、已述の通り月に大小、平潤があつて日数が一定をかく嫌がありますから、少し廻りくどい様でも此方法を取つたのであります。

【算例六】

よく高利貸から日歩十錢とか二十錢とかの高利で金融を受けてゐる人があります。日歩十錢は月利幾

程に當るか。

圖十錢を三百六十五倍しますと三十六圓五十錢となります。之を百圓で割れば三割六分五厘の年利となり、更に之を十二で割つて三分四毛を得、之を答と致します。

第四章 單利法と複利法

利法の種類

利息計算の仕方には『單利法』と『複利法』との別があります。單利法と云ふのは元金には利息を付けるが、それから生じた利息には一切利息を付けないと云ふ仕方であり、複利法はこれとは反對に、毎期末に利息を元金に繰入れて、利息が更に利息を生む、と云ふ方法であります。昔は此複利法の事を『鼠算』と云ふて居りました。鼠は非常に繁殖の早いものだからであります。然し『只の鼠』でなくとも、生き物である以上、何年かたてば子を生まなくなり、遂には死んで了ふのは、解り切つた事であり、尤も之が死なずに全部が生きて増殖された日には、數年ならずして地球は鼠で埋つて了ふでせう。然し金の方は何年経つても利息を生まなくなるの、死ぬのと云ふ様な事はなく子か

ら孫へと、どん／＼増殖して行きますから、鼠の方よりは一層始末が悪いのです。

以上の單利法、複利法以外に『遞年利法』と云ふものがあります。これは米國の或地方で行はれるもので、元金の利息には利息を付けるが利息の利息には利息を付けないと云ふ方法で、謂はゞ單利法と複利法とを、折衷した様なものであります。然し我國では一般に行はれて居りませんので略すことに致します。

利息も元金も名前は互に異つて居りますが、何れも同じ金銭でありますから、利息にも利息を付ける複利法の方が正しい計算方法と云はねばなりません。

單利計算の仕方

單利の方は理論上から云へば、正しくはないかも知れませんが、計算が簡單であり、且つ又短い期間では、複利でも單利でも大した差がありませんから、一年以内位の、期間の短い計算には可成に廣く用ひられて居ります。従つて實際に於いては利率も月利や日歩で稱へられてゐる場合が多いのであります。先づ實際の例で説明致します。

新聞の三行廣告欄を見ますと、貸金、金融等の廣告が可成に出て居ります。利率は普通明示してあ

りませんが、皆相当高い。月二分三分なんてのは安い方で、甚だしいのは六、七分なんてのがあります。利息制限法があるのに、そんな、六分の七分のと云ふ利息が取れるかと云ふ人もありますが、それはチャンと抜目なく出来て居ります。即ち前にお話した様に、利息制限法以外の分は之を調査料の名目で取つたり、尙それ以上の分は、元金を貸す時に、それから天引をして貸付けるのであります。已に天引されて支拂つた分は、裁判上でもあまり追及しない事になつて居りますから、かうやつて高利が合法的に成立するのであります。

〔A〕 利息計算の仕方

【算例一】 月二分の利率で、三百圓を、三ヶ月借りたら利息は幾何となるか。又元利合計は幾何となるか。

● 元金三百圓に、利率の二分即ち0.02 を乗すると一ヶ月分の利息が出ます。此の例では期間が三ヶ月ですから、之を更に三倍致しますと、求むる答が得られるのです。即ち算式は次の様になります。

$$300.00 \times 0.02 \times 3 = 18.00$$

そこで答は十八圓といふことになります。今之を公式に書き換えますと、

$$\text{元金} \times \text{利率} \times \text{期間} = \text{利息}$$

となります。

〔B〕 元利合計の計算の仕方

次には元利合計の求め方を御話し致します。元利合計は元金と利息の合計ですから

$$\text{元金} + \text{利息} = \text{元利合計}$$

である事は明かでありましたが、元利合計を一度に出すにはどうすればよいか。

元金は丁度「」になります。その譯は元金を利率と同じ割合で現はすと十割になる。十割は即ち「」だからであります。そこで此「」を $(\text{元金} \times \text{利率})$ に加へて、元金に掛けると元利合計が一度に出て参ります。即ち

$$\text{元金} \times (1 + (\text{利率} \times \text{期間})) = \text{元利合計}$$

となるのであります。今前の例で元利合計を計算して見ませう。之をこの公式に宛て嵌めると、

$$300.00(1 + (0.02 \times 3)) = 218.00$$

即ち三百十八圓となるのであります。

〔C〕 利率及び利廻の見方

【算例二】 五百圓を二ヶ月間貸して、利息として十五圓を得た。利廻は幾何であるか。

二ヶ月で十五圓の利息になつたのですから、此割合で勘定すれば一ヶ月の利息は、十五圓の二分の一、即ち七圓五十錢となります。さて五百圓に付いて、一ヶ月七圓五十錢の利息ですから、之を五で割りますと、一圓五十錢となつて百圓一ヶ月分の利息が出て参ります。それですから、前の問題を簡單に見ますと、百圓を一ヶ月貸して利息として一圓五十錢を得たのと同じこととなります。依つて一圓五十錢を百圓で割れば、一分五厘となつて、そこに利率が出て参ります。茲では丁度利率が、一ヶ月間の元金増殖の程度を現はしますから、之が又利息ともなるのであります。之を公式で現はしますと、

元金 × 利率 × 月数 = 利息

となります。

複利計算の仕方

複利法と云ふても、結局は單利法を何回も、繰返したものに外ならないのです。始め一期間だけは單利法で計算して得た利息を、元金に加へて、第一期末の元利合計と致します。それですから此第一期の分だけは、單利法と全く同じになるのです。その譯は未だ利息が生れて居りませんから、利息の

利息が加はつてない、従つて單利法と、何等違ひがないからであります。第二期からは違つて参ります。此第一期末の元利合計を、第二期の元金として、單利法と同じ様にして利息を計算致します。併し今度の分は元金の外に、利息にも利息が付く事になりますから、單利の場合よりは、少し多くなつて来ます。かやうにして、第二期末の元利合計を得たら、之を第三期の元金として、順次に、如此方法を繰返して行きます。かうやつて行きますと始めの中は、單利法との差異は僅少ですが、漸次その違ひが大きくなつて行きます。年数が増加するにつれて、初めに御話した様に、莫大な違ひになつて、來るのであります。

今例を郵便貯金に取つて其計算法を御話し致しませう。郵便貯金の利率は、四分二厘で、毎年三月末に利息を計算して、元金に繰入れる事になつて居ります。利子は毎月十五日までに預入れた分にはその月から利息を附けるが、十六日以後に預け入れた分には、その月は利息を附けません。拂戻の時には、假令月末に拂戻しても、その月には利息を、附けない事になつて居ります。又元金の十錢未満の端數にも利息は附けないし、尙利息の錢未滿は計算の都度之を切捨てる事になつて居ります。

〔算例三〕 昭和六年三月二十五日に金百圓を郵便貯金に預け入れたとすれば、昭和九年三月末までには元利合計幾何となるか。

預け入れた日が二十五日です、月の十五日以後の預け入れには、其月の利息を附けない事になつて居りますから、昭和六年四月から利息が附く事になります。従つて第一期は昭和六年四月から翌年三月までと云ふこととなります。

第一期元金 100.00
 同 利息 $100.00 \times 0.042 = 4.20$

第一期元利合計(即ち第二期元金) 104.20

即ち第一期元金百圓に利息の四圓二十銭が加算せられて、第一期末元利合計百四圓二十銭が出て参りました。此度は此百四圓二十銭が第二期の元金になるのです。

第二期元金 104.20

同 利息 $104.20 \times 0.042 = 4.3764$

第二期元利合計(即ち第三期元金) 108.57

右の通り第二期の利息は四圓三十七銭六厘四毛となりましたが、利息の錢未滿は切捨てる事になつて居りますから、六厘四毛を切捨て、利息は結局四圓三十七銭となつて参ります。従つて第二期末の元利合計、即ち第三期始めの元金は、百八圓五十七銭となるのであります。第三期も前と同様にして、

第三期元金 108.57

同 利息 $108.57 \times 0.042 = 4.557$

第三期元利合計 113.12

前同様、利息の七厘と云ふ端數は切捨て、百十三圓十二銭を以て答と致します。只茲に注意を要するのは第三期の利息であります。元金の十銭未滿には利息を附けない事になつてゐますから、元金は百八圓五十七銭でも、五十七銭の七銭と云ふ端下は切捨てられ、百〇八圓五十銭に就いて利息が計算せらるゝのです。かうやつて昭和九年三月末の元利合計は百十三圓十二銭となるのであります。

第五章 利廻とはどんな事か

利廻と利率の區別

『利廻』は屢々『利率』と混同せらるゝ事があるので、一應其區別を説明致します。利廻と云ふのは或投資をした結果、一年後にどれだけ資産が増加したか、その純増加額を、投資額と比べて、之を率で云ひ現はしたものを云ふのであります。定義が少しく面どうになりましたが、例へば或人が今金

壹千圓を何にかに投資して、一ヶ年後に百二十圓の利益を得たとします。今此資産純増加額の百二十圓を、投資額の千圓で割つた商即ち、

$$\frac{120.00}{1000.00} = 0.12$$

一割二分が、此利廻となるのであります。そんなら利率と同じではないかと申される人もあるでせうが、なる程、或時は利率と同じになる事もあります。が併し屢々——否多くの場合、利率と異つて來るのであります。利率は只單に『計算上の割合』を示すだけで、『資産純増加の割合』を指示しては呉れないのであります。

只かう云ふても話が抽象的になつて御分り難いと思ひますから、實際の例に就いて更に詳しく御話し致しませう。

今八十六回の勸業債券を九圓五十錢で買つたと致します。此八十六回の勸業債は四分利付の十圓券でありますから、本券の下に四十錢の利札が幾枚か付いて居ります。此四十錢の利子はどうして計算したかと申しますと、元金の十圓に利率の四分を掛けて、算出したのであります。即ち此四分と云ふものは、元金十圓と利息四十錢との『計算上の割合』を示してゐるだけであつて、それ以上何物をも表示してゐないのであります。

投資の立場から見る

今度は見方を換へて投資と云ふ立場から之を眺めて見ませう。さうすれば、そこで初めて『利廻』と云ふ觀念が生れて來るのであります。今此十圓券は、十圓に買つたのではなく、九圓五十錢に買つたのであります。さうして利息は年々四十錢宛來るのですから、つまり九圓五十錢の投資元金に對して、年々四十錢宛の利息が這入る勘定になります。従つて其資産増加の割合は、四十錢を九圓五十錢で割つた四分二厘一毛となるのであります。この四分二厘一毛こそ、投資額に對する資産純増加を示すものでありますから、之を『利廻』と呼ぶのであります。

此計算は只利廻と云ふ事を説明する爲めに、利廻の概算を示したに過ぎませんが、此八十六回は一等割増金五千圓付でありますから、それに當籤すれば利廻は、馬鹿々々しくよくなりますし、さう云ふ莫然たる事でもなく細かに考へても、九圓五十錢で買つて償還の時には十圓で還るのですから、其差が五十錢儲かる、これも利廻に入れて勘定しなければならぬ。その他利拂期が近ければ、その含み利子も見なければならぬが、其代りには利札に掛けられる税金を拂はなければならぬ。かう考へて來るといろいろの事柄が出來るのであります。これ等を一切考へに入れて計算して、初めて正確

な利息が生れて来るのであります。
 尤も此十圓券を、利子の落ちた直後に十圓で買つて、償還の時（昭和三十七年十一月）迄持ち続け
 たが一等はおろか二等にも三等にも當らなくつて、只初めの十圓が、ソツクリ其儘還つて来た、と云
 ふ様な場合ですと、利息は正に四分で、此時始めて利率と利息とが一致して来るのであります。然し
 之は極めて稀な場合で、只偶然に利息と利率とが一致したと云ふに過ぎません。決して常態ではない
 のであります。前にも述べました様に、多くの投資に於いては利息と利率とは一致するものではありません。
 前にも述べました様に、多くの投資に於いては利息と利率とは一致するものではありません。それです
 せん。それですから、投資をする前には、先づ利息の計算をする必要が起るのであります。

第二編 利息計算と割引計算

第一章 複利表の見方

複利表とはどんなものか

複利法は単利法を何回も繰返したものに外ならない事は、前にも述べた通りであります。即ち第一期
 の元金に利息が附いて第二期の元金になり、第二期の元金に更に利息が附いて、第三期の元金になる
 と云ふ様に、何回も、何回も繰返されて行くのであります。この計算は、可成複雑になりますから、
 實際の計算に當つては『複利表』——詳しく云へば『複利終償表』——を用ひます、先づその複利表
 の見方から御話し致します。

【註】複利表の中で、手頃で、一番詳しいのは、第一生命社長矢野恒太氏著金利精覽であります。同書
 は初版明治卅七年の發行なるにも係らず、今尙廣く行はれてゐる良書であります。大抵の複利表は期數も
 五〇まで、五厘刻みですが、同書は期數一〇〇、二厘五毛刻みであります。この位でなければ、詳しい計算
 は出来ません。

利廻計算の仕方

複利表 (一圓の元金が何年後に元
利合計幾何になるかの表)

期率	一分	四分	五分	六分	七分	八分	九分	一割
一	1.0100	1.0400	1.0500	1.0600	1.0700	1.0800	1.0900	1.1000
二	1.0201	1.0816	1.1035	1.1236	1.1441	1.1644	1.1841	1.2167
三	1.0303	1.1049	1.1276	1.1510	1.1749	1.1993	1.2241	1.2703
四	1.0406	1.1299	1.1535	1.1776	1.2022	1.2273	1.2528	1.3081
五	1.0510	1.1556	1.1793	1.2041	1.2294	1.2551	1.2811	1.3464
六	1.0615	1.1820	1.2057	1.2311	1.2570	1.2833	1.3100	1.3783
七	1.0721	1.2091	1.2326	1.2586	1.2853	1.3124	1.3399	1.4141
八	1.0828	1.2368	1.2601	1.2868	1.3141	1.3417	1.3697	1.4511
九	1.0936	1.2652	1.2883	1.3155	1.3434	1.3713	1.3996	1.4893
一〇	1.1044	1.2943	1.3171	1.3448	1.3728	1.4008	1.4292	1.5287
一一	1.1153	1.3240	1.3466	1.3748	1.4021	1.4314	1.4602	1.5693
一二	1.1263	1.3544	1.3768	1.4054	1.4331	1.4624	1.4913	1.6111
一三	1.1374	1.3855	1.4077	1.4370	1.4643	1.4938	1.5227	1.6541
一四	1.1486	1.4173	1.4393	1.4706	1.4962	1.5256	1.5544	1.7083
一五	1.1600	1.4498	1.4717	1.5043	1.5292	1.5581	1.5873	1.7647
一六	1.1715	1.4830	1.5049	1.5382	1.5629	1.5918	1.6208	1.8233
一七	1.1831	1.5169	1.5389	1.5724	1.5970	1.6257	1.6546	1.8841

5.4074
x 5.4074

220370
220370

2923997476

29.23997476
1.9672

一八	1.1946	1.5518	1.5735	1.6077	1.6424	1.6776	1.7132	1.7493
一九	1.2061	1.5858	1.6077	1.6424	1.6776	1.7132	1.7493	1.7859
二〇	1.2177	1.6205	1.6424	1.6776	1.7132	1.7493	1.7859	1.8230
二一	1.2294	1.6559	1.6776	1.7132	1.7493	1.7859	1.8230	1.8606
二二	1.2412	1.6920	1.7087	1.7441	1.7806	1.8172	1.8543	1.8919
二三	1.2531	1.7288	1.7401	1.7759	1.8124	1.8491	1.8861	1.9236
二四	1.2651	1.7663	1.7717	1.8074	1.8438	1.8806	1.9177	1.9553
二五	1.2772	1.8045	1.8032	1.8396	1.8754	1.9123	1.9495	1.9912

茲に掲げた複利表は「一圓の元金を、何分で、何期間利殖したら、元利合計が幾何になるか」を示したものであります。かやうに表では一圓が基本になつてゐますから、元金が百圓なら、之を百倍、元金が千圓ならば、此數を千倍すれば、各百圓なり、千圓なりの元利合計が得らるのであります。只表を引く上に於いて注意を要するのは「期數」の事であり、茲で一期、二期と云ふのは一年、二年の事か、一ヶ月、二ヶ月の事かとの御質問の方もありませう。之はどちらにでも、應用出来るのであります。只利息が元金に繰込まれる度に、一期二期と勘定すればよいのであります。尙複利表は只單に元利合計を見る計りでなく之から、利率や利廻を見る事も出来るし、又何倍になるのには、何年かゝるか云ふ様に、年數を探することも出来ます。尙又表にない様な長い年限でも、

第一章 複利表の見方

計算することが出来る様になつて居ります。それで之から下記の四項に分けて複利表の利用法を御話し致します。

- (イ) 元利合計の見方
- (ロ) 利率と利廻の見方
- (ハ) 年数の見方
- (ニ) 年数の延ばし方

元利合計の見方

【算例一】 百圓を年一割の複利で、七年間利殖したら、元利合計は幾何になるか。

横の欄即ち期數で『七』の所を見、その行で一割の所まで下つて来ると、そこには『一、九四八七』と書いてあります。これは一圓の元金を七年間、一割の複利で利殖すると、一圓九十四錢八厘七毛になることを示したものであります。それ故百圓でしたら、之を百倍すればよいのです。答は百九十四圓八十七錢、即ち約二倍となつた譯であります。

【算例二】 百圓を月一分の複利で、二ケ年間貸したら、元利合計幾何となるか。

利率が月利で現はされて居りますから、貸付期間も月數に直します、凡てかやうに、利率が『年利』で出てゐる時は期數も『年』で現はし、『月利』で出てゐる時は、之を『月』で勘定します。それですから、一應年限の二年を、月に直して二十ヶ月とし『期數二十四』『利率一分』の所を前と同様にして、表で繰つて見ます。そこには『一、二六九七』と書いてあります。之に百圓を掛けて、百二十六圓九十七錢を以て答と致します。

利率利廻の見方

第二回割引勸業債券は昭和四年十月から十一月にかけて賣出されましたが、それは十圓で買へば、十八年後に丁度倍額の二十圓で、償還せられる仕組になつてゐるのであります。詳言せば買ふた時の値段(發行價格)の十圓と、還る時の金額(償還金額)の二十圓との、差の十圓が、利息となつて来るのですから、別に利札は付いて居りません。凡て斯様に利札を付ける代りに、券面に記載してある金額(償還金額)よりも以下の値で賣り出す債券を割引債券と稱するのであります。

さて此割引債券の様に、今買つて置けば、何年か後に、二倍とか、三倍とかになる投資物があるが、之は複利で幾何の利廻になるかを知るには、此複利表で見る事が出来るのであります。どんな利廻で

も見る事が出来るのではありません、かう云ふ種類の投資に限つて、複利表から利廻を見る事が出来るのであります。今算例に就いて御話しを致します。

【算例三】 前記の第二回割引勸業債券を其賣出の時に買ったならば、利廻は幾何になるか。但し、吾も金にも當らず、途中償還も受けないものと假定する。

此利廻を見るには丁度今或金額——凡て複利表は前に話した通り一圓が基本になつてみますから或金額を一圓とします——を投資して置いて満十八ヶ年後に、二倍即ち二圓になるのは、幾何の利廻に當るかを考へて見ればよいのです。即ち『期』の十八の行で、二倍即ち『二、〇〇〇〇』を探せばよい譯です。然し生憎その數は見當りません。仕方がありませんから、之に最も近い數字を探します。さうすると『十八期』の行で『四分』の所が『二、〇二五八』となつて居ります。それは一圓の金を十八ヶ年間四分で利殖すれば、二圓二錢五厘八毛になる、今の場合の様に十圓ならば二十圓二十五錢八厘になる事を示して居るのであります。それでですから、四分より少し少しい利廻で利殖すれば、十八年後に二倍になる事が知れますから、利廻は四分弱と申せばよろしいのです。尤も此利廻を正確に計算しますと三分九厘二六になります。此計算は對數表を使用するか、補間法を行へば出来ませんが、之は稍々高等な數學に屬して居りますので暫く置き、大體四分弱と申して實用上は差支へありません。

年數の見方

元金が何倍になるのに何年掛かるか、を表からどうして引くかを御話し致します。利率に依つて皆幾倍かになる年數の違ふ事は、申すまでもありません。これを表で引くにはどうすればよいか、先づ算例に就いて御話し致します。

【算例四】 年五分の複利で元金が二倍になるには幾年を要するか。

五分の横の列で二倍即ち『二、〇〇〇〇』を探して見ます。さうすると『一四期』の所が『一、九七九九』となつて居り『一五期』の所が『二、〇七八九』となつて居て、丁度『二、〇〇〇〇』と云ふ數がありません。之は一四年では二倍に少し足りないし、一五年では二倍より少し、多くなる事を示して居ります。即ち十四年と何日かになるのでありますが、『一、九七九九』と云ふ數は殆んど二倍に近い數でありますから、實際上は一四年と見て差支へないのであります。それで大體十四年強で二倍になる事が知れました。

一割ならば七年で二倍、九分なら八年、八分なら九年、七分なら十年、六分なら十二年、五分なら

十四年でそれく、大約二倍になる事を知つて置けば、表を所持しない時等には屢々便利なことがあります。

年数の延ばし方

複利表は皆期数には制限があります。今茲に摘録した分も期数は二十五期よりありません。之で三十期の元利合計を見たい時には、どうすればよいか？ 之は丁度二十五尺の切に五尺の切を継ぎ足して、三十尺の切にする様に只継ぎ足せばよいのです。その継ぎ足し方は乗算で行ひます。即ち二十五期の元利合計に五期の元利合計を掛けさへすれば（加へるのでない事に注意）よいのです。其譯は二十五期の元利合計を、更に五期だけ利殖すれば始めから三十期利殖したのと、同じ事になるからであります。尤も十尺の切に、二十尺の切を足しても三十尺になる様に、十期の元利合計に二十期の元利合計を乗じて同じ結果が得られます。

今試みに、年一割、三〇期を、その様にして、二通に計算して見ませう。答が同じになります。

$$10.8347(\text{二五期}) \times 1.6105(\text{五期}) = 17.449$$

$$2.5937(\text{一〇期}) \times 6.7275(\text{二〇期}) = 17.449$$

第二章 『呼び値』の利率と利廻

轉化の意味

複利では利息が生れるとすぐに、元金に繰入れられて、新しい元金が出来る。この新しい元金又利息を生んで行くと云ふ様な仕組になつてゐることは、前御話しの通りであります。この利息が元金に繰入れられて行く事を専門の語では『轉化する』と云ひます。例へば郵便貯金は毎年三月末に、利息を計算して之を元金に繰入れますし、銀行預金では、半期毎に利息を元金に振替えます。それです。郵便貯金は『年一回轉化』であると云ひ、銀行預金は『年二回轉化』であると申します。轉化回数が年一回である場合と、年二回である場合とを比較すると、利率が同じならば、年二回の方が有利であります。それは、利息が二度に分けて拂はれるので、さきに拂はれた利息は元金に繰込まれて、第二回目の利息の拂はれる時まで利殖せられる——つまり利息に利息が付くからであります。

呼び値の利率と利廻

郵便貯金では、利息が年一回、三月末に元金に轉化することは已に述べた通りであります。今假に、四月の初めに百圓貯金したとすれば、翌年の三月末には四圓二十錢（利率が四分二厘だから）の利息が付く譯であります。然し若し郵便貯金が年二回轉化するもの、即ち、利息が三月末と、九月末とに元金に振替るものとすれば『呼び値』の四分二厘（之を名稱利率と云ふ）よりも、資本増加の割合を示す『利廻』の方が多少多くなつて参ります。即ち『呼び値』の利率と『利廻』とは一致しなくなるのであります。然らば如何程多くなつて来るか？ 之を次に計算して見ませう。

比較を容易にする爲めに、前の問題と同じ様に、四月の初めに百圓を郵便貯金に預けたとし、尙年二回轉化するものと假定致します。さうすれば、九月末迄には幾何の利息が付くか、利率は年四分二厘ですから、半年分の利息は二圓十錢となります。之が十月一日付で元金に振替へられ、新しい元金は百二圓十錢となります、今度は此新しい元金に對して利息が計算せられますから、三月末迄には、一回轉化の場合よりも四錢だけ多くなつて、利息は二圓十四錢となります。結局利息は合計で、年四圓二十四錢となり、『呼び値』は四分二厘でも、二回轉化の場合だと、『利廻』は四分二厘四毛と、四毛だけ多くなつて来るのであります。

それですから、『呼び値』の利率ばかりを見て、轉化回数の方を考へ入れないと、金額の多い時や、年限の長い時には、利廻との間には可成な鞘が生じて来るのであります。

無限回轉化の利息

前の場合では利息が元金に轉化するのを只年二回即ち、半年毎に轉化すると致しましたが年に三回即ち四ヶ月毎に轉化したならば如何？ 年に四回即ち三ヶ月毎に轉化するとしたならば如何？ 轉化回数その多くなるに従つて益々『呼び値』より『利廻』の方が多くなるのは、自明の理であります、元來利息と云ふものは、一年の終りや、半年乃至四ヶ月の終りになつて、急に、ヒョッコリと浮いて、出て来るものではありません。一日毎——否一時間毎——否、尙正確に言ふならば一秒の何千萬分の一、數へることの出来ない一瞬間毎に利息が生れ、それが元金に振替へられ、一瞬間毎に新しい元金が出来て、次の瞬間にはそれに又利息が付いて、又其利息が元金に振替へられる。と云つた様な調子のものでなければ、理論的に正確な複利とは申されません。

郵便貯金の様に、一年一回轉化であれば最初の一年間だけは少くとも、單利で我慢せねばならず、銀行預金の様な年二回轉化のものでも、最初の半年は單利であります、四ヶ月で轉化する場合ならば、最初の四ヶ月。一日毎に轉化する場合でも最初の一日は單利と云ふこととなります。さうしたならば

一體、理論的に完全な、初めから終りまでの複利と云ふ様なものは何かと尋ねるならば、それは結局、今御話しました、毎瞬時轉化の複利、即ち無限回轉化の複利、これより外にない、と云ふことになり

ます。
年一回轉化の場合や、年二回轉化の場合には既に述べましたが、次に

(イ) 毎瞬時轉化の利息は果して計算出來得るか？

(ロ) 轉化回数の増す毎に利廻が増加して行つたら、無限回轉化したら、無限大の數になりはしないか？

(ハ) 一體そんなことを研究して何の利益があるか？

等の疑問が起るでせう。

先づ(イ)の疑問から御答へ致しませう。此計算の仕方は、稍々程度の高い數學の知識が必要であり、りますから、之を省略致しますが、要するに『指數級數』の總和を求める事になります。又、對數表を用ひても簡単に計算することが出來ます。

次には(ロ)の疑問にお答へ致します。表でも見らるゝ通り、年一回轉化の時よりも二回轉化の方が利廻が少し多い、二回轉化よりも三回轉化、三回轉化よりも四回轉化と、利廻は次第に多くなつて參りますから、一寸考へると毎瞬時即ち無限回轉化は非常に大きな數になりさうに思はれますが、決

してさうはならないのです。之には自ら或る限界があります。此限界とは四分二厘の場合では四分二厘八毛九絲餘で、轉化回數が多くなるに従つて、次第に此限界に近づいては行きますが、利率を變更しない限りは、いくら轉化回數を増しても、利廻は之より高くなることは出來ないのであります。

轉化回數	轉化期間	利廻
一回	一年	四、二〇〇
二回	六ヶ月	四、二四四
三回	四ヶ月	四、二五九
四回	三ヶ月	四、二六七
五回	七十三日	四、二七一
六回	二ヶ月	四、二七四
十二回	一ヶ月	四、二八二
三〇〇〇回	一日	四、二八七
無限回	瞬時	四、二八九

最後に(ハ)の疑問に對して御答へします。なる程學者の『思索的遊戯』ならば兎に角、一體そんなことを計算して何の役に立つか、との問は一應尤もであります。これは世の中に利息の轉化回數が多くなれば、たゞそれだけで利廻が無暗に高くなると信じてゐる人が相當多い爲め、その誤解を解く

に必要なのであります。所謂高利が非常に高くなるのは、利率の高い事と、轉化の度毎に躍られるからで、單に轉化回數が多いからではないのであります。

轉化回數と期數

複利表を引く上に於いて注意しなければならぬのは、今御話しの『轉化回數』と、表の中の『期數』との關係であります。例を以て説明致しませう。

【算例】金百圓を年一割の利率で、五ヶ年間利殖したら、元利合計幾何となるか、但し利息は半期毎に元金に繰込むものとす。

利息は半期毎に繰込まれるのでありますから、所謂年二回轉化の複利であります。轉化する度に一期二期と數へるので、期數は五（五ヶ年）を二倍した十期となります。又利率は一年一割、即ち二期で一割ですから、一期では其半分の五分になります。それで此問題は、五分で十期の所を引けばよい事になるのであります。前同様にして答へを探して見ますと、『一、六二八九』となつて居ります。それで、これを百倍して、百六十二圓八九錢を得、之を答と致します。一回轉化であれば、一割で五期の所を引けばよいのです。この方だと、百六十一圓〇五錢となり、一圓八十四錢の差が生

じて参ります。此差は年一回轉化と二回轉化との差なのであります。それで表を引く上に於いて注意すべきことは、年數を轉化回數に應じて、期數に直さなければならぬと云ふ事であり、其時に年數を二倍したら（二回轉化の場合）利率をそれに合はせる爲めに、二分すること、年數を三倍したら（三回轉化の場合）利率を三分することを忘れてはなりません。このやうに、『期數』を轉化回數に應じて變へますと複利表は年利にでも、月利にでも何れにも應用が出来る譯であります。

第三章 高利貸を語る

「アイス」の常套手段

最近の不景氣に付け込んで、生のドン底に喘いでゐるプロレタリアの階級を蝕む、不當な『アイス』が滅切り殖えて來た。『アイス』と云ふのは『アイスクリーム』即ち『氷菓子』から思ひ付いて『高利貸』を偶した語呂合せですから、英語のやうでも、英米へ行つては通じません。

警視廳では市の社會局と連絡をとり、徹底的に彼等を撲滅す可く調査を開始したさうですが、東京

市には、之等の高利貸と其ブローカーだけでも七百は下らないさうであります。さうして、彼等の身元を調査した所、驚く可し、恩給を貰つてゐる官吏の古手が多かつたさうであります。これでは、恩給令改善が叫ばれるのも無理はありません。一度彼等から借りたが最後、血も肉も骨も舐られ、最早何等の甘味もなくなつてから、丁度リグレイのチューインガムの様に街路へべつと吐き出されるのが落ちなのであります。

彼等の方法は實に悪辣極まるもので、現在行はるゝものでは、『日濟』『日歩』『からす』等の方法があります。序だから一寸御紹介致しませう。

日濟は、最低一口十圓位で、證書面は十圓四十錢とし、手数料其他で一圓七十錢を天引し、八圓三十錢だけを借主に渡す。それで借主は翌日から一日十三錢宛返済し、八十日間で完済する仕組になつてゐます。掛金の合計は丁度十圓四十錢になりますから、手取の八圓三十錢を差引けば、利息は實に二圓十錢となります。次は通常

日歩と稱するものです。これは一日一圓に付き六厘乃至二錢の利息です。だから普通の日歩(百圓一日)に換算せば、實に六十錢乃至二圓となり、現在の銀行預金に比して、其百倍にも二百倍にも當る次第であります。これで十圓を借りると、調査料、手数料其他で先づ一圓を天引されます。期間は三ヶ月で、満期が到来しても

返済出来なければ、二割掛で十二圓の證書に書き換えさせられる。次には「からす」と稱するものであります。之は主として露店商人等の間に行はるゝもので、朝借りて之を其日の商賣の資本とし、夜商賣を終へてから其日の中に、賣上から返済する方法であります。金利は大抵一日一圓と云ふ途方もない高率であります。

車婆とからすの由來

この最後に述べた『からす』と云ふ方法は最も非道いものですが、その由來に就いては矢田挿雲氏の面白い話がありますから、一寸引用して御紹介しませう。

安永から天明にかけて、淺草觀音の附近、今では、シネマやレヴューのある邊りに、水茶屋なるものが榮えましたが、この茶屋女を相手に盛んに貸付を行つた老婆がありました。これが抑々、女アイスの元祖ださうで、今日も尙行はれてゐる『からす』と云ふ超々高速度搾取法は、實に彼女の發明にかゝるものださうです。『其貸し方は一兩に付き一ヶ月十二匁の利子と、手数料名義の三匁都合十五匁を天引して、一兩の借金に三分を渡し、三十日の期限が来れば情容赦も荒々しく催促し、返済不可能の曉は立どころに證書を書換え、利子を元金に繰込ませて所謂踊らせるのです。斯うして、踊

りの利く間は踊らせて、もう此上踊るのがないと見たら、家財道具、家屋敷を没收し、どんな老舗でも叩き潰し、どんな看板娘でも引立て、吉原邊へ賣飛ばすのが彼女の常套手段で、鴉の啼かぬ日はあつても此婆の姿の見えぬ日はありません。かうして、方々火の車を廻して歩きますから、誰云ふとなく『車婆』と呼び始めました。それから一年経つか経たぬ間に、今一人『澁紙婆』と云ふのが出来、二人は肝膽相照らし、諸々の盛場に貸付の戦線を擴張しました。

車婆はやがて月貸をやめて日貸の貸金を考へ出した。つまり今の言葉で云へばテンポを早めたわけです。それは朝早く一兩借りれば、其日の内に二百文の利子を付けて返さねばならないと云ふ規定であります。之を『烏金』と云ふ理由は、矢田氏の説によれば二つあります。

此金は朝早く飛込んで、夜堀に歸るからだと云ふ説と、今一つは、車婆の前身は御徒士衆の女房であり、御徒士衆は當時彼等の服装から『朝烏』の仇名があつたので、車婆は其烏の女房だから、矢張烏に相違なく、既に車婆が烏である以上、車婆の貸す金は烏金でなければならぬと云ふ長たらしい三段論法から、推論せられた考證と、この二つださうです。

それはともあれ、此烏金が債務者の家に一泊する様な事があれば、更に一日分の利子を支拂ふので、宵越の金の大嫌ひな江戸ツ子も、宵越の烏だけは自分勝手に追ッ拂ふ事も出来ずに、結局『泊り烏』

等と風雅な名で呼んでゐたさうであります。(詳しくは『江戸から東京へ』第三編御参照)

天引と踊り

以上は我國だけの話であります、其他の文献を見ても洋の東西、古今を問はず『アイス』なるものは、下層階級には相當根強い勢力を張つてゐたやうであります。

閑話休題、所謂高利なるものを解剖して見ますと、其特徴は次の三點に歸することが出来ます。

- (一) 利率の高い事。
- (二) 天引のある事。
- (三) 踊りのある事。

利率の高い事は名詮自稱、高利と云ふ名前の示す通りであります、實際の利廻は、天引と踊りのある事とに依つて『呼び値』の利率よりは、ずつと高くなるのであります。

然らば、天引とは何か？ 踊りとは何か？

天引の事に就いては、何れ後章割引の所で詳しく申し上げますが、要するに、貸す時に利息を元金から差引いて、其残額だけを借手に渡すのであります。例へば月四分の利率で、百圓を三ヶ月間借り

ると、利息の十二圓を、元金の百圓から差引いて、残額八十八圓より渡してくれないのであります。これは、一面利息制度法を免れる手段であります。又他面に於いては、この爲めに利廻が大變に變つて参ります。期限が長ければ長い程、此變り様が大きくなつて、遂には次に於ける様な不合理が生じて來るのであります。

假りに前記の貸借を三年間の契約として、利息を天引したら如何でせうか？ 利息は年四十八圓、三ヶ年間で百四十四圓になりますから、此利息の百四十四圓を元金百圓から天引します、とマイナス四十四圓となり、百圓の借用證文に、四十四圓の現金を付けて先方に渡して、借手の手取は一文もないと云ふナンセンスになつて了ひます。天引と云ふものは油斷がなりませんから、よく利廻を計算して取引する事が必要であります。

次に『踊り』と云ふのがあります。踊ると云へば、すぐヂヤズが連想されて、愉快さうに聞えますが、實は證書の書き換え毎に二重に利息を取られる、可成不愉快な事なのであります。少し永く、例へば一年間の期限で金を借りたと致します。さうすると三ヶ月毎に書き換えと云ふ條件が付きます。それは今月借用したとしますと、三ヶ月後に一旦返した事とし、又其三ヶ月目に新に借りた形式を取るのです。返した月も、借りた月も利息を取られますから、結局三ヶ月目は古い借金を返した月、新

らしい、借金をした月と云ふ譯で、一ヶ月に二度、即ち二分の利息を取られる事になるのであります。即ち高利の上に踊らせられるのですから、利息の増し方は頗る急テンポで、此點だけは利息の踊りも、ヂヤズの踊りと等變る所がないのであります。

第四章 保険料の意味

高利には何が含まれてゐるか

『あなたの御商賣ほど結構なものは御座いませんな』

『それは又、どうしてです』

因業さうな親爺が、怪訝な顔をして膝を乗り出した。

『月四分だの五分だのと高利で金を貸付けて、利息は天引してあるし保証人は立てゝあるし、其上擔保も取つてあるんだから、この不景氣にこれ程結構なものはないヂヤありませんか』

『イヤ御尤、然し私から、あなたに一寸御伺ひし度い事がある。金を貸して取れなくなつた時や、擔保に取つた品物が値下りを喰つた時に、その損を填補してくれる様な保険を、何處かの保險會社でや

つて居りますかネー、貸倒れがなければ、それお御説の通り誠に結構な商賣なんですが」
 高利貸の利率は之を年利に換算して見ると、五割、六割と云ふ非常に高い率になるのでありますが
 否之は寧ろ低い方かも知れませんか——それは、高利貸の利息の中には、只單に普通の利息ばかり
 ではなく、此普通の利息の外に、貸倒れに對する準備金やら、滞貸督促の手數料やら、擔保品の値
 下りに對する積立金等、いろ／＼な費用即ち元金と利息とを安全に回收する爲の、一切の費用が含ま
 れてゐるからであります。

投資損害保険

火事で財産を失へば、火災保険がその損害を填補してくれるし、死ねば生命保険が或る程度迄、そ
 の經濟的打撃を軽減してくれます。其他、傷害保険、自動車保険、硝子保険等から、ダンサーの足に
 までも保険が附くが、貸金をして取れなくなつたとか、擔保に取つた品物が値下りを喰つて損をした
 とか、かういふ事柄に就いては未だ保険の制度がないのであります。
 尤も外國には Credit Insurance と云ふのがありまして、やゝ之に類似の仕事をしてゐます。それは
 賣掛代金の何パーセント位の貸倒れが生ずるかを豫め數年に亘つて調査して置いて、今度はその貸

倒の統計を基準にして、それよりも損害が多い時に、其多い額だけを填補すると云ふ仕組みなのであり
 ます。然しさうした恩恵に浴し得るものは、卸賣商人と、製造工業家だけであつて、小賣業者や仲買
 人、其他一般の商人には及んで居ません、まして金貸業者等に及んでゐないのは勿論であります。

我國では東京火災や横濱火災運送信用保險會社が、信用保險の名の下に行つて居るのもありますが、
 之は主として雇人の身元保證であつて、高利貸から金を借りる様な人の信用にまでは、未だ手が届い
 てゐない様であります。尤も、銀行が輸入商に對して信用状を交附したり、取引所に建つてゐる品物
 だけに就いては、『保險繋ぎ』の方法もありますが、之等は何れも『投資損害保險』の一部分の仕事
 であつて、決して全般的のものではないのであります。

一體、人間の信用程度と云ふものは、學校の先生が品行點を決める様に、さう易く之を數字に現は
 すことの出来ないものであります。平均幾何貸して、その中何程の貸倒れがあるかと云ふ統計が出来
 なければ、保險料を定めることが不可能だし、又その統計が出来ても、景氣不景氣で時々變るもので
 すから、之は營業としては仲々成立し難いのであります。

それですから『投資損害保險』は、どうしても自家保險に依るより外、仕方がないのであります。

自家保険とはどんなものか

そんならば、その自家保険とはどんなものかと申しますと、貸倒れや擔保の値下りを、保險會社では引き受けてくれないから、自分自身で、借主から、利子以外の金を取つて、それを積んで置く仕方なのです。そして丁度、山を崩して、凹地に埋める様に、損の生じた時には、豫て積立て、置いた金で其損をうめ合はせる仕組なのであります。

保險會社へ保險料を支拂ふ代りに、自分で勝手に積立て行くから、自家保険であり、又元金や利息の回收を安全にする爲めに積立て、置く金は、丁度保險料に相當する譯であります。それですから高利は、之を公式的に書き現はしてみますと、

利息 = 借金の総額 × 利率

となるのであります。

保險料の内容

それにしても、高利は普通の金利の四倍にも五倍にもなつてゐるが、これはどうしたものか、保險

料としては餘りに高過ぎるではないか、と云ふ疑問もありません。其事に就いて御説明致します。

金利の方は金額と比例するが、保險料の方は必ずしも金額とは比例しない、それに額が少いから、どうしても割高になり勝るのであります。

昔は、人が今程悪すれしてゐなかつたから、借りる人も大變素直であつたのです、若し萬一返済出来なかつた時には「人中に於いて御笑ひ被下度候」と證書に書いたものであります。今時では、かういふ種類の人は鐘や太鼓で探し廻つたつて、居りはしません。高利でも貸りやうと云ふ人は滞らせるのが原則みたいになつてゐます。

百圓を月五分で二ヶ月間貸した。二ヶ月末になつてもどうしても拂つてはくれない。執達吏を差し向けようにも、家財はとうに他人名義にしてあるから、費用倒れになる恐れがある。さうなつて來ると、どうしても直接行動に訴へなければならなくなるのであります。そこで、少し腕ツ節の強い三百圓を向けて、少々大きい聲を立てて貰ふのですが、かうやつて、やつと三度目に取れた、等と云ふ實例はさらにあるのです。さうすれば、彼等に一回二圓の日常をやつても、三度で合計六圓、十圓の金利はとれても、實際の手取は四圓にしかならないことになるのです。それに自分自身も、往復の電車賃

や辨當代等、いろ／＼の費用を出してゐるから、假にその代金として二圓を差引くとすれば結局、金利としては、二圓、即ち月一分そこ／＼の普通の金利になつて了ふのであります。

それから、此取立の爲めの費用が、必ずしも貸した金額と比例しないことがあるのですが、その爲めに元金が少い場合には、之に對比せらるゝ關係上、非常に高利の様に見えるのであります。

例へば、百圓の貸金の催促なら一回二圓で行つて呉れるが、十圓の貸金ならば二十錢で行つて呉れるかと云ふと、さうも行かない、少しは安くしてくれるかも知れないが、元金の割合には参りません。かやうに金額に比例しない部分があるのですから、元金が少いと、どうしても率が馬鹿に高くなつて來るのです。只これを世人は『高利』と呼んでゐる迄なのであります。金額の大きいものは、率が比較的安いのは、一面にかう云ふ事情があるからなのであります。

さて、所謂高利なるもの、構成分子の大部分は、謂ふが如く、保険料であり、借りる方さへ眞面目に返すならば、放資は安全になるから、潤澤な資金が諸種の方面から流れて來て、利息制限法を設けて、規則づくめに取締らなくとも、高利はたちまちの中に壓しつぶされて、安い普通の金利に低落して了ひ、高くしようと思つたつて、高くなり得ないのであります。高利には常に無理と危険とが伴つてゐる。高利の大半は實にこの無理と危険の代償であり、保険料なのであります。かう見て來れば、

高利貸も金貸であると同時に、又一種の保険業者であつて、或る一部の人が考へてゐる様に、彼等を極端な罪惡者視する事は、尙一考を要する次第であります。

第五章 質屋の利息

プロ階級の金融機關

質屋はプロレタリアの銀行であります。嘗つて著者の知人が『一六銀行』と云ふ屋號で質屋を開業した事があつたが、これは間もなく其筋から看板を塗り替えさせられた。それは銀行でないのに銀行と云ふ文字を用ふる事は、銀行法に抵触する（間接に）と云ふ理由からであります。都々逸では『七ツ屋』と歌つてゐるし、學生はセヴンと云ふてゐる。——然し之は和製英語、アイスと同じ様なものだから、矢張り英國では通じない。そんなら英語では何んと云ふてゐるか云ふに、『アンクル』即ち伯父さんと呼んでゐるのであります。明ら様に『質屋』と云はない所に、洋の東西共に人情の共通な點があるを思はしめます。

朝に蚊帳や、蒲團を入れて、夕方に飯櫃と取替へる等と云ふ藝當は、七ツ屋でこそ『遣り繰り上手』

と褒められても、あまり自慢して他の人に話せる事柄ではない。従つてこんな、いろいろな代名詞が出来る様になつたのでせう。

ところが此頃の様には社會問題が、八釜敷くなつて來ると、プロ階級相手の金融機關だけに、質屋は暴利すぎるとか、過度の搾取であるとか、いろいろ批難の的になるのであります。それで、プロ階級を質屋の高利から解放し様と云ふ社會的要求の結果が遂に昭和二年三月公益質屋法となつて、現はれたのであります。次いで同法はその年の八月から施行せられる様になつたので、鬚を立てた官員様が質屋の番頭を務めなければならぬ様になつたのです。然し質屋はプロ階級の怨府となる程、左様に暴利を貪つてゐるのでありませうか、先づ質屋の貸出率を解剖して見なければならぬ。

質屋の利息の解剖

質屋の利息は、質屋取締規則で、利息制限法以上の利息が許されてゐる。其利息の割合を掲げて見ると、

貸金二十五錢以下 一ヶ月金一錢(最高四割八分)

同一圓以下 同 百分ノ四(四割八分)

同五圓以下 一ヶ月百分ノ三(三割六分)

同十圓以下 同 百分ノ二、五(三割)

右表に見らるゝ通り質屋は拾圓以下の貸金に對しては、三割迄金利を取る事が許されてゐるのであります。十圓以上の分に就いては別に規定がありません。それと云ふのは、此規定を定めた明治卅四年頃には、實際上十圓以上の質物の利息を制定する必要がなかつたからであります。それですから、十圓以上の利息に就いては、各自相對で利息制限法を越えない範圍で、定めるのが、當然であります。が、實際に於ては十圓並の月二、五見當の利息が行はれてゐるのであります。——否ればかりではない東京等では震災後、いろ／＼の理由をつけて、五圓以上のものには、正規の利息以上の利息を取つてゐるのであります。

この様に質屋の利息は最低で三割、乃至それ以上でありますから、一見可成高率の様に見えますが、實はさうではない。現に質屋も、此不景氣で次から次と、閉店、倒産の非運に遭つてゐるのを見ても知る事が出来るのであります。質屋の利息が一見非常に高率に見えるのは、この利息の中に、親質に對する金利、倉敷料、質物の値下りに對する保険料、其他いろ／＼の費用が、一切合切、利息なる名稱の下に、包含せられてゐるからであります。即ちこれを公式的に書き現せば、

質屋の利息 = 質屋に貸す金利 + 倉庫賃 + 舟賃 + 舟賃補助金の返付 + 三割
 となるのであります。

親質と子質

質屋と一概に云ふても、有り餘つてゐる金で營業をしてゐるものと、さうでない、人から金を借りて、質屋を営んでゐるものとの二通りあるのです。東京では、現在質屋を営んでゐるものは、約七百軒足らず（昭和五年度末現在六百五十一）ありますが、此中三分ノ二即ち四百軒以上は子質なのであります。即ち自分は堂々と店舗を構えて營業してゐるが、客から預つた質草を更に、親質の所へ持つて行つて、質を置くのであります。

子質はすぐに分ります。一寸金目のものを、入質して、之を出しに行くと、ソウ云ふのは大抵親質の方に廻してあるからオイソレとすぐには出してくれない。番頭は一寸小びんを掻き乍ら、「毎度御最良様で有難う御座います。お陰様で手前共も、モウ藏の方が一パイなので、只今本店の方に預けて御座います。一寸御一服なすつて下さい。すぐに持つて参りますから」なんて、有難がらせを云つて、裏の方から、コソソリと小僧を親質へ自轉車で走らせる。こんな御世辭を聞かされたら、大抵子質だ

と思つて間違はないのであります。

そんなら親質は皆自分の金を廻してゐるのかと云ひますと、これもソウではない。これは又、地所、土藏、家屋等を擔保に、勸業銀行や、農工銀行あたりから、借入をしてゐる有様で、而もかういふ都合が可成にあると云ふことであります。して見ると結局、債券で集められた金が勸業銀行や、農工銀行に廻り、之が親質を通り、子質の手から、一般プロ階級の懐に廻つて來ると云ふ勘定になるのであります。

親質と子質の懐工合

そこで質屋はプロ階級が見てゐる様に、そんなに非道い搾取をしてゐるものであるかを調べて見ませう。東京では親質が子質に對する利率は通常一錢一厘乃至一錢三厘であります。この利子の稱へ方は、質屋に獨特なものでありますから、先に説明致しませんでした。一圓に付き一ヶ月一錢一厘乃至三厘なのであります。従つて所謂日歩ではありません。之を普通の日歩に直して見ますと、三錢六厘二毛乃至四錢二厘七毛（一割三分二厘——一割五分六厘）となるのであります。

通常一圓以下の品物は、親質に持つて行かないから一圓以上の物に就いて御話し致しますが、三割

乃至三割六分の利息から、親質に對する金利一割三分乃至一割五分を差引いて了ふと、自分の手取りの利子は、大約半分になつて了ひます。それから、子質が自分の店と親質との間をマラソンしなければならぬ。これは非常に手数なもので、これに要する費用は中々馬鹿になりません。此一回出し入れの費用を或質屋は一錢五厘（一圓に付き、一ヶ月）即ち年一割八分かゝると見て居ります。

一體質屋の營業費は質物の高の大小、保存や鑑定の難易等で定まるのであつて、かやうに、費用を從價的に一錢五厘等と表はすのは面白くないのですが、永年の經驗から、かう見てゐる玄人も居る様であります。又「一人の番頭さんが質物の整理をする限度が三十口であるから、一日一圓五十錢支給するとすれば一口に對する人件費五錢を要する。それから札紙、帳簿、補助帳簿、其他の消耗費が五厘かゝる。合計一口の入質物に要する費用は、五錢五厘であつて、貸付金一圓で其月の内に受出されただんでは結局二錢五厘の損が立つ、月跨りを出してくれてやつとトン／＼の勘定である」と見てゐる向（時事新報經濟部）もあるのであります。

要するに質草が小口であつて、一ヶ月や二ヶ月で受出されたのでは、

客より取る利子＝親質に對する利子＋直接營業費

となつて、流質や贖品に對する保険料の出場がない、と言ふ計算になつて參ります。

よく質屋の事を攻撃する人は、一日預けても一ヶ月分の利息を取るし、其上に踊を取るんだから、之は明らかに、一種の不當搾取だと云ひますけれども、一日預けたつて、一ヶ月預けたつて手数は同じ事ですし、此手数は必ずしも期間に比例しないのですから、利息の外に取扱手数料と云ふ科目でも設けない限りは、どうしても此制度を黙認しない譯には行かないのであります。

然らば親質はどうであるか、勸業銀行あたりから、七分乃至八分の低利資金を借りて、之を子質に一割五分にも貸して行つたら、只で半分は、儲るではないかと思はれる方もありませうが實際はさうではありません。第一に子質は、何時借りに来るか分らないから、他から利息を拂つて借りて來た資金を、寝かして、借りに来る迄待たねばならない。そこに資金の遊びが出来るのです。又子質から預つた品物は、之を丁寧に保存しなければならぬ。それには土藏が必要である。その倉敷も見なければならぬ。かうやつて一々勘定して見ると、一般に思はれて居る程の高利でもなくなるのであります。

流質に依る損害

又兩者に共通な危険としては、質物の値下りと贖品を質に取る事でありませう。

昭和五年末に於ける、東京市民質屋の現状を見ると、

新規貸出	金額	口数
	三、〇九七、九二〇	
	二〇、五八、一四四	
受戻	金額	口数
	一、九一五、四三六	
	一四、二六七、五〇四	
流質高	金額	口数
	四六一、二三六	
	三、一三、二八〇	
取締法に依り没収せられた高	金額	口数
	五、二九〇	
	四三、九四三	

之に依りますと、流質高は貸出高の一割五分餘であります。即ち之を公式的に書き表はしますと、

$$\text{流質高} = \text{貸出高} \times 0.15 \parallel \text{等式}$$

と云ふことになるのであります。そしてその流れた品物も以前は相當な値で捌けたのですが、昨今はそれを處分しても利息は勿論、元金すら之から上げる事が面どうな状態であります。尙時事新報社の調査に依りますと、質物の値段は、

ダイヤ(一カラット)	四年前期	五年前期
	六〇〇圓	四五〇圓
プラチナ(一匁)	一四圓	七圓五〇錢
衣類(指數)	一〇〇	五五
中古時計(指數)	一〇〇	六〇

と云ふ様な暴落振りであり、此内最も點数の多い衣服が、半値にも下つてゐるので、貸出價格を八掛と見ても、その二割五分も下廻つてゐる状態であります。即ち百圓の着物に八拾圓貸して、處分をして見たら、五十五圓より賣れなかつた、結局二十五圓の損が立つと云ふ事でありませぬ。尙茲に百圓と申上げたのは、三越や松屋の正札の百圓ではなく、流れて古着屋の手に渡る時の値の百圓なのであります。その八掛を貸して居るのでから、十二分に安全率を見て行つてゐる様でも、かういふ結果に陥ち入るのであります。それから又其間の利子も損と見なければなりません。どこの質屋だつて四ヶ月の期限でスグ流す所などはないけれども、假りに、月三分、四ヶ月分の利子も損に加へれば、

$$0.03 \times 4 = 0.12$$

流質高の一割二分の利息損が見積られるのであります。

今總貸出高を壹萬圓として流質に依る損害を計算して見ると、

$$10,000.00 \times 0.15 = 1,500.00 \dots\dots\dots \text{〔流質高〕}$$

流れ質高は千五百圓となります。然し此千五百圓と云ふ金額は八掛になつて居るのですから、最初貸付けた當時は千九百圓近く（正確には一、八七五圓）の品であつたに違ひないのです。今處分するとすれば、貸付當時の價格の五割五分より賣れない。之を計算して見ると、

$$1,875.00 \times 0.55 = 1,031.25 \dots\dots\dots \text{〔處分した値段〕}$$

千圓ソコ〜により賣れない事になつて、四百七拾圓程の損が立つ勘定になります。之に前の金利損の

$$1,500.00 \times 0.12 = 180.00$$

百八拾圓を加へると六百五拾圓程の損になつて、總貸付額に對して六分五厘程度の流質損害準備金を置かなければ、質屋は立ち行かない事になります。

贓品に依る損害

贓品を質に取れば、無償で没收せられる事は周知の事柄であります。之は一面質屋が泥棒と結託し贓品を安く受けて、不當の利を得るのを防ぐためであります。故意でなくとも、贓品は全部没收

せられるのであります。尤も警察では盜難の届出があれば、其度毎に品觸を質屋へ廻しますから、變だと思つたらスグそれを繰つて見ればよろしい。然し際限のない質物に對して一々繰つて見る事も不可能に近い事で、昭和五年中、かうやつて官没せられた分が、四萬四千圓にも登つて居ります。これは貸出總額に對して二分強に達して居りますから、之に對しても、矢張、二分程度の準備金を置く必要があるのであります。

尙質屋に取つて最も馬鹿臭いのは、國稅徵收法による没收であります。質主が税金を滞納した場合には、入質物は全部没收せられるのであります。他人の滞納までも自分が脊負ひ込まなければならぬ結果に立ち至るのであります。かうやつて、質屋の利息から種々な項目を差引いて見ると、純粹な金利としては何程も残らない事になるのであつて、表面で見える様なボロイものでない事が分ります。

第六章 電話金融の仕方と利廻

電話に権利の付いてゐるのは日本ばかり

何に？ 日本では電話が三千圓もしてゐるつて？ そんなに高いなら大いに輸出したらいい、ヂヤア

ないか』とは好景氣の頃、さる外國商人が發した驚異の語です。嘲笑の意味で云ふたのか、それとも眞實の驚きから發した語なのか、眞疑の點は保證出來ないが、外國人に『電話の權利』を了解せしめるには、少くとも我々日本人に『電燈の權利』を了解せしめるだけの努力は要ります。紐育では、四人に電話一本の割合であり、桑港では實に三人に電話一本の割合に迄普及してゐるのであります。加人の申込をすれば、丁度我國で電燈の申込をした時の様に、すぐ様工夫が取付けに来る。こんな土地柄では、日本で電話を引くのに三千圓も要る事が如何にも不思議としか思はれないでせう。電話機が不足の爲めかと云ふ疑問が起きるのも無理はありません。一體我國では何故電話がそんなに高いのか？

これは我國の電話は官營だからであります。官營である爲めに、政府の財政の都合で充分に擴張する事が出來ない——従つて加入申込者全部に電話を架設する事が出來ない——需要に對して供給が不足ならば、そこに値が出るのが經濟學の原則であり、これに權利が生れるのは己を得ない次第であります。

電話の値段

電話架設を希望してゐる向で、未だ開設せられない分は、年々二十萬乃至二十五萬の多きに達してゐるのであります。従つて電話の値段も現在に於いては九百三十圓仲値(東京昭和六年四月)を呼んで居りますが、大正九年の最好況時には四ツ番で三千四百五十圓、震災後の大正十三年には電話の不足から、三千二百圓と云ふ記録的な値段にまでセリ上げられた事があつたのです。尤も特殊な番號——例せば耳鼻咽喉科醫の三三八七、瀆泉浴場の四一二六等々——の電話が欲しいと云ふ様な場合だと、賣る方でも買手の足元を見て法外な値を吹きかける場合が、ない譯ではありません。此方面では一本七千圓と云ふのが今までの最高レコードだそうです。

今でこそ電話の權利の賣買と云ふものは公然と認められ、東京中で組合に加入してゐる電話屋ばかりでも約七十店はあるのですが、今からザツト三十五年前、初めて電話の權利の賣買をした時には、電話局は『電話は官有物である、假令その權利にもせよ、賣買する等は以ての外のこと』と云つて眞赤になるし、警視廳までが『其賣買は罷りならぬ』と云ひ張るので、當時漸く起りかけてゐた電話屋は、恰も不正でも働いてゐるかの如く思はれて、大變に困つたのであります。ところが岡村法學博士が、それは讓渡報酬金であつて、決して違法ではないと説明してくれたので、やつとケリが付いたのは今から考へると全くおかしい話であります。

権利のついた曲折

元來電話加入の申込があつたならば、政府はすぐ架設してやるのが原則であります。然し電話を架設するには、後に述べるやうに、一本に就いて一千圓内外の固定資本を要します。政府とても有り餘る財源を有してゐる、譯ではないから——實は毎年足りなくて困つてゐるから——之等は全部公債に財源を求めなければならぬ。然し財政の都合で、公債を募集する事の出来ない年もあつたりして、申込が積り、架設が滞滯して、とう／＼今日となつたのであります。

扱て今此二十萬乃至二十五萬の希望者を一掃するには、どうしても二億乃至三億の公債を起さなければなりません。一時にこれだけの公債を起す事は、緊縮内閣でなくとも、面倒な事であり、假令それが可能であるとしても、電話には已に所謂『権利』が付いてゐるから、申込者全部に架設すれば、電話には少しも不自由はなくなるが、それと同時に権利も削げて来るのは看易い理であります。高い権利金を出して買った人は一番馬鹿を見、之を擔保に金を貸してゐる人も、擔保の値下りで甚だ困る。結局財界の一部を亂す事になるから、急激に全部に架設すると云ふ事は中々出来難いのであります。それで大正八年六月。政府は財界の事情に鑑みて其後の普通申込を一切拒絶して、新に『實費制度』な

るものを採用する事にしたのであります。その實費制度と云ふのは、架設に要する實費を政府に寄附した者には、今迄の申込の順序如何に關せず、特別に開通させると云ふのです。大正十四年五月更に此規則が改正せられ、『電話特別開通規則』なるものが發せられ、架設に要する實費を支拂ふもののみ、特別に開通してやると云ふことになつたのであります。

電話に権利の付いた由來は、以上の曲折であつたのですがそれに付けても思ひ出すのは、ヨク政府は電燈の官營をやつてくれなかつた、と云ふことです。往年我々が借家にも権利料を拂ふた様に、電燈一燈に付けて十圓位の権利が付いて居たら、一寸引越するのでも其度毎に十燈で百圓位の金が必要。不夜城を誇るあの銀座街頭も、『昔戀しい』ランプの光が、チラホラしてゐる様では全くモダン風景臺なしになつて了ひます。

架設の實費

閑話休題『電話特別開通規則』なるものが出来てから、之に依る申込者だけに架設する事になつたのですから、従つて電話の権利金も、此値段の附近に落ち着く事になつたのは申すまでもありません。然らばその架設實費は幾何であるかと申しますと、それは都會であるか、田舎であるかに依つても異

るし又其年々の物價が高いか安い、景氣が良いか、悪いかに従つても異り、一樣には申されないのであります。約一個一千圓平均はかゝるのであります。どうしてそんなに費用がかゝるかと思ひますと、加入者の數が増せば、電話機は勿論の事、交換局も入用なら、線も擴張しなければならぬ、其他それに従つて、いろいろの設備を増して行かなければならぬのですが、それ等の設備を一切合切引くるめて、之を電話一個當りに計算して見ると、どうしても其位の費用が入る事になるのであります。

それで昭和五年度に於いては右架設費は、

東京	一千百圓
大阪	一千圓
京都、名古屋、神戸、横濱	八百五十圓

と發表せられて、値段も大體此金額の附近に落ち付いて居たのですが、昭和五年夏、一度電話民營案が發表せらるゝに及んで、権利金は、釣瓶落しの大瓦落を演じて、一舉に六百五十圓と云ふ殆んど半値近くに、暴落して了つたのであります。然らば一體その半官半民の電話會社と云ふものはどんなものか。

日本電信電話株式會社

之は又さん大臣小泉選相に依つて、時局打開の一策として提唱せられた案であります。此案が五十光議會に提出せらるゝ筈であつたのですが、多端なる吾が帝國議會は、遂に此案を審議しない中に終を告げる事となりましたので、其詳細は之を知る事を得ないのであります。新聞紙の傳ふる所では大體左の様なものであります。

名 稱	日本電信電話株式會社
資本金	政府は現有資産を四億一千萬圓と評價して現物出資とし、民間の出資は第一年度に於いて一億二千萬圓、以後十年間に増加して三億五千四百萬圓に達せしむる事。
事業の概要	會社創立後十ヶ年間に左の擴張工事を行ふのであります。
(イ) 電話増設	五十五萬個
(ロ) 電話事務取扱開始局	二千八百局
(ハ) 市外線新増設	六萬五千里

それで此會社の目的は創立後十ヶ年を期して電話を一般に普及させて、所謂權利金をなくし様と云ふ



計畫なのであります。然し電話金融の額は、全國で二億圓以上にも達してゐるさうでありますから、これを一時にフイにしてふと、前述の如く問題が起きますから、當分の間一般加入者から普通料金の外に左記特別料金を出させて、之を緩衝地帯にし様と云ふ仕組なのであります。その特別付加使用料は一時に出す必要のないもので、分割納入を許されてゐるものであります。其料金の總額(東京)を擧げて見ますと、

第一年度加入者	六百三十四圓
第二年度	五百六十四圓
第三年度	四百五十圓
第四年度	三百四十八圓
第五年度	二百五十八圓
第六年度	百七十七圓
第七年度	百〇二圓
第八年度	三十二圓

即ち創立九年以後の加入者からは特別料金は一切取らない、換言すれば九年目から電話の權利を全く

なく仕様と云ふのであります。

貸附金額と敷金

今度は電話金融の御話に移ります。今までは、毎年各地の架設費が発表せられましたから、電話金融の貸附標準金額も大體、その邊に落ち付いて、居たのであります。一度電話民營案が発表せらるゝに及んで、全くそれは標準にならなくなりました。次の議會にでも、此案が提出されて、通過すれば、それから九年目には權利金が全くなくなつて了ふのですから、電話に對してはウツカリ、金融は出来ない。先づ金融をしない方が無難であります。然し貸金の形に已を得ず、之を引受けなければならぬ場合も生じて來るので、一應其解説を致します。

今までは架設費即ち急設料を標準に其八掛とか七掛とかを貸して行けばよかつたのですが、民營案が発表せられた以上は、さうは行かなくなる。前掲特別附加使用料の總額を標準に取らなければならぬのでせう。先づ貸附の安全を期するならば二期位後の値段を標準とする外ありません。即ち第一年度で貸附を仕様と思へば、第三年度の四百五十圓を標準に貸附けるが最も安全であります。かうしておけば萬一擔保流になつても、充分處分をする暇があるからであります。

又電話金融も、貸家と同じに敷金を取る必要があります。それは電話の使用料が結局は皆電話の持主の負擔になるため、これを滞納されてゐると、意外な結果を生ずる事があるからであります。元來電話使用料の中で、基本料、附加使用料、及び度數料の三つは、三ヶ月分を合して、電話局から請求に来る事になつて居ります。それで通話の頻繁な所では度數料金だけでも少し分澤山溜る事があるのですが、それよりも恐ろしいのは長距離通話料であります。兜町へ行つて見れば分りますが、一寸商内のハズム時には、東京大阪間を引つきりなしに話してゐる事があります。通話料は一通話(三分間)一圓五十錢ですから。こんなのは一月につきもると、二百圓や三百圓にはすぐなつて了ふ。尤も最近或通信社では電話一本で二萬圓の滞納を生じたそうでありましたが、料金の不納は結局、加入者の負擔になり、又電話を擔保に取る場合でも後に述べる様に名義を書き換へて一旦加入者にならねばなりませんから、よく人を選んで金融しないと、飛んでもない負債を背負ひ込まされる事があります。

擔保の取り方

電話を擔保に取ると稱しても、電話機そのものは政府のものでありますから、擔保に取る事は出来ません。假令擔保に取る事が出来たにしても、價値の少ないものであります。經濟的價値のあるのは電

話機そのものではなくして、電話の加入權である事は申すまでもありません。このやうなものは勿論抵當權の目的にはならないし、質權の目的にもならない。そこで問題は此加入權をどうして擔保にするかと云ふことになります。

さて之を擔保とするには、一旦借主から貸主へ賣渡した事にして、名義を書き換えて了ふのです。そして約定期間經過後、借主が元利に相當する金を返済するならば、何時でも元の通り借主の名義に書き換へると云ふ證書を交換して置くのです。これで一應取引は出来た筈ですが、若し相手方が悪い人間で、後日借りた金を支拂はなかつた時には問題が起きて参ります。それは所謂「假裝賣買」に問はれて貸金の回收が出来ない事があるからです。假裝賣買と云ふのは當事者双方に、實際賣買する意思なくして、一時法律の裏を潜つて、形式上賣買が成立した様に見せかける事を指すのであります。之は多くの場合契約が無効となりますから、さうなつても元利が別な訴訟で回收出来る様に、別に手形に元利合計の金額を書かして取つて置いて、先方が不拂の場合には、之を以て相手方から、元利を回收する様に和戦兩様の備が必要なのであります。

さて、茲で疑問となるのは、一旦名義を書き換えて了つたなら、擔保に入れた人は、最早其電話を利用する事が出来ないではないかと云ふ事です。その點は甚だ便利に出来て居ります。

(イ) 電話は他人に貸す事が出来る様になつて居ります。それで今加入者甲が乙から金を借り様と思へば、先づ局の原簿の名義を乙に変更して、乙から改めて借りた事に致します。従つて結局名義だけを書き換へて電話は其儘自分の家に置く事が出来るのであります。

(ロ) 尙便利な事には「他人名義掲載」と云ふ制度がありまして、原簿に書いてある人、即ち加入者の名前を必ずしも電話番號帳に載せる必要がないのであります。

例へば原簿には、乙のものとなつてゐても、番號帳にだけは甲と云ふ借りた人の名前を出しても差支へない事になつて居ります。それですから、番號帳を見ても其電話は誰の所有か一寸解りません。擔保に入つてゐるからと云ふて、借電話とも何んとも書いてありませんから、安心して借りられます。尙此場合名義變更料の十五圓(東京)と、番號帳に他人名義掲載料の三十圓(東京)と合計四十五圓は借手の負擔となるのであります。貸附の日歩は現在では大體五錢から八錢までの間であります。

第七章 郵便預金の利廻

不詳事の度毎に殖える

何か世の中に不祥事が起れば、その度毎にグン／＼と殖えて行つたのが郵便貯金です。大正十二年の關東大震災にも、昭和二年の金融恐慌にも、それから今度の金融解禁や不景氣にも、何れも一期を劃して増加してゐる事は左表の通りであります。

郵便預金各年末現在高(單位千圓)

年次	金額
大正 十年	九〇六、七二六
大正 十一年	九七六、三七五
大正 十二年	一、一〇二、一二九
大正 十三年	一、一〇〇、四一〇
大正 十四年	一、一三六、五九三
昭和 元年	一、一五六、四一五
昭和 二年	一、五二三、〇三七
昭和 三年	一、七四二、七八一
昭和 四年	二、〇五一、一二五

今後不祥事の度毎に殖えて行くか、どうかは分らないが、兎に角今まではさう云ふ經過を辿つて來

たので、貯金屋と葬式屋とを同じ範疇に入れて了ふ悪口屋もある位です、然しそれは外面的な皮相の見解で、これには相當な經濟上の理由があるのです。

大正十二年九月、大震災の洗禮を受けて、歐洲大戰以來上調子になつてゐた人心は、冷水三斗一時に緊張して來ました。其結果が郵便貯金の増加となつて現はれ、今迄九億臺であつたものが一躍十二億を突破して茲に一新紀元を劃す事となつたのであります。次いで大正十三、十四、昭和元年は金利の相當高かつた時でもあり、一方公社債並に株式への投資が盛んであつた爲めに大した伸も見せませんでした。昭和二年渡邊銀行に依つて口火を切られた取付は、次から次へと延焼して、今迄は確實だと思はれてゐた銀行迄も將棋倒しに、バタ／＼と倒れ始めたので、命から二番目の虎の子を、丁度蟻が物を運ぶやうに小さな銀行から引出しては、郵便貯金と大銀行へセツセと乗り換へた爲め、郵便貯金は次第々々に増大し、金融は變態的に益々緩慢となつて來ました。

金融緩慢に次いで、其當然の結果である預金の利下が行はれましたが、コウなると堅實と好利廻の兩方面から、零細な資金は恰も大河の堰が切られた時の様に、ドシドシ郵便貯金に流れ込んで來て昭和四年の九月には、早や二十億と云ふ異常の金額を突破すると云ふ盛況を呈したのであります。尤も明治八年五月始めて郵便貯金の制度が布かれた時には、町人共は神妙にも『貯金御預り願書』と云ふ

一札を納めさせられて、『預つて戴いた』ものださうです。

郵便貯金二十億！口でこそ二十億、書いて見たつて、2の次に9を九つ付ければ、それで御終ひですが、之をお札にして見ると仲々、そう生やさしい事ではおさまりが付かなくなるのです。日本銀行の調によると、新しい一圓紙幣一億圓を、キツチリ積み重ねると、その高さは三萬二千尺となつて富士山の二倍半になるさうです。又それを横につなぎ合せると横濱スエズ間の航路と同じ長さになつて、地球の約三分の一に相當するし、又その重さは二萬六千貫で、之を運ぶには一噸積の貨物自動車百臺を要するさうであります。これだけでも一寸驚かされるのに、二十億は此二十倍なのですから、豪氣なものではありませんか。

名稱利率と利廻り

郵便貯金の利率が四分二厘である事は今更申す迄もなく、一般に知れ渡つて居りますから、此上改めて利廻の穿鑿など無意味の様に思はれますが、さうではありません。呼び値の利率と、實際の利廻りとは違ふものである事は、先に述べた通りであります。

早い話が去年の十二月に生れた赤ん坊も、去年の一月に生れた小兒も、共に我々は數へ年で『二才』

と呼んで居りますが、之を生後何ヶ月と云ふ様に『満』で數へるならば、そこには非常な差違が生じて参ります。『數へ年の二才』は、大低の場合『満二才』でない様に、呼び値の利率即ち名稱利率の四分二厘も、利廻とは多くの場合一致しないのであります。そこで郵便貯金の利廻を調べて見る必要が起つて來るのであります。又郵便貯金には四分二厘の『通常貯金』以外に、四分四厘四毛の『据置貯金』もありますが、之方は何れ他日の機会に譲つて、茲では主として四分二厘の『通常貯金』の方だけに就いて御話をする事に致します。

預入の月で利廻が違ふ

郵便貯金の利廻を見るに當つて注意を要する點が三つあります。それは、

- (一) 毎年三月末に利息が元金に繰入れられる事。
- (二) 毎月十五日以前の預け入れには其月分の利息は付けるが、十六日以後預け入れの分には其月の利息は附けない事。尙引出しの月には全然利息を附けない事。
- (三) 所得税並に資本利子税等が掛らない事。

等でありませう。

郵便貯金の利息は年一回轉化であります。即ち何時預けても利息は毎年三月末に計算せられ、『元

加利子』と云ふ印が捺されて、元金に繰り入れられます。それですから四月の初に預ける人も、十月の初めに預ける人も、又次の年の三月初に預ける人も、利子を貰ふのは等しく次の年の三月末と云ふ事になります。従つて四月初に預ける人は丸一年経たねば利息は貰へず、十月初に預ける人は六ヶ月を経ねば利子が貰へないのに、來年の三月初に預ける人は僅か一ヶ月で利子が貰へることになります。尤も利息を貰ふと云ふても、一年分のを前渡して貰ふのではなく、六ヶ月なり一ヶ月なり、預けた月數に應じて貰ふのですが、利息は貰へばすぐ元金となつて利息を生みますから、早く貰へば早く貰つただけ徳です。出來る事なら毎月否毎日でも貰ふた方が——受渡の手數を度外視せば——徳な譯です。それで、呼び値の利率は四分二厘で、預け入れた月が違へば利廻にも違が生じて來るのであります。

利廻の出し方

四月初に貯金した分は、完全に一ヶ年後の翌年三月末に利息が計上せられ、其翌月から元金に繰入れられますから、利率も利廻も共に四分二厘で兩方が一致しますが、四月以後に預け入れた分は一ヶ年よりも早い期間で利息が貰へるのでから、利廻が多少良くなつて参ります。先づ一例として、十月初に預けた分に就いて考て見ませう。

十月初に預けたとすれば、翌年三月までには半年よりありませんから、半年で利息が貰へます。即ち丁度半年で利息が元金に轉化する事になります。換言すれば、年二回轉化の四分二厘で貯金したのと同じ割合となり、其利廻は左の算式で見える事が出来ます。

$$(1+0.021)^2-1=0.042441$$

〔數式の説明〕 先づ半年毎に利息が生ずる割合になるのですから、半年を一期とせねばなりません。従て一期の利率は四分二厘を二で割つた二分一厘となります。式中に 0.021 とあるのは即ち之です。今一年分即ち二期間の元利合計を見てこれから元金の二分として「」を引きますと、一年間の資金の「純増加の割合」が出て参ります。之が即ち求むる利廻です。

又三月初に預けた分は僅一ヶ月で利息が貰へますから、四分二厘の十二分の一の利率で十二期間運轉したのと同じ利廻りになります。斯様にして利廻を各月に互つて計算したのが左に示す一表です。

四月初	四、二〇〇〇	五月初	四、二〇七三
六月初	四、二一四六	七月初	四、二二一九
八月初	四、二二九三	九月初	四、二三六七
十月初	四、二四四一	十一月初	四、二五一六

十二月初	四、二五九一	一月初	四、二六六六
二月初	四、二七四二	三月初	四、二八一八

以上の様に預け入れた月に依つて各々利廻が異つて來ますから、何か他の投資物と利廻を比較する場合には、何月何日の預け入れであるかを定めてからでなければ、正確な利廻の比較は出來ないのであります。

預入の日と利息の関係

郵便貯金は以前は預入れの月も、引出しの月も何れも利子を付けない事になつて居りましたが、其後改正せられて

- (イ) 十五日までに預け入れた分は其月の利息を附けるが。
- (ロ) 十六日以後に預け入れた分には其月の利息を附けない。

事になつたのです。此爲めに十五日迄に預け入れた人は假令半月より預けないでも、丸々一ヶ月分の利子を貰へるし、又十六日以後に預け入れた人は、其月分の利息は全然貰へない事になつたのです。ベストが流行して鼠の買上げが始まつた頃、人品卑しからぬ一人の男が、警察に擧げられて來た。

彼は鼠を飼育して文字通り「鼠算的」に利殖能率を挙げ様としたそうだが、こと程左様に世智辛い世の中に、こんな間の抜けた規則が、利に敏い人々の間を無關心に通じ抜けが許される筈がなかつた。忽ち行はれたのが「合法的利息の二重取り」でありました。

其方法は先づ月の初めに或金額を銀行特別當座へ預金して十五日に之を引出します。特別當座預金は日歩計算ですから、半月分の利息は貰へるわけです。次に其日の内にそれを郵便貯金に貯け替へます。十五日に預けると、假令月末まで預け入れてゐる期間は半月でも、丸々一ヶ月の利息が貰へますから、前に貰つた特當の利息だけは只儲けと云ふ計算になります。次の月の一日には又郵便貯金から特當へ乗換へて、前同様に此預け換を何回も繰返して行ひます。窓口で一寸嫌な思ひを耐へさへすれば、両方の通帳の汚れて行つた跡には二重の利息が残されることになるのです。

かうやつて郵便貯金に副業？ をやらせる人間が多くなつて來たので、

預入後一ヶ月以内ニ拂戻シタル預入金ニ對シテハ之ニ利子ヲ附セザルコトアル可シ

と云ふ規則が追加されました。役人様はこれで、こんな狡い方法は防げたと御思ひかも知れませんが、今度は法を逆用し二ヶ月毎に此方法を行つて居るとはさても算盤の細いのに驚くではありませんか。

利息比較上の注意

郵便貯金と他の利殖法との利廻を比較する場合に——例へば郵便貯金は四分二厘だし、定期預金は五分だから、定期の方が有利だ等と利率乃至利廻其儘を比較してゐるのは、話にも廣告にも、よく見聞きする所ですが、然し之は甚だ早計に失した計算であります。銀行の定期預金でも信託預金でも、其他公社債等大抵のものは預金の利息、公社債の利札に對して、所得税と資本利子税とが課せられます。國家が非常に保護特典を與へてゐる國債でさへも、尙且利札に對して二分の資本利子税は免れる事が出来ません。然し此點に於いては郵便貯金は國債よりも優遇せられて居ります。即ち所得税も資本利子税も兩方共課税を免除せられて居ります。その理由は郵便貯金は零細なる資金の集積せられたもので、從て其利息も他の不勞所得と同一視する事が出来ないからであります。それですから、他の投資物と利廻を比較するには所得税と資本利子税とを取捨して比較する必要があります。左に郵便貯金とよく比較せらるゝ投資物に就いて、其取捨せらるべき所得税と資本利子税との額を上げて見ます。

國債	所得税	資本利子税	合計
免稅			
		二分	二分

地方債	四分	二分	六分
社債	五分	二分	七分
銀行預金	五分	二分	七分
貯蓄、復興債券	免税	免税	免税

郵便貯金の目的は零細な資金の貯蓄でありますから、其性質上利率は安りに變更せられませんが、銀行預金や、公社債等は、金融緩慢と逼迫の度合に従つて、屢々利率が上下せられます。それですから、それ等と比較して有利な方に、其時々乗換えて行く可きですが、此場合に注意す可きは、前述の資本利子税と所得税とを差引いてから比較する事でありませう。一例として四分五厘の定期預金と、四分二厘の郵便貯金と何れが有利であるかを研究して見ませう。

【算例】元金壹千圓を四月始に定期貯金と郵便貯金に預け、滿一ヶ年の終に兩者はどれ位の違ひを生ずるか。
解 先づ定期預金の方から計算して見ると。

$$1,000.00 \times 0.0225 = 22.50 \dots\dots\dots (\text{半期分利息})$$

$$22.50 \times (0.05 + 0.02) = 1.58 \dots\dots\dots (\text{所得税五分} + \text{資本利子税二分})$$

$$22.50 - 1.58 = 20.92 \dots\dots\dots (\text{税金差引上: 半期分利息})$$

$$1,000.00 + 20.92 = 1,020.92 \dots\dots\dots (\text{半期末元利合計})$$

此半期末の元利合計が下期の元金となります。

$$1,020.92 \times 0.0225 = 22.97 \dots\dots\dots (\text{下期分利息})$$

$$22.97 \times (0.05 + 0.02) = 1.61 \dots\dots\dots (\text{所得税五分} + \text{資本利子税二分})$$

$$22.97 - 1.61 = 21.36 \dots\dots\dots (\text{税金差引下: 半期分利息})$$

$$1,020.92 + 21.36 = 1,042.28 \dots\dots\dots (\text{一ヶ年後ノ元利合計})$$

即ち、四分五厘の定期預金の一ヶ年後の元利合計は、税金を差引けば壹千四十二圓二十八錢となるのであります。郵便貯金は、前述の如く税金は掛りませんから、元利合計は壹千四十二圓となつて定期預金の方が、僅か二十八錢だけ有利であるに過ぎません。尤もこれは四月初め預け入れ、三月末引出の一ヶ年間の比較であります。郵便貯金は、これも前に御話した様に、預け入れの月に依つて、利廻が違つて参りますから、凡て投資物を比較するに當つては、面どうでも、一々の場合に就いて利廻を計算して見るのでなければ、何れが有利だとも申し上げられないのであります。若し十月初に預け

たものとすれば、郵便貯金の方は千四十二圓四十四銭となつて、却つて利率の低い郵便貯金の方が、十六銭だけ多い事になるのであります。

第八章 利殖量と利殖能率

利廻は資産増殖の速度

「利殖量」や「利殖能率」等と云ふ、餘り聞き慣れない語を、茲に持ち出したのは、従来用ひられてゐる「利廻」と云ふ語だけでは、眞に資産増殖の程度を表はすに、不充分だからであります。利廻と云ふのは、物理学の方で云ふ「速度」に相當するものであります。速度がいくら大きくつても、短い時間より走らなければ、全體の走つた距離は、僅かであり、又途中休み休み走つたのでは同じ距離を走るにも多くの時間を要する事は、今更兎と亀の例を提出すまでもなく、自明の理であります。物理學の方では走つた距離を勘定するに、

$$\text{距離} \times \text{時間} = \text{距離}$$

の公式を用ひます例へば一時間二十哩の速度で三時間走つたとすれば、

$$20 \times 3 = 60$$

と云ふ様に計算して六十哩走つた事が分るのであります。

投資の方に於ても之と同じ事で、いくら利廻のよい投資物でも、僅か一年か、半年位で元金が返還せられるのでは、其間に利殖せられた割合が如何によくとも、其總額は大したものではないのであります。利廻はそれよりも、少し位悪くともいゝから、比較的永續するものを選んで投資した方が、却つて利殖の能率がよい事があるのです。殊に金利低下時代に於ては、かういふ事は屢々實驗するのであります。

利廻だけでは不充分

今茲に八分利廻の社債と、七分利廻の社債とがあつたと致します。八分利廻の方は今より一年後に償還、七分利廻の方は、五年後に償還と假定致します。何れに投資するのが有利だかは——他の事情が同一だとすれば——一に金利が漸騰歩調を辿つてゐるか、漸落歩調を辿つてゐるかに懸つてゐると云ふて差支ないのであります。

若し金利が漸落の傾向にあれば、利廻が悪くとも、七分利廻の方に投資する方が、斷然有利であり

ます。其理由は、八分利廻の社債が一年後に償還せられた時は、丁度金利低落の底に際會した爲に、社債の利廻が六分に低下し、六分の而も長期物に乗換えなければならぬ、はめに陥る事があるからであります。

それですから利廻だけでは投資の規準を現はすには不十分であり、且つ之を唯一の指針として投資の優劣を決すると、却て損をする事があるので、どうしても利廻量、並に利廻能率の考が必要になつて来るのであります。然らばその利廻量とは何か？ 利廻能率とは如何なるものであるか？

利廻量、利廻能率とはどんな事か

速度に時間に乗じて距離を算出する様に、元金と、利廻に期間を掛け合せて、其利廻量を出すのであります。それですから利廻量と云ふのは、幾何かの利廻で、何年間か運轉した時に生じた、財産増加の總量なのであります。かく申すといかにも定義めて、非常に面倒であります、後に述べる郵便貯金の場合等を、解釋するには、どうしても利廻能率の考を持つて来ないと、説明が付かなくなるのであります。

一 投資期間を通じて、其投資物の利廻が變らない場合——物體の運動でいへば等速運動の様な場合

——だと、利廻量だの、利廻能率だのと、面倒な事を云ふ必要はないのであります。一投資期間中に或る投資物の元金が償還せられたり等して、他の投資物に乗換へたり、又は利廻が變つたりする場合——物體の運動で云へば不等速運動の様な場合——ですと利廻を唯一の指針として、投資をしようと、茲に違算が生じて参ります。それと云ふのは、利廻は、飽迄投資物件そのものに重きを置いた見方で、その繼續期間が一年であらうが、半年であらうが、又極端に云へば一日であらうが、そんな事には少しもお構ひなしに、等しく一年の割合に引直して、利廻が何分何厘だと稱するのであります。

然し苟も或計畫を建て、一定の期間例へば五年間なら五年間、何分に廻したいと思ふてゐる時に、一年や半年位の利廻を目標に投資する事は出来ないものであつて、五年間と云ふ期間に重きを置いて、その間に、どの投資法が一番有利であるか、即ち利廻能率がよいかを考へて見る必要があるのです。此様に投資の物件に重きを置かず、専ら期間に着目して、利廻量が多いか少ないか、を定める事は、投資家としては常に研究を怠つてはならない事であつて、利廻量が多い場合を『利廻能率がよい』と云ひ、少ない場合を『利廻能率が悪い』と云ふのであります。

郵便貯金を例にとる

今實際の例を採つて此事を御話し致しませう。郵便貯金は預け入れの月で、各々利廻が違ひ、三月に預け入れた分は、一番利廻がよいと云ふ事を、前に申上げたのでありますが、實際に丸一年間郵便貯金に預けて見ると、元利合計は次の様になるのであります。

四月の初めに預け翌年三月末引出し	四、一〇〇〇
五月	四、二三五
六月	四、三四五
七月	四、三三二
八月	四、三九二
九月	四、四四九
十月	四、五六〇
十一月	四、四三九
十二月	四、三九二
一月の初めに預け	四、三三二
二月の初めに預け	四、三四五
三月	四、二三五

右の様に丸一ヶ年預けて見ると十月が最高になつて居ります。これはどうした譯か。

茲でどうしても『利殖量』と云ふ事を考へる事が必要になつて來るのであります。三月に預けた分は、利廻としては最もよいのですが、利息は四月に元金に繰入れられて了ひ、利廻の方もそこで一旦『御破算』になつて了つて、あとは四月初に預入れたのと同じ利廻に、一定して了ひます。三月初に預けたのでは、いくら利廻がよくとも、たつた一ヶ月より此恩恵に浴する事が出来ませんので、利殖量は非常に小さい事になります。之と反對に、十月に預けた分は、假令利廻は三月の分より悪くとも、六ヶ月間此利廻で運轉せられるのですから、總體の利殖量は却て大となるのであります。

そんならもう一層遡つて、九月又は八月に預けたら尙一層有利ではないか、と云ふ疑問も起るでせうが今度は利廻の方が低下して來ますから、少し位期間が長くとも、追つつかない事になりました、矢張丸一ヶ年預けるのなら十月に預けるのが一番利殖量が大きいと云ふ事になつて參ります。

それですから、一定期間、例へば一ヶ年間投資するものとして、何月に預けて、何月に引出したならば、一番徳かと云ふ事を調べるのは、丁度算術の問題によくある、上酒と下酒とを混ぜ合せて、中間酒を作る問題によく似て居ります。十月に預け入れて、翌年九月に引出すのは、利廻のよい酒六杯と普通の酒六杯との混合酒であり、三月初に預け入れて、翌年二月に引出すのは、利廻の非常に好い

酒一杯と、普通の酒十一杯の混合酒になります。一方が六杯もよい酒が入れているのに、他方はそれよりも利廻はよいが、たつた一杯より上酒を入れてないとすれば、利目は勿論前者の方がよいと云ふ事は、すぐ御分りになるでせう。

それですから、實際の投資に當つては、手数でも、投資期間と、利廻から、一々『利殖能率』を調べた其上で、決定しないと、違算を來たす事があるのであります。

第九章 現價と割引

明日の百より今五十

今新橋に立つて、モダン銀座を眺めますと、京橋にあるあの偉大な第一相互館のビルディングよりも、すぐ自分の目の前にある街路樹の方が大きく見えます。これは頗る平凡な事柄なのですが、これが今御話をする現價と割引の根本原理を吾々に教へてくれるのです。

よく世の中で『明日の百より今五十』と云ふことを云ひます。これは明日になれば百圓貰へるが、それよりも今日五十圓貰ふ方がよいといふ意味なのです。譬ですから、云ひ現はし方が極端になつ

てゐますが、勿論これは何年か後に百圓貰ふよりも、今の五十圓の方が價値があると云ふことを云ひ現はしたに過ぎません。サテこれから此關係を算盤を弾いて精細に調べる事に致します。

先づ『今五十』の五十圓を年一割で十箇年間利殖して見ませう。年一割十期の所を複利表で引いて見ますと二・五九三七となつてゐます。これは一圓を十年間一割で利殖すれば二圓五十九錢三厘七毛になる事を示して居ります。今のお話のは五十圓ですからこれを五十倍します。

$$2.5937 \times 50 = 129.685$$

即ち百二十九圓六十八錢五厘になることが知れました。そこで年一割で利殖し得る人に取つては、今の五十圓は、十年後の百二十九圓六十八錢五厘に匹敵しますから、十年後に百圓貰ふよりも、今五十圓貰つた方が得だと云ふことになるのです。

時差説

人はどうしても將來貰へる所得や、享樂よりも、それが同じ種類で且つ同じ量である限り、現在の所得や享樂を尊重する傾のあるものです。西洋にも『手の裡にある一羽の鳥は、藪の中の二羽よりも

尊い』と云ふ諺があります。「善は急げ」善い事は今すぐの方がよいと云ふ、心理的な事實は洋の東西を問はず一致して居ると見えます。それで將來が長ければ長い程、吾々はそれだけ長く待たねばならない。同じ量のもので待たねばならぬだけ、將來のものは價値が少ないと云ふ事になります。經濟學の方では、之を時差説と云ひまして、ポエーム・パウエルクと云ふ墺太利の學者に依つて、初めて秩序ある學説として世に紹介せられたのであります。

さて距離が遠ければ、銀座の街路樹でも大ビルディングよりも大きく見える様に、將來が長ければ今の五十圓は將來の百圓、否千圓よりも價値が多い事があります。この原理を應用して『將來の金』と『現在の金』との交換をする事が行はれます、この時には將來の金の價を現在の金の價に換算して、比較すれば最も便利です。丁度日本の五千圓と米國の二千五百弗と、どちらが價値が多いかを比較する時には、日本の金に兩替の率である、爲替相場を掛けて米國の弗に直して比較をする様に、吾々も將來の金と、現在の金とを比較するには、將來の金に或る割合を掛けて、現在の價に直して比較を致します。將來貰へる金の今の値打、これが此御話の主題の『現價』なのであります。

ボーナスの早生兒

「オイ來月ボーナスが這入るんだから、それを引當に少しばかり融通してくれ給へ」等と云ふ會話は決算期が近くなるとよく聞く事ですが、これが將來の金と、現在の金との交換なのです。即ち一ヶ月後に手に這入る金を、現在の現金と取かへ様と云ふのです。ボーナスも母の胎内に完全に居らないで、早生兒として人工出産させられた譯ですから、少し瘦て出て來るのは致し方ありません。此時にボーナスと云ふ將來の金に或率を掛けて現在の價を算出しなければなりません。その時に掛ける率を、利率に對して割引率と云ひそれを表にしたものを『現價表』と云ひます。

現價表 (或年後の一月は今の何) (円に相當するかの表)

期數	四分	五分	五分五厘	六分	六分五厘	七分	八分	一分
一	0.9615	0.9534	0.9479	0.9434	0.9390	0.9346	0.9301	0.9257
二	0.9346	0.9200	0.9185	0.9100	0.9017	0.8934	0.8851	0.8768
三	0.8890	0.8638	0.8516	0.8396	0.8279	0.8163	0.8048	0.7933
四	0.8458	0.8137	0.8017	0.7911	0.7813	0.7719	0.7629	0.7540
五	0.8129	0.7835	0.7751	0.7673	0.7601	0.7530	0.7466	0.7406
六	0.7903	0.7692	0.7653	0.7600	0.7553	0.7506	0.7463	0.7425

七	0,7599	0,707	0,6874	0,651	0,6455	0,638	0,5855	0,5133
八	0,7307	0,6768	0,6526	0,6274	0,6013	0,5820	0,5403	0,4665
九	0,7015	0,6466	0,6176	0,5919	0,5674	0,5419	0,5001	0,4241
十	0,6723	0,6159	0,5854	0,5584	0,5337	0,5083	0,4663	0,3855
十一	0,6431	0,5858	0,5540	0,5260	0,4997	0,4737	0,4315	0,3466
十二	0,6139	0,5556	0,5226	0,4936	0,4666	0,4406	0,3983	0,3094
十三	0,5847	0,5254	0,4914	0,4614	0,4344	0,4084	0,3661	0,2742
十四	0,5555	0,4952	0,4602	0,4292	0,4022	0,3762	0,3339	0,2390
十五	0,5263	0,4650	0,4290	0,3980	0,3710	0,3450	0,3027	0,2048
十六	0,4971	0,4348	0,3978	0,3668	0,3398	0,3138	0,2715	0,1706
十七	0,4679	0,4046	0,3666	0,3356	0,3086	0,2826	0,2403	0,1354
十八	0,4387	0,3744	0,3354	0,3044	0,2774	0,2514	0,2091	0,1042
十九	0,4095	0,3442	0,3042	0,2732	0,2462	0,2202	0,1779	0,0730
二十	0,3803	0,3140	0,2740	0,2430	0,2160	0,1900	0,1477	0,0428
二十一	0,3511	0,2848	0,2448	0,2138	0,1868	0,1608	0,1185	0,0179
二十二	0,3219	0,2556	0,2156	0,1846	0,1576	0,1316	0,0893	0,0130
二十三	0,2927	0,2264	0,1864	0,1554	0,1284	0,1024	0,0601	0,0081
二十四	0,2635	0,1972	0,1572	0,1262	0,0992	0,0732	0,0309	0,0032
二十五	0,2343	0,1680	0,1280	0,0970	0,0700	0,0440	0,0017	0,0003
二十六	0,2051	0,1388	0,0988	0,0678	0,0408	0,0148	0,0003	0,0000
二十七	0,1759	0,1106	0,0706	0,0396	0,0126	0,0000	0,0000	0,0000
二十八	0,1467	0,0814	0,0414	0,0104	0,0000	0,0000	0,0000	0,0000
二十九	0,1175	0,0522	0,0122	0,0000	0,0000	0,0000	0,0000	0,0000
三十	0,0883	0,0230	0,0000	0,0000	0,0000	0,0000	0,0000	0,0000

こゝに掲げたのが、其現價表ですが此表の『作り方』と『見方』とを説明する前に、先づ實際社會に行はれ居る『割引』と云ふ事に就いて御話致します。

銀行割引と其不合理な點

銀行ではよく手形の割引と云ふ事を致します。之は要するに銀行が手形を擔保として、利息天引で貸附をする事なのであります。今茲に八月三十一日期日の、額面五千圓の約束手形があつたとします。これは八月三十一日になれば、手形を書いた人が五千圓を支拂う、と云ふことを約束した證書です。若し期日前の八月一日に現金が入用であるときは、之を銀行に持つて行つて割引をしてもらひます。割引と云ふのは八月三十一日支拂の金、即ち將來の金を、八月一日の金即ち現金にする事なのであります。即ち將來の金と、現在の金との交換を云ふのです。將來の金を現在の金に換へやうと思へば少し料金を拂はねばならない事は、前段説明の通りでありますから、銀行は割引料として定めた額を手形金額から天引して依頼者に渡します。今暇に割引料が日歩二錢だと致しますと、

$$5,000.00 \times \frac{0.02}{100} \times 31 = 31.00$$

五千圓一日の割引料が一圓、三十一日間で三十一圓になりますから、これだけを割引料即ち天引利子として五千圓から引いて残りの四千九百六十九圓を、依頼者に渡すのです。それで割引料が日歩二錢ならば、八月三十一日に五千圓の價値ある金額は八月一日では、四千九百六十九圓だけの價値よりなると云ふことになるのであります。

此計算は一寸見ると差支ない様ですがよく考へると不合理な點があります。八月二日に四千九百六十九圓の價值ある金ならば、反對に之を日歩二錢で三十一日間利殖したら元の五千圓になりそうなのですがそうはなりません。試みに計算して見ませう。

$$4,969.00 \times \frac{0.02}{100} \times 31 = 30.8078$$

此利子は三十圓八十錢七厘八毛によりなりません。之を元金の四千九百六十九圓に加へますと、四千九百九十九圓八十錢七厘八毛となつて茲に十九錢二厘二毛の差を生じて参ります。之が僅か三十一日位だからよいが、日數が長くなるに従つて此差は益々大きくなります。假に五千日即ち十三年八ヶ月半後に受取り得可き五千圓の金額があるとして、之を今受取り度いので日歩二錢で割引したとしませうか（但し銀行ではこう云ふ長期の手形は割引しません）

$$5,000.00 \times \frac{0.02}{100} \times 5000 = 5,000.00$$

割引料ばかり五千圓となつて、天引したら手取が一文もない事になります。若し十五年も割引してもらふものなら、割引料だけで五千圓を超過して了ひますから、金を受取る権利は先に渡して、殘金を

貰ふどころか反對に金を幾何か出さねばならぬと云ふ、まるで「盗人に追錢」を拂ふ様な不合理が生じて参ります。

眞割引

要するに銀行割引即ち所謂天引にはかういふ不都合がありますので、長期の計算例へば生命保険や年金等の様に二十年、三十年と長期に亘る金額の計算には通常「眞割引」と云ふ方法が用ひられるのであります。

眞割引と云ふのは先程の例で申しますと、手形を割引して貰つた、その手取金を、八月一日から、八月三十一日まで、三十一日間利殖すると、丁度元の手形金額になる（銀行割引では十九錢二厘二毛不足しました）様に、割引料を算出する方法なのです。此時に用ひる率を「利率」に對して「割引率」と云ふのであります。

尙理論上から云へば銀行割引、眞割引何れにも、單利、複利兩方の仕方があつて、都合四通の計算法が生れる理ですが、實際上では、銀行割引は期間が短いから單利を用ひ、眞割引は一般に期間が長いので、單利を用ひますと誤差が非常に大となりますから、複利を用ひるのが普通であります。此眞

割引は計算に手数が掛りますから、通常現價表と云ふ表を用ひて、割引計算を行ひます。此表の『作り方』と『見方』は次章で御話を致します。

第拾章 現價表の見方

現價表の作り方

現價表と云ふのは割引率を各期、各利率に互つて算出し、之を一表に纏めたものです。それですから先づ割引率の算出法を御話すれば、現價表の作り方は自然と御分りになる譯です。

先づ十年後に一圓の金が欲しい、年一割の利率で利殖するしたら現在幾何積立たらよいか、此時に、一圓に掛ける率が割引料である事は前章御話の通りであります。サテ複利表は吾々に一圓の金を十年間年一割で利殖すれば二圓五十九錢三厘七毛になる事を教へてくれますから、是を利用して左の比例式を立て簡単に割引率を算出する事が出来ます。

$$1 : 2.5937 = x : 1$$

【數式の説明】一圓を積立てたら十年後に二圓五十九錢三厘七毛になつた。今幾何即ちX圓を積立てたら十年後

に一圓となるか

$$x = \frac{1 \times 1}{2.5937} = 0.3855$$

これを計算するとxは〇、三八五五となります。即ち三十八錢五厘五毛を積立てればよいのです。

即ち十年後の一圓は、一割で利殖し得る人にとつては現在の三十八錢五厘五毛により當らない事が分りました。

凡て割引率は複利終價の逆數になつて居ります。複利終價とは、今の例で申しますと、二、五九三七即ち年一割の複利で十年間利殖した、その結果を指すのです。又逆數とは1をこの終價で割つた數です、即ち之を公式的に書いて見ますと、

$$1 + \text{複利終價} = \text{割引率}$$

と云ふこととなります。これを各期別各利率別に算出して配列したのが、前章に掲げた現價表なのであります。

假令期間が同じであつても一割の時、五分の時と利率が異なるに従つて、複利終價の異つて来る事は自明の理であります。その逆數である割引率も同じ事で、其率の高低如何に依つて現價も異つて參

ります。即ち幾何の割引率で、現價に換算するかに従つて、金額に多い少ないが生じて来るのです。例へば家作等に依つて年一割の利益を挙げ得る人に取つては、十年後の一圓は現在の三十八錢五厘五毛に匹敵しますが、郵便貯金其他で四分二厘より利殖出来ない人に取つては現價はこれよりも多くなつて参ります。その譯は三十八錢五厘五毛を十年間一割で利殖すればこそ、一圓になるのですが、四分二厘で利殖したのでは所詮五十八錢一厘七毛によりなりませんから、拾年後に一圓にするには、初めに前記の金額よりも少し多く積立て、置く必要があるであります。従つて一割で現價を見る場合よりも、四分二厘で現價を見る場合は金額が少し多くなる譯です。四分二厘十年間の複利終價を計算して見ますと、一、五〇八九六となりますから、現價はその逆数の、

$$\frac{1}{1.50896} = 0.6627$$

即ち六十六錢二厘七毛となり、一割の場合より現價が二十七錢七厘二毛だけ多くなつて参ります。四分二厘ではこれだけを積み重ねば十年後に一圓とはならないのであります。

此現價表は前にも御話しの通り「或年後に一圓を得るのに、今幾何の元金が必要であるか」即ち一圓の金を、或複利の利率で割引した現價を、示したものであります。此表も前の複利表と同様、只

に現價を見る事以外に、利率や年数も見る事が出来るのでありますから、以下實際の應用に就いて表の引き方を御話し致します（表は一〇一頁及一〇二頁にあります）

現價表の見方

【算例一】 小供の學資金として、二十年後に三千圓だけ欲しい。そこで今幾何かの金を公債や勸業債券等の確實なものに投資して年五分に運用し、二十年後に三千圓にし度いと思ふが、今幾何の金を積立てればよいか。

圖 先づ二十期の行を辿つて五分の所まで下つて見て下さい。〇、三七六九となつて居りませう。これは二十年後の一圓を五分で割引すれば、其現價は三十七錢六厘九毛になる事を示して居ります。それで所要の金額は三千圓ですから、之を三千倍致しますと三千圓の現價が出て参ります。之を計算すると答は一千一百三十圓七十錢となりますが、これだけの金を今積んで置いて、五分で利殖すれば、二十年後には三千圓と云ふ纏つた金額になるのであります。

利率の見方

【算例二】 第二回割引勸業債券は今から十七年後に二十圓の償還を受けます。今之を十圓二十五錢で買受けた

とすれば、利廻は幾何であるか。

■ 現價表は償還を受ける金額の一圓を標準として算出してありますから、之を其標準にまで引き下げます。即ち之を二十分すれば、十七年後に一圓で還へるものを五十一錢二厘五毛で買ったのと同じになります。そこで一七期の行で之に近い数字を見付けますと、四分の行に〇、五一三四と云ふ数字があります。これを二十倍して見ますと、一〇、二六八となりますから、十圓二十六錢八厘で買へば利廻は四分だと云ふ事が知れます。此値は買値の十圓二十五錢と大差ありませんから、利廻は大體四分として實際上には差支ないと思ひます。

年數の見方

【算例三】 ボーナスを貰つた。三越へ行つて、帝劇を見て尙、四十八圓十錢剩つた、それで勸業債券等でも買つて、年五分に運用して、百圓に纏め度いと思ふ。サテ何年かゝるか。

之も前例に倣つて一圓單位に直します。四八、一〇を百で割れば〇、四八一〇となります。五分の列で此数字を探して見ますと、チャント一五期の行の所にあります。即ち十五年かゝる事が分ります。相當年數が掛りますネ。

年數の延ばし方

前に掲げた複利表は僅か三十期よりありませんが、之で五十期の現價を見るのには如何にすればよいか。そのやり方は複利表の場合と同じであります。五十期を三十期と二十期に分けて、此兩方の現價を掛け合はせさすればよいのです。尤も五十期を二十五期と、二十五期に分けて、兩方の現價を掛け合はしても、答は同じであります。その譯は、初めに三十期間割引したものを、更に二十五期間割引したのも、二十五期宛割引を二度繰返したのも、初めから、五十期間割引したのも、皆同じ事だからであります。以上で現價表の見方の大體を御話しした譯です。

第拾壹章 割引債券の利廻

第二回割引勸業債券

勸業債券、並に興業債券には割引の形式で發行せられる、割引債券と云ふのがあります。普通の債券ですと、本券の下に小さな利札が幾枚も幾枚も附いてゐますから、利拂期には、その利札を切取つ

て、郵便局なり、銀行なりに持つて行つて、利子を貰つて來ると云ふ仕組になつて居るのですが、割引債券には利札が附いて居りません。本券だけなのであります。

今實際の例として第二回割引勸業債券に就いて、御話し致します。この債券は前に御話の通り昭和四年十月に賣り出され、券面金額が二十圓となつて居ります。賣出價格が十圓でありますから、其差の十圓が利子となる譯であります。この割引勸業債券には、どういふ特點があるかと申しますと、大體二つの點を擧げる事が出來ます。

(一) 僅少の利札を取りに行く不便がない事。

(二) 税金の掛らぬ事。

先づ第一の方から御話し致します。勸業債券は金額が少いから、利子も三十錢とか、四十錢とか僅少な金額になつて居ります。従つて利札を取りに行くのに、電車賃を拂つたりする様では、極めて利廻が悪くなつて參ります。又利札が細少なので、つい紛失したりする事も出來ませう。割引債券ならば、利札がないのですから、之等の心配がない譯です。

次に又割引債券には税金——第二種所得稅、並に資本利子稅——が掛からないのであります。之が第二の特點です。凡て利札の付いてゐる債券は、其利札を銀行なり、郵便局なりに持つて行つて、

利子を貰ふ時に、所得稅五分(利札の)と資本利子稅二分(利札の)と合計七分を利札から差引かれる事になつて居りますが、割引債券には利札が附いて居りませんから、税金を差引かるゝ事がなく、所有者には誠に有利であります。

利廻の見方

此債券は發行の日から十八ヶ年以内に、毎年二回宛抽籤で償還せられる事になつてゐます。従つて早く償還せられれば、短期日の間に倍になつて還つて來るのですから、假令割増金が付かなくとも非常にいゝ利廻になつて參ります。割増金に當籤した場合の利廻計算には「確率」の知識が入りますので、後に詳しく話すこととして、茲では、所有者に取つて最も不利な、最終の年即ち十八年目に、割増金が付かないで、償還せられた場合を例に取つて、それに就いて、利廻(最終利廻)を算定して見ませう。

此利廻は、現價表で見える事が出來ます。現價表と云ふのは、前にも申し上げた通り、何年か後の一圓を、各種の率で割引した價格、即ち現價を一表に纏めたものであります。それでこの第二回割引勸債の場合では、十八年後に受取り得る二十圓を、或率で割引したら、現價が十圓となつた。さて其割

引率は幾何であるか？ と云ふ間に等しいのであります。それで表を引く都合上之を二十で割つて一圓單位に直して考へますと、十八年後に、一圓で還る債券が、今五十錢で買へる、割引率は幾何であるか？ と云ふのと同じ事になつて参ります。それですから、十八期の列を横にツツと辿つて『〇、五〇〇〇』と云ふ數を探して見ますと、

- 三分五厘の所では 〇、五三八三
- 四 分の所では 〇、四九三六
- 四分五厘の所では 〇、四五二八

となつて居りまして、丁度『〇、五〇〇〇』が表にありません。併し四分の所が、その數に最も近いので大體四分で十八ヶ年間割引されたのである、即ち利廻は大體四分だと云ふことが分るのであります。尤も正確に云へば、四十九錢三厘六毛を十八ヶ年間四分で利殖すれば、一圓になるのでありますから、利廻を四分丁度だとすれば（兩方の數を二十倍して）九圓八十七錢二厘を十八年間利殖すれば二十圓になる勘定になります。即ち賣出しの時に、十二錢八厘だけ割引して貰つて、十圓券を九圓八十七錢二厘で買へば、十八年後の償還期には二十圓で還つて来るのですから、利廻は丁度四分になるのです。然し今の場合は十圓を持つて行つて、即ち、十二錢八厘だけ元金を多く持つて行つて始めて、

二十圓になつたのですから、四分よりも少し利廻が悪い譯で四分弱と云ふことになります、尤も其正確な利廻を計算致しますと三分九厘二六になります、この計算には對數表を使用せねばなりませんし、又對數表を使用しないとすれば、補間法を行はねばなりません、何れも計算が複雑になりますから省略する事にして、茲では只四分弱と申して、實用上大した差支はないでせう。

割引興業債券

割引興業債券の方は勸業債券とは多少趣を異にして居ります。それは興業債券は、勸業債券の様に民衆化を目的としてゐるのではなく、寧ろ銀行とか、信託會社とかの金融業者の短期投資を狙つて居る點であります。それですから、券面も千圓以下の少券がないし、期限も亦一ヶ年位の短期の場合が多く、割引の方法も、勸業債券の様に、複利の眞割引を用ひずに、單利の銀行割引（短期だから）に依つて居るのであります。従つてその利廻も現價表からは、見る事が出来ません。一々計算をして行かなければならないのですが、其計算法は極く簡單であります。

次頁に掲げたのは第拾九回の割引興債の募集廣告であります。此債券は昭和六年一月十五日に發行せられ、翌七年一月十五日に償還になるのですから、期間も丸一ヶ年であります。併し銀行では手形

割引業債券募集

今回第九回割引業債券左記要項に依り募集
候御申込下度候

- 一募集總額 壹千五百萬圓
- 一割引日歩 壹錢貳厘五毛
- 一發行價格 額面百圓二百圓
- 一償還期日 昭和七年壹月拾五日
- 一利息 四分七厘九毛餘
- 一申込期日 壹月拾叁日
- 一申込方法 銀行本支店
- 一拂込期日 壹月拾五日

株式会社 日本興業銀行

日本橋支店
大阪支店
神戸支店
名古屋支店

十六日でありますから、之を掛け合はせますと、

$$0.0125 \times 366 = 4.575$$

を割引く時には、最初の日(昭和六年一月十五日)も、最後の日(昭和七年一月十五日)も、両方共、期間に入
れて勘定する習慣になつて居りますから、期間は一ケ
年と一日即ち日數にして三百六十六日と云ふことにな
ります。凡てかやうに、初めと終りの兩方の日を期間
に入れて勘定する事を『兩端入』と云ふて居ります。
それに對して期間の最初の日か、最後の日を勘定に入
れない場合を『片落』と云ひ、兩方入れないで日數を
勘定する場合を『兩端落』と稱へて居ります。預金等
の場合には普通此方法で日數計算が行はれるのであり
ます。

さて割引日歩は一錢二厘五毛であり、日數は三百六
十六日でありますから、割引料が出て参ります。

即ち割引料だけで、四圓五十七錢五厘となります。此割引料を、百圓から引いた額が、興業債券の賣
出價格、即ち投資家の拂込額となるのであります。

$$100.00 - 4.575 = 95.425$$

即ち百圓に付いて九十五圓四十二錢五厘の割合で拂込めばよいのであります。換言すれば、九十五圓
四十二錢五厘を興業銀行に貸し付けて、一ケ年と一日後に、百圓を返して貰ふのと同じ勘定になつて
参ります。尤も、一ケ年と一日と云ふても、一ケ年と云ふ、長い期間から見れば一日は其三百六十五
分の一ですから、日數を一ケ年として計算しても實用上には差支を生じません。さうすれば九十五圓
四十二錢五厘を貸付けて、一ケ年の後に四圓五十七錢五厘の利息を貰ふのと同じ勘定になりますから、
利息を元金で割つて、

$$4.575 \div 95.425 = 0.0479$$

これで、廣告通りの四分七厘九毛餘の利廻となるのであります。

〔註〕 此利廻の出し方で、一寸御注意申し上げ度いのは、期間の事でありませぬ。割引料を計算するに、兩端入
で日數、三百六十六日と計算してゐる以上、この四圓五十七錢五厘と云ふ金額は、一年と一日分の割引料なの

です。然し利廻は普通に一年を基準として、唱えられて居りますから、この四圓五十七錢五厘を、すぐ發行價格の九十五圓四十二錢五厘で割らないで、三百六十五日分の割引料四圓五十六錢二厘五毛を、發行價格で割る方が、却つて適當ではないかと思ひます。さうすると、利廻は四分七厘八毛餘になつて、廣告よりも一毛だけ低下して参ります。」

第三編 年金計算

第一章 家計と貯める話

隠居の秘傳

小さい時に聞いた話だから、何時の頃であつたか、又何所での話であつたかも知れませんでした。何でも黒船が来る前の事であつた事は記憶してゐます。

一人の若者がお店の老人を、其隠居屋に訪れたのでした。其若者は定めぬ年期もあけ、一年の禮奉公もすませ、新たに暖簾を分けてもらつたのでした。その隠居と云ふのは六十の坂をトウに越して家は息子に譲り、今は只、花鳥風月を友としてノンビリした生活をしてゐたのであります。老人は若者の來訪を聞いて、彼を内に招き入れたのでした。若者はいろ／＼と今までの禮を云ふた上、

「最後に一寸御無心が御座います。それは他でもありません何なりとも御氣付の事柄一言承つて、平生の嗜みに致し度いのですが」

と慇懃に頼み込んだ。暫く考へ込んでゐた老人はハタと膝を打つて、『イヤ如何にも、之は近頃奇特な御心掛け、俺も永らく商賣をして居りましたで、氣付いた事もいろ／＼ある。一つ金持になる秘訣を御傳授致さう』

と云つて、小刻に頭を振りながら、一人領いた様に若者を裏の庭に案内するのでした。

庭の中央には大きな松の木が一本ありました。老人は其大樹を指してそれに登れと云はれます。若者は何の事だか一向理がわかりませんでした。主人の話だから、その命するが儘に其樹に登りました。すると今度は其枝の一を指して、それにつかまれと云ひます。若者は愈々變だと思ひましたが、奇行に富む隠居の事でもあつたので、意々諾々、云ふが儘に枝につかまりました。今度はその手を離せと云ふ。木に登らせたのさへ已に變なのに、手を離せに至つては愈々正氣の沙汰ではない。今までは老人の命に只是れ従つて居た若者も、此時ばかりは老人の云ふ事は聞かれなかつた。若し手を離した最後、枝から地べたへ、ドツカリ落ちて了ふからであります。

『御隠居、此手だけは離されません』

若者は苦しうに叫んだ。老人は得意相に若者を訓した。

『握つたら離すな、之が金持になる秘訣だ』

金持になる三つの道

金持になるには三つの方法があるそうです。曰く『儲ける』曰く『殖やす』曰く『貯める』今の御話は此中の、一番最後の『貯める』に屬してゐる最も消極的なやり方です。

『儲ける』と云ふのは投機であり、思惑であります。英語では之を Speculation と云ひます。英和辭典で此字を引いて見ると『考へる、熟慮する』と書いてあります。即ち上るか下るかを熟慮する事なのです。高くなるか、安くなるかを思ひ惑ふ事、即ち思惑と云ふ字が、其語源で東西相暗合してゐるのも妙なものではありませんか。それ位に所謂ポロイ儲けをするには頭が要るのです。人より一歩先に財界の動きを見抜かなければなりません。従つてバブスンやハーバードやブルックマイヤ等の經濟通信や、日本で此まねをして作つた、いろ／＼の經濟通信位は讀みこなすだけの力が必要であります。またその他にも一つ要るものがある。それは他でもない『養度胸』であります。變動の度毎に小便の色が變る様では、到底儲仕事に携はる資格はないと言はねばなりません。

『殖やす』と云ふのは、何か有利なものを見付けて、之に投資をする事だとして置きませう。而し殖やすと云ふ段になれば前に比べて大變樂になります。只僅かの利、少しの益でも見逃さないだけの

『注意と努力』が要るのであります。人が『アイス』と云はふが『鬼』と云はふが、一向平氣になるだけの『厚顔サ』が要るのであります。

最後に『貯める』に至つては頭も要らず、度胸も要らない、寧ろあると却つて邪魔になる。只もう蟻か蜜蜂の様にセツセと貯めさへすればそれでよいのだと貯金屋サンは御宣傳なさるが、若しさうたやすく出来るものなら、世の中に貧乏人はない筈です。それは只一つ目に見えないものを落してゐるからです。それは『粘り』と云ふ事でありませぬ。館の様な粘り、否鳥モチの様なあの粘りが必要なのです。人間はこの『粘り』の程度で浪費者、儉約家、吝嗇家、等に分類せられるのであります。

標準生活費と最低生活費

費目	浪費者	節約者	吝嗇家
貯金	〇	一五	五〇
食物費	四〇	三〇	三三
被服費	二〇	二〇	一五
住居費	二五	二〇	一五
教養費	二	〇	二
娯樂費	一五	五	〇
公課費	五	五	〇
社交其他	三	五	一
臨時費	〇	〇	〇
△負債	一〇	〇	〇

茲に掲げた統計は朝日新聞主催の家庭經濟展覽會に貯金局が出品したものであります。これは月収百圓の各家庭に就いて、浪費者、儉約家、吝嗇家等がどの位の割合で費つてゐるかを示したものであります。然し一體吾々は収入のどの位を生活費に

掛け、如何程を貯蓄すればよいかと云ふことは一つの問題であります。この問題は中々面どうな問題で、収入の高、時勢、又住居地が都會であるか田舎であるか、家族が多いか少いか等に從つて異なるので一概に論ずる譯には参りませぬ。

それで我々が月々の生活費をいくらかけ、いくら貯蓄したらよいかを話す前に、先づ標準生活費並に最低生活費の事を御話致さねばなりません。標準生活費と云ふのは『何も贅澤な生活ではないが、別に之と云ふ不自由のない生活をする爲めに要する費用』であつて、最低生活費と云ふのは『これ以下では人間としての生活は出来ない』所謂貧乏線と稱するものであります。我國ではこの家計の調査は内閣統計局でもやつてゐるし、又協調會でもやつた事があります。これ等いろいろの統計から考へますれば、家族五人を標準として、我國に於ける標準生活費は二百圓から百五十圓位の間にあり、最低生活費は六十圓と七十圓との間位にあるのではないかと思はれます。

どの位貯蓄すればよいか

大體収入が標準生活費よりも以下であつては、貯蓄をする等と云ふことが出来ない様に思はれますが、病氣、死亡、出産、又此頃の様になると減給失業、其他のいろいろの事故が起きますの

年 收	食物費	住居費	被服費	運用費	教化費	常備費
円	円	円	円	円	円	円
4000	66.66	83.33	50.00	46.66	40.00	46.66
2000	50.00	40.00	16.66	18.33	20.00	21.66
1200	45.00	20.00	10.00	10.00	9.00	6.00

で、これ等臨時費の爲めに必要な費用でも、之をさいて貯めて行かねばならないのであります。而して、これ等を越すと吝嗇になります。然らばどの位の収入の人はどう云ふ工合に貯蓄すればよいか、これは家政學に屬してゐるめんどろな問題ですが幸ひ、日本女子大學校の家政科で發表した表がありますから、それを御目にかませう。

貯蓄は此内の常備費の中に這入り、其内の六割乃至八割を以て適當であるとしてあります。然し此貯蓄なるものは、各家庭の職業の種類、恩給の有無、土地柄、家族の年齢等々にも依つて異なる所でありますから、一定の型に入れて論ずる事は無論出来ませんが、大體舊來論ぜられた収入の一割天引貯蓄と云ふことも實驗上から確かに一方法たるを失はないと思ひます。

尙貯蓄の合理的な推算法に就きましたは、後にお話をする、インシュロメーターの所から御推算願ふ事として、先づ貯蓄に最も便利な、月掛貯金に就いて御話を致します。

第二章 月掛貯金の利廻

月掛貯金の重心

収入の内から、その一部分をさいて規則正しく、毎月々々幾分宛かを貯蓄して行くと云ふことは、何等かの強制がない限り中々出来難いものであります。此意味に於て最も便利なのは、不動貯金銀行を初め、各貯蓄銀行で行つてゐる月掛貯金であります。此種の貯蓄銀行では、月給日とか月末とか或る定まつた日に、集金に参りますが、かうやつて集金に來られては、掛込まない譯には行かない。即ち不知不識の間に、所定の金額が掛けられて、行くと云ふ仕組になつてゐるのであります。又銀行は此爲めに可成の集金費を拂つてゐるのでありますから、利廻は大してよいとは申されないのであります。集金にでも來て貰はなければ實際貯蓄することが、出来難いのでありますから、致方はありません。

扱てこれから月掛貯金の利廻計算法を御話しますが、この利廻計算は、之を代數式に現はしますと概ね高次方程式となつて、直接に式を解く事は中々困難であります。そこで『補間法』と云ふ稍程度の高い數學を用ひるのが普通になつて居ります。然し茲では簡易を主として、『支拂期日平均法』を利用して、此種の問題を解く事に致しませう。

然らば其所謂支拂期日の平均法とは何んなものか？ それはこの様に、毎月々々分割して掛込む代りに、それだけの金、即ち總體の金額を一度に掛けると假定して、その掛込期日を見出すことなのです例を引いて今少し詳しく御話し致しませう。今茲に月二十六圓五十錢宛三年間（即ち三十六回）掛けて、其終りに千圓を受取る月掛貯金があつたと致します。月々掛けるのも五月蠅から、二十六圓五十錢の三十六倍、即ち九百五十四圓を一度に掛け込み度い希望者があつたとする、さうすると此九百五十四圓を、何時掛け込んだらよいかと問題となつて参ります。

假りに契約の最初に、全體の金額を掛け込んだとすると、月々に分割して掛けてもよいものを、最初一度に掛けるのですから、貯金をするものは大分利子を損する事になります。之と反對に最終に掛けたらとします。さうすると九百五十四圓を拂込んで、一ヶ月で千圓を取るによいのですから、預金者の方には大變工合がよいが、銀行の方がたまりません。そこで此期日を何日にしたら最も公平であるか？ 茲で支拂期日の平均が必要になつて来るのです。

これは丁度藥屋の、アノ秤衡の様に考へればよいのです。分銅と藥の分量が同じ時には指針は丁度中央に来る。計算の要領は要するに之なのです。凡そ物は重心を支へれば平衡を保つ事は誰でも知つて居ります。平たい板でも普通は三點以上を支へなければ安定しませんが、その重心さへ解れば一ヶ

所を支へただけで済みます。月掛貯金も同じ事で、何回にも何回にも、分割して仕拂ふ代りに只一回拂で済む重心がある筈です。要するに此重心を求めればよいのです。それでは支拂期日平均をやつて此貯金の重心を算出して見ませう。

先づ簡単な例から

其の前に豫備問題として簡単な例を引いて御話し致します。

二度拂の月賦で家具を買ふた。代價は二十圓です。最初家具を受取つた時に十圓を支拂ひ、一ヶ月後に又十圓を支拂ふて完了することになつてゐます。二回に分けて支拂ふのも面倒、一度に二十圓を支拂ふて御免を蒙り度い。支拂日は何日にしたらよいか？

答は極く簡単ですが、順序だから一應説明を致します。先づ六月の一日に家具を御買求めになつたとすると、

第一回支拂	六月一日	十圓
第二回支拂	七月一日	十圓

となります。之を一回に二十圓を支拂つて債務から免れるには、支拂日を何日とすればよいか。それ

は六月一日から七月一日迄兩方の日を入れて三十一日ありますから、其の中央の日、六月十六日を支拂日とすればよいのです。第一回の十圓は半ヶ月遅く支拂はるゝ代りに、第二回の十圓は半ヶ月早く支拂はれるから、受取る方にも拂ふ方にも損得なしです。そこで此平均期日は六月十六日と云ふ事になるのであります。

次には此の要領で二十六圓五十錢三十六回拂千圓取の平均期日を求めて見せませう。月掛預金の多くは大抵此邊ですから讀者諸君の御参考になると思ひます。

月掛貯金の平均期日

一回から三十六回までの間に月数が三十五ヶ月あります。それですから、其の中央は契約加入の日から勘定して十七ヶ月半目です。

此十七ヶ月半目に二十六圓五十錢の三十六倍即ち九百五十四圓を掛け込みますと、契約者にも銀行にも何れにも利息が損得なしです。之で此種月掛貯金の重心が解りました。

さて重心さへ分れば利廻の計算が大變に簡單になつて参ります。要するに此の問題は掛金が三十六回にも分れてゐるから利廻が解らなかつたので、之を一度拂ひに換算して見ると、ヤ、ツコシイ、保

護色がなくなるからすぐ分る。即ち前に出した月掛貯金の利廻は、要するに、九百五十四圓を十八ヶ月半(三十六ヶ月から十七ヶ月半引くから)利殖したら、一千圓となつた。利廻は何程か? の問題となつて來ました。

然し此問題は本來ならば『年金終價表』を使用す可き所です。それを支拂期日の平均で、やつて除け様と云ふのだから、まるでケールプルーで登れる所をワザと、テクシーで行かふと云ふに等しい。従つて説明も少しは廻りくどくなりましたが、此點は御許しを願ひます。あとは兎に角『複利表』だけで解決して行きませう。これならばすぐ皆様の御手元にもあるし、小學校の算術の教科書にも出てゐる位ですから。

さて九百五十四圓を十八ヶ月半利殖して千圓となつた。利廻幾何か、此利廻は又直接に複利表から見付け出す事が出來ません。何故かと云ふに、前にも御話しの通り、複利表は一圓を何期利殖すれば幾何になると云ふ様に、凡て一圓を基礎にして算出してあるからです。それで九百五十四圓では一寸見るに不便ですから之を一圓の割合に換算せねばなりません。

複利表で利廻を探す

九百五十四圓が千圓になつたのですから、一圓ならば、其九百五十四分の一である事は説明する迄もありません。即ち千圓を九百五十四で割ればよいのです。その答は一、〇四八二一八となるでせう一寸複雑して來ましたから此數字は何を現はしてゐるかを御話し致しませう。之は前の月掛貯金と同じ割合の利率で、一圓を十八ヶ月半利殖すれば、一圓〇四八二一八になると云ふ事を示してゐるので、そこで此數字を頼として其利廻を見出さうと云ふのです。

さて之に最も近い數字を複利表の上で求めて見ますと。

期 數	二厘五毛	それは各利率に互つて十八期半の所をツツと通覽するのです。さうす
十八期	一、〇四九 六九一	ると二厘五毛の欄に今の數字に最も近い數字がある事が知れます。それ
十八半期	一、〇四七 七四九六	で大體此利廻はその近所だと云ふ事が分りました。
十九期	一、〇四五 八四〇四	次には之を正確に算出しなければなりません。月二厘五毛なら一、〇

四七二七五（四捨五入）ですが、今の數字は一、〇四八二一八ですから利廻は月二厘五毛より少し多いと云ふ事が想像せられます。それで誤差も少いと思ひますから比例で考へて見ませう。一、〇四七二五では二厘五毛、然らば一、〇四八二一八では幾何か？ 之を式で現はしますと、

$$1.047275 : 0.0025 = 1.048218 : x$$

$$x = \frac{0.0025 \times 1.048218}{1.047275} = 0.002502$$

即ち前から申述べた貯金は結局月二厘五毛〇二と云ふことが解りました。それで次には此月二厘五毛〇二は年何分何厘の利廻に當るかを見なければなりません、それを見るのに、月二厘五毛〇二ですから之を只十二倍して三分〇〇二四としても大差ないので、今の場合は只單に月利を年利に直すのではなく、月々の掛金をその利率で運轉して行つて一年の終りには幾何になるかを見やうと云ふのですから、毎月轉化の複利にして勘定した方がヨリ合理的でせう。即ち

$$(1 + 0.002502)^{24} - 1 = 0.030404$$

この式で計算して見ますと、利廻は年三分四毛強となります。

それから此種の月掛貯金は大抵満期には別に配當金をくれますが、之とても僅少なものですから、之を見込んで利廻は大抵三分五厘前後に落ち付きます。それですから只單に貯めると云ふ目的ならば或は郵便貯金の方が有利かも知れません。それなのに此種の貯金が非常な勢で流行してゐるのは何故かと申しますと、それは此種月掛貯金を三分の一若しくは半分を毎月遅滞なく掛けた場合には、比較的安い金利で只保證人だけあれば擔保なしでも金融をしてくれると云ふ特権があるからです。現に

不動貯金等で、やつてゐる此種貸付の金利は年九分であつて、庶民金融としては最低の利率だと云ふてもよい位でありますから、金融を必要とする人は勿論、さし當り金融の必要のない人でも、いつ不時の用で纏つた金の入用な事が生じないとも限りませんから、かういふ貯金に加入して置く事は、家庭を持つてゐる人には必要な事と思ひます。

最後に一寸御託をせねばなりません。それは十八期半の『半』が複利表にない事です。これは筆者が説明の都合上或方法（三數挿入法）で作つたのですが普通には表に出てませんから十八期と十九期とを平均して十八期半を作つて下さい。數字は一、四七二七六五八ですから大なる違はありません。

第參章 曾呂利の一文倍増

紹巴と曾呂利

奥山にもみぢ踏み分け鳴く瑩

これは秀吉が、歌師紹巴に『下の句を附けて見よ』と云ふて、出された難題であります。奥山に、もみぢ踏み分けて、瑩が鳴くなんて、全く以てウルトラ、ナンセンスであります。流石は紹巴、立

派に下の句を、

いかとも見えぬ樵夫の燈火

と附けて、秀吉に應酬したので、これには負けじ嫌の彼も、その機智頓才に舌を巻いて感心せられたさうであります。

秀吉と云ふ人物は、もと尾州中村在の水呑百姓の倅だから、勿論無學であつた。又無學であつたからこそ、もみぢ踏み分けて瑩を鳴かせる位の事を平氣で、やつてのけ得たのであります。

これはかの『鳴かして見せう杜鵑』と云ふ句と共に、彼の進取的な、そして又積極的な一面を物語るものであります。かういふ英雄的、豪傑的な半面に彼は又大變に狂歌とか茶の湯とか云ふ様なものが好きであつたのです。その御相手には、何時も紹巴と、これから御話をする曾呂利新左衛門とが出て來るのであります。

曾呂利新左衛門

或時公が大切にしてゐた、松の木が、どうしてものか根から枯れて了つたので、平常の氣質をよく知つてゐる、近習のものは青くなつて心亂致しました。御存じの如く松は常緑、目出度いものとせら

れてゐるものですが、それが枯れたのですから、公にも御氣嫌殊の外斜めで、一同ハラ／＼してゐたのでしたが、たつた一首の和歌で公の不氣嫌を取直ほした男が現はれて来たのでした。

この男こそは前にも申し上げた曾呂利新左衛門と云ふ人物で、以前は、泉州堺の庄目町に住んでゐたのでございます。刀の鞘を作るのが、渡世でしたが、その鞘を作る業に至つては、中々巧みで、刃を納めると、何の苦もなく、ソロリ／＼と入る様に納まるので、誰云ふとなく、『そろり、そろり』と呼んでゐたのでしたが、遂にこれが苗字になつて了つたので御座います。ところがかやうに、鞘を作る事に於いては天下第一品、彼の右に出るものがないと云ふ有様でしたから、此事が、何時か公の御耳にも達して、御用の度にはいつも御前に召し出される迄に、出世したのであります。

彼は鞘を作る事が得手であつたばかりでなく、天性伶俐、滑稽頓智に富み、即興的にナンセンスを狂歌や川柳に詠んだり、其上、茶の湯、生花、書道、何一つの心得ぬ事は無かつたので、到頭本職の鞘の方はそつちのけ、いつか秀吉公の腰巾着みたいなものになつて了つたのであります。

曾呂利の一文倍増

新『常盤の松が枯れました由承り、新左衛門奴、御祝ひに參上仕りまして御座います』

秀『たわけ者メ、氣候の加減だとして上氣致すナ、松の枯れたのが何が目出度のチヤ』

新『お目出度う御座いますとも、此上の御目出度は御座いません。つきましては一首御尊覽に供しう存じます。』

御秘藏の常磐の松は枯れにけり

千代の齡を君にゆづりて、

とは如何で御座いませう。』

秀『何々、千代の齡を君にゆづりてとナ、ウム、如何にもよくぞ申した。新左、目出度いな、目出度いゾ』

新左衛門の當意即妙で、秀吉公の御氣嫌もすつかり直つて了りました。かうなればナンセンスの効果も亦偉大なものであります。千代萬代の齡を、秀吉公に譲つて枯れて了つたと見て來れば、枯れた方がよいので、もし枯でもしなかつたら大變な事で御座いませう。

秀『コレ新左、其方こそは禍を轉じて福となすもの、うい奴チヤ、褒美として何なりとも取らせるに依つて、遠慮なく望むがよい。』

新『然らば殿下折角のおほせに従ひ、新左メいさゝか望みが御座いますが、どんな大きなものでも大

事御座いませぬか」

秀「イヤ何なりとも申して見ヨ、大きいと申しても、奈良の大佛が欲しいの、富士の山が欲しいのと云ふのではあるまいな」

新「一國一城の主ならば兎も角、新左メは一介の布衣、身分相等のものより他に望みは致しませぬ」

秀「然らば何が欲しいと申すのぢや、遠慮はいらぬ、有態に申して見ヨ」

新「それでは申上げます。今日より向ふ三十日間、毎日一文増にして、お金が戴きたう存じます」

秀「ア、コレ、一文増トナ、ついぞ聞き慣れん語ヂヤが、それは又如何様に致すのヂヤ」

新「それは今日一文戴きましたら、明日はその倍の二文戴きます。三日目は又その倍の四文、四日目はその又倍の八文と云ふ様に、毎日々々倍にして三十日間戴きたう存じます」

秀「アツハ、、、、大きいと申すから、どんな大きなものかと思つた所、そんな事であつたか、コレ新左、身分などは氣にかけるものでない、もそつと大きなものを望め、遠慮を致すな」

新「イエ、決して遠慮などは致しませぬ。それだけで結構で御座います。」

秀「何？ それ以上望まぬと申すか」

新「ハツ、此儀御聞き届け下さるならば、難有き仕合はせに存じます」

秀「然らばそちの望通りにしてつかはす」

と秀吉公は新左衛門の一文増を御引受けになり、早速お納戸係へ御申付けになりました。

新左衛門はそれからと云ふものは毎日々々お納戸係の所へ顔を出して、

「エ、今日は二日目ですから、二文戴いて参ります」

「エ、今日は三日目ですから四文で御座います——今日は四日目、今日は五日目で十六文」

と云ふ様に日毎にお納戸係へ来ては幾何かのお金を持ち去るのでした。少し位は殖えても始めの程は別に驚きも致しませんでした、だん／＼と日も重つて二十日目には五百二十四貫二百八十八文とな

り次の日即ち二十一日目には千四十八貫五百七十六文となつて、とう／＼千兩箱一つを取られて了つ

たのであります。之を今日のお金に直すと千四十八圓五十七錢六厘となるのですから、驚いたのは納

戸係、目を白黒させ乍ら、早速パチ／＼と十兩盤をはじいて見て二度喫驚、三十一日目には五十三萬

六千八百七十貫九百十二文となつて、千兩箱を五百三十七も持つて來なければ、追つ付かなくなるか

らであります。此事を秀吉公に言上に及びますと、

「さては新左に、シテやられたか」

と云ふて彼の奇才に舌を巻かれたさうであります。

等と云ふ問題は、等比級数の總和を求める公式から簡単に計算が出来るのであります。今その譯を御話し致しませう。

最初の年に預けた百圓の金が、十年後には幾何になつてゐるか、これは複利表ですぐ分ります。即ち五分の十期を引いて見ると、一・六二八九となつてゐますから、これを百倍して、百六十二圓八九錢になる事が知れます。それで之を式で書き現はせば、

$$100.00 \times (1 + 0.05)^{10} = 162.89$$

となるのであります。次に第二二年目に掛けた百圓ですが、之は満期までに九ヶ年ありますから、五分で九年の所を、表で見えますと一・五五一一となつて居ります。即ち之を百倍しますと、満期には百五十五圓十三錢になる事が分ります。そこで之を式に書き現はしますと、

$$100.00 \times (1 + 0.05)^9 = 155.13$$

となるでせう。かやうにして、最後の年のを計算して見ますと、利殖期間はたつた一年ですから、表を見るまでもなく、百〇五圓となるのであります。さて今迄の金額を一表に現はして見ますと、茲に掲げた表の様になり、その合計は千三百二十圓六十八錢となるのであります。

年次と掛金	十年後には幾何になるか	算式
第一年目の百圓	一六二・八九	$100 \times (1 + 0.05)^{10}$
第二年目の百圓	一五九・一三	$100 \times (1 + 0.05)^9$
第三年目の百圓	一四七・七五	$100 \times (1 + 0.05)^8$
第四年目の百圓	一四〇・七一	$100 \times (1 + 0.05)^7$
第五年目の百圓	一三三・〇一	$100 \times (1 + 0.05)^6$
第六年目の百圓	一二七・六三	$100 \times (1 + 0.05)^5$
第七年目の百圓	一二一・五五	$100 \times (1 + 0.05)^4$
第八年目の百圓	一一五・七六	$100 \times (1 + 0.05)^3$
第九年目の百圓	一一〇・三五	$100 \times (1 + 0.05)^2$
第十年目の百圓	一〇五・〇〇	$100 \times (1 + 0.05)$
合計	一、三三〇・六八	

それでこれが前の一文倍増と同じにどうして、等比級数になるかと申しますと、表を第十年目の方即ち尻の方から見て下さい、さうすると、その理がすぐに了解出来ます。第十年目の一〇五・〇〇を

一・〇五倍（元金を一とし、利率の五分を〇・〇五として加へ合したるもの）したものが第九年目の一〇・二五であり、更に之を一、〇五倍したものが、第八年目の一一五、七六なのであります。それです。それから見て来れば、これは明かに一・〇五を公比とする等比級数である事が分るのであります。かう云つた種類の問題は、他にも可成澤山あるのです。若し其都度一々各年毎に複利表から、元利合計を計算して、寄せ集めてゐたのでは、其手数たるや實に大したものです。等比級数の總和を求むる公式を之に應用して、

$$\text{總和の計算} \times \frac{(1 + \text{利率})^n - 1}{\text{利率}}$$

の公式で計算致しますと、一度に一、三二〇・六八を求める事が出来るのであります。即ち

$$105.00 \times \frac{(1 + 0.05)^{10} - 1}{0.05} = 1,320.68$$

然らば其公式はどうして出来たか？ 其方法は代數の教科書に出て居りますから、茲ではその説明は省略する事に致します。それでこの年金の總和を、各期、各利率に亘つて計算し、之を一表にしたものが年金終價表であります。此表の引き方に習熟して居れば、同種類のいろ／＼の問題を計算するのに誠に便利であります。

第四章 年金とはどんなものか

年金の意味

商業數學の方で『年金』と云ふのは、あの郵便局で取扱つてゐる郵便年金の事ではありません。それよりもモウ少し意味が廣いのであります。即ち、一定毎に、或金額を受取つたり、又は支拂つたりする事を皆年金と云ふてゐるのであります。年金と云ふても必ずしも、一年毎と云ふ譯ではありません。半年でも一ヶ月毎でも、要するに一定毎に金錢の受授があれば、吾々は之を年金と云ふのであります。それです。それから、郵便年金は勿論の事、株式に對する投資でも、半期毎に配當金を貰へるその事に、着目して考へれば、一種の年金と見て差支ないのであります。家賃でも地代でも、一ヶ月毎に定まつた金が、家主なり地主なりに入るのであります。之も亦年金であります。又生命保險の様なものでも、之に加へれば一年若しくは半年毎に、一定の掛金を支拂はなければならぬから之も亦年金であります。此様に周期的收入及支拂は一切年金と考へる事が出来るのであります。放資計算に於ては非常に應用が廣くそして又その計算法には或一種の型がありますから、これを公式として記

憶して置くか、又はこれ等の公式から算出した諸種の年金表の引方に習熟して居れば、色々の放資計算をするのに、非常に便利なのであります。

年金の種類

年金には如何なる種類のものがあるか？ 之もその區別の標準の異なるに従つていろいろと分類する事が出来ず、先づ最も重要な分類は、確定年金、と不確定年金とに分ける事でせう。前者は更に定期年金、永續年金とに分けられ、後者は事實上、専ら生命年金を指す事になるのでありますから、結局

(イ) 定期年金

(ロ) 永續年金

(ハ) 生命年金

の三者に就て説明すればよい事になります。

定期年金と云ふのは、年金の繼續期間が確定せるものを云ふのであります。例へば、社債を買へば償還になる迄は、半期毎に、一定の利息が這入るし、月掛貯金に加入すれば、毎月々々一定の額宛を掛け込んで行かなければならない、此様に何年間か或る定まつた期間だけ、金錢の受授が行はるゝ

事が、茲に云ふ定期年金なのであります。

次に永續年金と云ふのは、此金錢の受授の行はれる期間が永久に續く場合を云ふのであります。實際の例で申ますと、株式を買つた場合や土地に投資をした場合等がそれであり、確實な株券——例へば後に御話をする東京瓦斯の株に投資を致しますと、經濟上の大變動でもない限りは、先づ殆んど永久的に年九分の配當を受ける事が出来ず。又土地にしても其通り、土地は建物の様に腐朽するものでもなし、又社債の様に償還せられたりするものでも、ないのでありますから、之を相當な人に貸して置けば、先づ永久的に地代を收める事が出来るのであります。凡てこの様に年金が永久に繼續するものは、これを永續年金と云ふのであります。

最後に生命年金の事ですが、此生命年金と云ふのは、年金の繼續期間が人の生死と云ふ不確定の事實に係つてゐるものを云ふのであります。例へば、郵便年金に加入して置けば、或る一定の年齢が来れば、自分の生きてゐる間は政府から毎年、年金が貰へる、然し自分が死ねばその年金も止んで了ふ即ち年金繼續の期間が、人の生死と云ふ事柄に關係してゐるから、此種の年金を生命年金と云ふのであります。

据置年金と即時年金

年金の支拂が何時から始まるかを標準として分類すれば、

- (イ) 据置年金
- (ロ) 即時年金

の二つになります。据置年金と云ふのは、年金契約成立の時から、三年なり、五年なり、期間はいくらでも、構はないが、要するに或る一定の年限を経過した後から、年金が開始せらるゝものを云ふのであります。例へば一萬圓を投じて殖林を行つたと致します。始め三年や、五年は、木が小さい爲、伐木する事が出来なかつたので何等収入はなかつたが、十五年目から、年一千圓宛の収入があつたとします。そうすれば、これは十五年据置の年金になるのであります。

即時年金と云ふのは、之と反對に、年金契約が成立すると同時に年金が開始せられるもので、多くの年金は皆之に屬して居ります。例を挙げますと、貸家にする目的で、三千圓を投じて家を建築し月四十五圓の家賃で、之を貸したと致します。そうすれば其月から月々四十五圓の収入がありますから、之は即時年金であります。尤も貸家は建てたが、借手がなくて半年も空家の儘にして放つて置い

た場合だと据置年金になつて参ります。

期首拂年金と期末拂年金

以上の外にもう一つ區別があります。それは

- (イ) 期首拂年金
- (ロ) 期末拂年金

の別であります。年金が毎期の初めに受授せられるか、毎期の終りに受授せられるかに依つて生ずる區別であります。年金の一期が短い期間だと大した差も生じて来ませんが、一期が相當永く、例へば一ヶ年位になると、その期の初に年金が受授せられるのと、終りに受授せられるのでは、大きな差を生じて参ります。

以上年金に三つの種類を上げましたが、之は何れも、或標準から見ても區別であつて、この七個の年金がお互に組合つて、種々な種類が生じて来るのであります。先に例に出した、月掛貯金などは定期、即時、の期首拂年金でありますし、殖林等は伐木の後から後からと、補充的殖林を行つて行けば永續の据置年金とも見られます。そしてその殖林収入が一年の後に所有者の手に入ると見れば、それ

は又期末拂の年金であります。

かやうに、投資は投機と異つて、一時的な収獲よりも、一定毎に這入る収入、即ち周期的収入が多いのでありますから、その多くは、年金算を用ひて計算する事が出来ます。それで一々年金計算をする代りに、それを一表に纏めた、年金表を使用すれば、極めて簡単に此種の計算を行ふ事が、出来るのであります。これから表の作り方と、見方のお話に移ります。

第五章 年金終價表の見方

年金終價表とはどんなものか

今一圓を年一割の利率で十年間利殖したら、幾何になるか？と云ふ様な問題だと、複利表で之を探し出すことが出来るのでありますが、毎年々々、一圓宛積んで行つて、最後の十年目には、元利合計が幾何になるか、と云ふ様な問題になると、前述の通り、複利表から、一々、十年、九年、八年、と順次に元利合計を拾つて行つて、之を加へ合さなければ、この年金の元利合計は出て参りません。それでは大變に手数でありますから、已に御話した様な公式を用ひて之を計算して置いて、それを一

表に纏めたものを使ひます。此表が『年金終價表』であります。

期首拂年金終價表 (毎期一圓宛積立、行つて何期か後の元利合計)

期数	一分	五分	六分	七分	七分五厘	八分	八分五厘	一割
一	1,010	1,050	1,090	1,130	1,170	1,210	1,250	1,300
二	1,020	1,155	1,210	1,265	1,320	1,375	1,430	1,500
三	1,030	1,210	1,275	1,340	1,405	1,470	1,535	1,620
四	1,040	1,275	1,350	1,425	1,500	1,575	1,650	1,750
五	1,050	1,340	1,430	1,515	1,600	1,685	1,770	1,880
六	1,060	1,410	1,515	1,610	1,705	1,800	1,895	2,020
七	1,070	1,485	1,610	1,715	1,820	1,925	2,030	2,170
八	1,080	1,565	1,715	1,830	1,945	2,060	2,175	2,330
九	1,090	1,650	1,820	1,955	2,080	2,205	2,330	2,500
一〇	1,100	1,740	1,935	2,090	2,220	2,360	2,500	2,680
一五	1,150	2,250	2,550	2,800	3,000	3,200	3,400	3,900
二〇	1,200	2,900	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	5,200

第五章 年金終價表の見方

二五	二八、五五六	五〇、二二五	五八、一五四	六七、六六五	七三、〇七六	七六、九五四	八五、五五九	一〇八、一八八
三〇	三三、一三六	六六、七〇八	八三、八〇七	一〇一、〇七〇	一二、一五四	一三、三四九	一三四、七三〇	一八〇、九四四
三五	四二、〇七九	九四、八三三	一二八、二〇九	一四七、九二五	一六五、八〇五	一八六、一〇二	二〇九、〇八三	二九八、二六八
三六	四三、五〇七	一〇〇、六六一	一二六、二六八	一五九、三三四	一七九、三三〇	二〇三、〇七三	二三七、九六二	三三九、〇九五

凡て利息算に用ひる表は皆一圓を單位として、計算してあります。此年金終價表も其通りですから若し百圓宛積立て、行くと云ふ計算ならば、此表の數を百倍しさえすればよいのです。

又此表に示してあるのは期首拂年金の元利合計であります。書物に依つては、期末拂年金の元利合計を掲げてゐるものもあるのですが、年金終價を求める場合の實際問題としては期首拂の方が多い様にも思はれますし、且つ此表から簡単に期末拂の元利合計も見ることが出来るのですから、本書では、期首拂の方の表を掲げる事に致しました。

尙又、此表も、前掲諸表と同じく、只に元利合計ばかりでなく、年數や利率や利廻等も見ることが出来ますので、以下順を追ふて、此表の利用法を御話し致しませう。

元利合計の見方

前章に掲げた問題、即ち、毎年初めに百圓宛を預け、年五分の割合で運轉して行けば、十ケ年の終りには幾何になるか？の問題は此表では一度に求める事が出来ます。即ち五分の列で、期數十の所を見て下さい。一三・二〇六八となつてゐるでせう。之は毎年一圓宛、積立て、年五分に運轉して行くと、十ケ年の終りには十三圓二十錢六厘八毛になる事を示して居ります。それで今の場合には百圓積立て、行くと云ふのですから、之を百倍すればよいのです。さうすると千三百二十圓六十八錢となつて前の様に別々に計算しなくとも、一度に答を得る事が出来ます。

利廻の見方

小供が生れると同時に、其小供の學資金なり、結婚費用に宛てる爲めに、年々幾何かの金を積立てて行く事は、昨今何れの家庭に於いても、行はれてゐる所でありませう。今毎年百圓宛積立て、行つて二十年後に五千圓の金を得度いと思ふが、さて幾何の利廻に運轉して行けばよいか？等の問題も此表から見る事が出来ます。

繰返して申しますが、此等の表は凡て、一圓が基本となつてゐますから、積立金が一圓でなければ凡て之を一圓單位に換算する事が必要であります。即ち百圓宛積立て、行つて二十年後に、五千圓に

なるのですから、一圓宛積立て、行つたら、其百分の一の五十圓になる筈です。それですから、期の『二〇』の行をづつと下に辿つて、『五〇、〇〇〇〇』の所を探し求めて行けばよいのです。先づ

七分の所を見ますと

四三、八六五二

七分五厘の所では

四六、五五二五

八分 の所では

四九、四二二九

八分五厘の所では

五二、四八九一

となつて居るでせう。そして二〇期の列では丁度『五〇・〇〇〇〇』がありません。それですから、之に最も近い所を探し求めて見ますと、八分だと云ふ事が分ります。八分の所では四九・四二二九です。すから、毎年百圓積立て、行つても、十年後には、四千九百四十二圓二十九銭となり、五千圓には尙幾分不足を生じて居ります。併し、八分五厘で運轉すると、五二・四八九一ですから、五千二百四十八圓九十一銭となつて、多額のお釣りが参りますので、八分より少しよく、即ち八分強に資金を廻はせば、所期の金高を貯める事が出来ると云ふことが分るのであります。

年数の見方

前の問題は、利率が分らなかつたのですが、今度は年数を求める問題に移つて見ます。年五分の利率で毎年百圓宛を貯蓄して行つて、壹萬圓にするには幾年掛かるか？ 此問題も例に依つて一圓單位に直して見ますと、一圓宛を積んで行つて百圓にするには、何年掛るか、と云ふのと割合が同じになります。それで五分の列を横に『一〇〇・〇〇〇〇』の所を探して参りますと、『三六』の所が一〇〇・六二八一になつて居ります。これも、きつぱり『一〇〇・〇〇〇〇』に相当した数字はありませんが、大體三十六年（實際の年数は之より少し短かいが）掛かれば壹萬圓になると云ふことが分るのであります。

期末拂年金の見方

一四九頁及び、一五〇頁の表は、期首拂年金の元利合計であります。この表で、期末拂年金の元利合計も、見る事が出来るのであります。その方法は極めて簡単で、一期下——例へば十期ならば九期の所——の數に一を加へれば、それでよいのであります。次頁に期首拂年金終價表と、期末拂年金終價表の一部を、抽出して、載せて置きましたが、今實際の數字に就いて、其引き方を御説明致します。

くからもあるのであります。

それでは切角納金するものゝ志も届かない事になるので、第三者をして、お寺が此契約を履行するか否かの監督に當らしめ、香料も全部をお寺に差し出さずに、其都度お寺に御布施として出して貰ふ様に其人に依頼する事は、正に三一年型であり此先端を切つたのが、工學博士甲賀宜政氏でありました。

氏は、氏の恩師であつて、電氣學校の創設者であり、且つ前神戸高工校長であつた矢田堀鴻氏の爲めに、牛込の十却山宗源寺に墓碑を建設し、永代経料及び香華料として、金五百圓を納付することとしたのは、子弟の道の廢れてゐる今日、學界の美談として、傳えられてゐる所でもあります。而し氏は前記の様にいろ／＼な事故から、此種の契約が完全に實行せられ難い事を知つて居たので現金五百圓をお寺に渡す様なことはしなかつた。即ち一旦三井信託に此金を信託して、同社から其都度所規の金額を宗源寺に對して送る様に、契約したのであります。

お布施の永續年金

著者はなぜ此例を引き合ひに出して來たかと申しますと、永代香料に依つて、永續年金を説明せん

が爲めであります。

どんな名僧、善知識でも、この資本主義的社會の空氣を吸つてゐる以上、お金がなくては生きて行かれない。それですから、お經を讀んで貰へば御布施を包まなければならぬ。未來永劫に亘つて毎月命日にお經を上げて貰ひ度いならば、いつまでも／＼お布施が續く様にしなければいけない。即ち、永續年金のお布施が必要になつて來るのであります。然らばそれはどうしたらよいか？

いつまでも／＼お布施がなくならない様にするには、ある基本金を置いて、その基本金を減らさない様に利殖して行けば、幾何かの利息がいつまでも這入つて來る。その利息をお布施に當てれば、よい事になるのであります。即ち前の五百圓ですとそれを信託會社に託して、五分位に運用して貰つて、年々入る二十五圓を以て月々のお布施にして貰へばよい譯であります。即ち月平均約二圓見當になります。

それで以上を要約すれば年々二十五圓宛の年金を永久に貰ふのには、運轉利率を年五分とすれば元金が五百圓あればよいと云ふことになるのであります。即ち、

$$500,000 \times 0.05 = 25,000$$

五百圓の五分は以上の式で二十五圓になりますから、之を逆にして二十五圓を五分で割れば五百圓が

出て参ります。

$$25,000 + 0.05 = 500,000$$

そこでこの逆算の結果出て来た五百圓と云ふ元金は、どう云ふ意味を持つてゐるか今一度考へて見ませう。

永續年金の現價

計算を簡單にする爲めに以下運轉利率を凡て年五分と致します。今お寺にお布施として年々二十五圓を納める代りに、一度に纏めて金を納め度いが幾何を納めたらよいか、丁度これは今の場合に相當してゐるのであります。

永久に年々二十五圓宛納める事は利息算的に申しますと、年々二十五圓の永續年金であります。又年々納める代りに、一度に纏めて納めるのは、此永續年金の現價であります。尙此邊の事情を詳しく御話し致しますと、今納める二十五圓は、その儘二十五圓納めればよいのですが、來年の分だと五分で割引したその現價の二十三圓八十一錢だけ納めるとよいこととなります。更に三來年の分は、やはり五分で割引をして、二十二圓六十八錢納めればよい、かくの如くにして、づつと計算をして行くと五十

年後の分としては今二圓十八錢納めればよいことになり、百年後の分に對しては今僅かに十九錢程納めればよいことになるのであります。かやうに二十五圓を各年々から現在まで、五分で割引して行きますと、年數を経るに従つて非常に少い額になつて参ります。假令無限に續く年金でも、一々割引して、現價に直して、見ると年數の長い方、即ち、先の方は極めて僅かの額によりなりませんから、これを皆加へ合しても決して、無限大の額にはなりません、或一定の金額になつて参ります。そこで年々二十五圓宛お寺に納める代りに此金額を今一度に、お寺に納めて置いて同じ事だと云ふ計算になるのであります。

年々お寺に納める御布施を一々現價に引直して加へて行く等は、無限にある年金の現價を計算する事になつて到底出来ませんが、考へ方を換へて五百圓あれば年々二十五圓宛納められるのですから、年々納める代りに今一度に五百圓納めても、少しも損徳がないと云ふ様に見て来れば、此無限に續く二十五圓の年金の現價の合計は、五百圓だと云ふことになつて参ります。實際に計算して見ますと、

- 二十五年までの年々の御布施の、現價の合計は……………三五二、三五^円
- 五十年までの年々の御布施の、現價の合計は……………四五六、四〇^円
- 百 年までの年々の御布施の、現價の合計は……………四九六、二〇^円

と年數を經るに從つて五百圓に近くなつて來るのであります。かうやつて無限の年數に亘つてお布施の現價を計算して行きますと遂には五百圓になつて了ふのであります。それで、吾々は、永續年金の現價は元金であると云ふことを知つたのであります。即ち、そこで左の公式が成り立ちます。

※遺贈の現價 = 元金 / (1 + 年利) の無限級数

永續年金の應用

では一體永續年金と云ふものは、お布施を勘定する時にのみ必要なものかと申しますと、さうではありません。實に應用の廣いもので、永續的に年々一定の金の這入るものの値段を評價するには、是非必要なものであつて、株式の價格、土地の價格は勿論、すぐ後に述べる、暖簾代の價格の計算までも、之に依つてゐるのであります。

只一寸こゝに御詫びをせねばならぬ事は、説明の都合上事實を多少曲げた事でありました。それは甲賀博士は、三井信託に、名は永代香料であります、實は百年間の香料として五百圓を信託せられたのであります。従つて、信託せられた方では、今後百年間に元金も利息もなし崩しにして、お寺に上

げ、百年目の最後のお布施を支拂ふ時には、一文も残らない様に、按配して年々同じ額をお寺に納めなければならぬのであります。然し信託の運用率は、一定して居りませんから、かう云ふ方が無理かも知れませんが、少くとも、初めにその計算をして豫算を建て、行かないと、お布施に過不足が出来て、娑婆の景氣、不景氣が、お淨土の方までも響いて行く事になつて、思はしくない結果を生じますから、元利均等なし崩しの豫算だけでも立て、置く事が必要であります。年五分で元利を百年間でなくして了ふのには二十五圓より少し多く二十五圓十九錢宛年々出して行けば、丁度百年目には、元利が全部なくなつて了ひます。かうなれば最早永續年金ではなくなつて、普通の定期年金になつて了ひます。其算法は何れ章を改めて御話し申し上げます。

第七章 利廻から見た權利金、暖簾代、老舗料

權利と暖簾と老舗

煙草屋の權利、湯屋の權利、本屋の權利、サテハ借屋の權利、電話の權利、等々我國ほど權利の種類が多い國も又とないでせう。露店を一つ出すのでも、權利金が要るし、一寸の仕事をするにも權利

代がついて廻ると云ふ始末です。

これが反對に『利権』になると、スグ疑獄を聯想して何んだか響が悪くなります。鐵道敷設の利権、木材拂下の利権、水利の利権、乗合自動車の利権、曰く何、曰く何といろく數へ立てれば、なか／＼盡きません。どんな法律の本にも、又どんな字引にも書いてありませんが、取る前までが利権でそれを取つて了へば、権利とひつくり返へるのが普通の使ひ方の様に思はれます。権利を取る前の利権なればこそ、そこに收賄、贈賄の餘地があるのです。

又店を居抜き、譲り受ける時によく『暖簾代』とか『老舗料』とか云ふものを取られます。細の暖簾に『伊勢屋』と白く染め抜いた暖簾そのものに價値がある譯ではありません。否暖簾は骨董品等と同じ様に古ければ古い程價値があるのです。然らば一體價値のあるのは何であるかと申しますとそれはその暖簾の元に行はれて居る營業上の信用そのものなのです。

店を譲り受ける時や、營業に割込む時に、多額の權利金や、暖簾代を拂つたり、又利権が多く政治屋から狙はれたりするのは、そこに普通の投資よりも有利な點があるからでせう。この有利な點が權利となり、利権となり、暖簾代となつて現れて來るのです。

それです。利廻計算の方から申しますと權利と云ひ、利権と云ひ、暖簾代又は老舗料と云ふも、

皆同じ範疇に這入る可きものであります。

權利の本體は獨占と信用

さて何んの營業でも事業でも、そこに暖簾代が生まれ權利金が生ずるのは、こゝに何か普通の投資よりも合理的な點があるからだ云ふ事は前段説明の通りであります。有利ならばすぐそこには競争者が現はれるのが普通です。早い話があつた、ペビーゴルフです。之が儲ると云へば、向ひにも、隣りにもと云つた工合に出來て來る。苟も少しでも遊んでゐる土地があるとか、ビルディングで屋根が平だとか云ふと、スグそこにゴルフリンクが生れて來る。然しあまりにゴルフ屋が多く出來て來ると供給過多で、切角の儲けもスグに剝て了ふと云ふ有様です。

こんな自由競争の認められてゐる世の中になぜ一つの儲け仕事に長續するでせうか？ それは何等かの關係でその仕事に獨占的になつてゐて、事實上自由競争が許されてゐないからであります。先づ煙草屋に就いて考へて見ませう。煙草屋を開くにはその地方の專賣局の許可が要ります。附近に煙草屋がなく又相當な賣上をする目度がないと認可せられません。然し一度認可せられれば、理由なくして取消さるゝ事もないし、又附近で他人が同業を開設する事も出來ない仕組になつてゐます。又湯屋

も同様です。地方もさうですが東京市では警視廳は浴場設置距離を百十間以上と制限して居ります。他人がその制限以内で勝手に湯屋を開く事は出来ません。

従つて何れも或る制限せられた範囲内の獨占事業になつてゐるのであります。

獨占と云ふ點から申しますと本屋も亦然りです。これは別に政府の認可を受ける必要はないのですが、組合の許可が要ります。即ち東京市内では周圍三丁以内同郡部では四丁以内に同業者のない事が必要であります。それ以内に本屋を開く事は、各人の勝手ですが、肝心の雑誌の供給が受けられませんか。それではテンデ初めから商賣になりませんので、自然と本屋にも権利が生れて來るのです。

利権となりますと、苟も政治屋を引き付ける位ですから、モノが大分大きくなつて參ります。小さい仕事では『ガソリン代にもならないヨ』と云つた工合でテンデ見向きもしてくれません。そして之はまた全くの獨占事業であるのが普通です。或る地點から或る地點までの鐵道敷設の利権が取れば、餘程重大な理由のない限り、競争線が許可せられませんが、又人絹バルブ製造の爲めに木材採伐の利権を取れば、他人は最早其山に斧を入るゝ事は出來ないのであります。利権には如此獨占的な仕事が多いのですから一度取つて了へば、そこに権利が生じて來るのであります。

暖簾代や老舗料となると一寸今までの場合と異つて參ります。銀座の天金の隣りに同じ家造り同

じ資本で天ぶら屋を開業しても天金ほどの繁昌は望めますまい。それは獨占的だからと云ふ譯でもないし、又場所の便、不便に依ると云ふ譯でもありません。

然らば一體『何が天金を繁昌させてゐるか』と申しますと、これは天金が永らく御客に賣り込んだ信用——種がよい。古い油を使はない。揚方がうまい——と云ふ様な客に與へた好印象がかく繁昌を齎して來てゐるのです。

凡て獨占と云ひ、信用と云ひ、同じ金額を他のものに投資するよりも餘分な利益を生んで呉れます餘分な利益を擧げるからには、獨占なり信用なりは一種の資本であり、且つ又元金であると考へなければなりません。此餘分の利益の利廻を金利と比較して獨占なり信用なりを金錢に見積る事を『現價に換算』すると云ひ、権利金や暖簾代は皆こうして算出せられたものであります。

評價利率

私は今まで主として或價格から利廻を算出する事を御話しして來ましたが、今度は反對に利廻から現價を逆算する事を御話し致しませう。

さて之等の計算の根本になる概念は『評價利率』と云ふことです。幾何の利率で権利金や暖簾代を

評價するか、其高低如何に依つて金額に大きな開きが生じて参ります。然らば

- (イ) 其評價利率とは一體どんなものか、又
- (ロ) 利率で評價するとは如何なる事か、

と云ふ疑問が起つて来るでせう。それで先づ評價利率の方から説明を致しますが、この評價利率と云ふものは更に、標準金利と保険料との合計で、即ち之を數式で現はせば、

標準金利と保險料との合計で、即ち之を數式で現はせば、

の二部分から成り立つて居りますから、評價利率の事を御話ししよとすれば勢ひ、標準金利と保険料との事を御話しせねばなりません。

標準金利と保險料

金は壺に入れて、土に埋めて置かない限り、どんな所に置いても必ず殖えるものだと言ふ事は、今更申す迄もありませんが、此内で何等の危険も含まない、従つて最も安全な金の置場は、何處かと尋ねて見ますと、先づ郵便局に預ける事と、公債を買ふ事の、この二つより外にないと云ふ事になるの

であります。此二者は、前よりも大きな震災が起きて、日本の國が海の底に沈んで了はない限り、元金のとれなくなる心配のないもので、即ち安全率から云へば百パーセントの殖法であります。其代りに一番利廻が悪いのですがそれは仕方がない、と云ふのは投資について何等の知識のない人にでも出来るし、又自分が何んにも努力を加へず、又は心配しなくても之だけのものが手に這入るからです。これだけの額は金それ自身が稼いでくれた高であつて人が何等の手傳もして居りません、云はゞ混り氣のない純粹の金利そのものであります。之を茲では『標準金利』と名付けて置ませう。貸金をすれば利廻がよいとか、株式を買へば利廻がよいとか申しますのは、此純粹の金利即ち金そのもの、儲ける力に、人が心配した心配賃や、前に御話をした貸倒れに對する保険料などが、加算せられてゐるから、それと合せて利廻がよいと云ふのであります。それで此標準金利なるものは決して一定不變なものではありません。國により、又其時々々の經濟状態に依つて異つて参りますが、現在我國ではどうなつてゐるかと申しますと、

- 郵便貯金 四分二厘
- 短期公債 四分五厘

と云ふことになつて居ります。尤も郵便貯金は以前は四分八厘でありましたが、昭和五年十月利下が

行はれて現在の四分二厘となつたのであります。それは不景氣の爲めに金も就職口を失つて働く場所が無くなり、この方にも失職者ならぬ失職金が澤山出来て、今迄よりも稼ぎ高が減じて来た結果であります。

純粹の金利の標準として此四分二厘を取らうと思ひますが、何分にも二千圓以上一人で預け入れる事が出来ない規定になつて居りますから、少し大量の投資を考へる場合には標準金利として不都合を生じて参ります。それで私は公債特に短期の五分利公債を標準金利として選びたいと思ひます。これならば安全と云ふ點は勿論ですし、又利息も日歩計算（裸相場）になつて居りますから金そのものゝ稼ぎ高を正確に標示してくれます。尤も外にも標準とす可き金利、例へば日銀の商業手形割引率や、長期公債（甲號五分利の如きもの）の利廻等も考へられますが、今の場合は短期公債の利廻を以て標準金利として大過ないものと信じます。

次には保険料の事ですが、保険料と申しましても、生命保険や、火災保険の保険の保険料の事ではありません。前に御話した通り、事業や投資をして損をした時、之を償ふ爲めの貯蓄を云ふのです。貸金をして其内の幾分は回収の不能になる事を、覺悟しなければなりません。その爲め豫め貸金をしたら純粹の金利の外に此損害に備へる準備金と云ふ意味で、倍にも三倍にも高く貸付けます。危険

の多い貸付であればある程此保険料を高く取るのですが、事業や貸金に失敗がなければ保険料だけは丸儲けとなります。茲に云ふ保険料とはかう云ふ意味なのです。

暖簾代權利金の見積り方

さて之から、暖簾代や權利金の見積り方を御話致します。

或人が壹萬圓を投じて湯屋を開業した、其最近三年間の平均收支計算は次の通りである。

収入

一年間の平均収入 七、〇〇〇圓

支出

燃料、給料其他の營業費 五、〇〇〇圓

差引純益 二、〇〇〇圓

今此湯屋の權利金を算出して見ませう。其要領は、

(一) 最初に此營業全體の價格を算出し

(二) 次に此全體の價格から最初の投資額を引きます。

(三) 残りがあればそれが即ち暖簾代です、若し残りがなければ此營業は未だ暖簾代が附いてない即ち未だ老舗になつてないと云ふことになるのであります。

先づ最初に此湯屋と云ふ營業の全體の價は幾何であるかを求めて見ませう。一體湯屋の價格は、此湯屋を構成してゐる湯ぶねや、桶や、ポイラーや其他個々の設備の總額ではありません。湯屋全體の一つの企業財團と見て、その企業の價格を見て行かなければなりません。それには此湯屋の收利力、即ち利益を生み出す力を、前掲の評價利率と比較すればよいのです。

さて標準金利は前述の如く四分五厘(短期公債の利廻)であり、又此企業の保険料として——他の同種の投資物とも比較した上で——五分五厘を見込めば評價利率は丁度一割となります。此評價利率の一割と、年純益の二千圓とから、簡單に此企業全體の價格を算出することが出来るのであります。

それは前章で申上げた、永續年金の公式を應用すればよいのです。即ち、湯屋を開いてゐる限り年々二千圓宛の利益があるので、之は一種の永續年金と見ることが出来ます。利率が一割の時、年額二千圓宛の利息を生んで呉れる元金は永續年金の公式に依りまして、

$$2,000.00 \div 0.1 = 20,000.00$$

二萬圓だと云ふことが分かります。それで年々二千圓宛の儲けを擧げて呉れると云ふ點から見ますと

二千圓の利息を擧げる元金も、此企業全體の價格も同じだと見なければなりません。利息二千圓の元金が二萬圓である以上、此企業全體の價格も亦二萬圓だと見て、何の不都合も御座いますまい。即ち之を公式的に書き變へますと、

$$\text{年額利益} \div \text{評價利率} = \text{企業全體の價格}$$

次に此企業全體の價格から最初に投下せられた額を引けば即ち暖簾代が出て来るのであります。即ち之を公式的に書けば、

$$\text{企業全體の價格} - \text{最初の投資額} = \text{暖簾代}$$

此の場合では、

$$20,000.00 - 10,000.00 = 10,000.00$$

即ち此湯屋の權利金が壹萬圓と云ふ事になるのであります。

(以上大體暖簾代や、權利金の算出法を御話し致しましたが、之も數多くある方法中の一で、他に幾通も算出法のある事を附記しておきます)

第八章 土地の評価法と利廻

第一節 利廻から見た地價

取らまへ所のない土地の値段

土地の値段程不同の甚だしいものはない。土一升、金一升の所があるかと思へば、只で呉れても貰ひ手のない場所もある。現に——これは外國の話だが——紐育のウォール街と、ブロード、ストリート（ブロード、ウエーに非ず）の交叉點、モルガン商會のある場所等は、一時四萬弗を唱へてゐた位であつた——と云ふても之は一坪の價ではない。一平方呎の價だから、坪當りザツト、二百八十八萬圓になります。之こそ全く、文字通りの、土一升、金一升の土地と云ふてよいでせう。

又風光絶佳。避暑の好適地、分譲價格坪五十錢。なんて云ふ三行廣告につられて行つて見ると、開くと見るとでは大異ひ、多摩川の河原の中央で、雨の二日も降らうものなら、水浸りになる、とても大變な土地で、五十錢は愚か、只だつて貰ひ手のない様な所だつた、と云ふ實話を聞かされた事があります。

ります。

同じ地表の一部でありながら、土地の價格と云ふものは、どうして、かう不同が甚しいのだらう。不釋奔放、取らまへ所のない土地の値段にも、何か依る可き一つの準繩があるのでありませうか？

土地の種類

地價はどうして定められるか、を御話する前に先づ土地にはどんな種類があるかを申上げねばならない。土地は都會と、田舎に依つて、其使用の目的が全然異つてゐる。都會ではその上に建物を建てるのが目的であり、田舎ではそれを耕作して、農作物を作るのが目的であります。従つて収益の率が異ひ、標價の標準も、前者と同一ではないのであります。

それで、かう云ふ標準から土地を分類すれば、

- (イ) 耕 地
- (ロ) 住宅地
- (ハ) 業務用地

の三となるのであります。

土地を分けて、以上の三種類になると申しましても、別に此三者の間に載然たる區別がある譯では
ありません。此三者が互に錯綜して、渾然一體をなしてゐるのであります。即ち住宅地でありながら
業務用地を兼ねてゐる所もあれば、今は耕地であるが、近い将来に於いて、住宅地になる土地もある
のであります。

普通都會地に於ける商家——特に小賣商の建つてゐる土地等は、大抵、住宅地と、業務用地とを、
兼ねてゐる事は申すまでもありますまい。又先年、上野、大宮間電化の噂が立つた所が、浦和や蕨に
土地會社が雨後の筍の様に出来て、今までは一反歩幾何で賣買せられて居た、未だ蛙の鳴いて居る青
田圃までが、坪何圓と呼聲だけでも唱へる様になつたのは、耕地から近い将来に於いて住宅地、乃至
業務用地に變更せられる見込が出来たので、自とそこに、採算の基礎が變つて来て、かくの如く地價
が暴騰する様になつたのであります。

市場價格と正常價格

凡て物の値段には

(イ) 市場價格

(ロ) 正常價格

の二通りを考へる事が出来ます。土地も商品の一種である以上、地價にも亦、二通の値段があるので
あります、市場價格と云ふのは、其日々々の出来値であり、正常價格と云ふのは、或何等かの基準か
ら算定した標準の値段であります。

それは物に譬へれば丁度、波と水平面との關係の様なものであります。「波」は「水の皮」と書いて
あります。水の表面は常に、風に吹き付けらるゝが儘に、高低起伏してゐますが、風が止み、波穏か
になれば、その正常の相である。水平面に歸るのであります。即ち價格も之と同じ事で、一時の假需
要、思惑、等で、時には波瀾重疊を來す事もありますが、永らくの間には、正常價格に歸らうとする
傾向のあるものであります。
例を爲替相場に取ればよく分ります。法定平價は即ち正常價格であつて、日々の相場は市場價格
に相當するものであります。

土地の獨占的性質